

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2025年6月19日
【事業年度】	第52期（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）
【会社名】	ぴあ株式会社
【英訳名】	PIA CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 矢内 廣
【本店の所在の場所】	東京都渋谷区東一丁目2番20号
【電話番号】	03（5774）5278
【事務連絡者氏名】	専務取締役コーポレート担当 吉澤 保幸
【最寄りの連絡場所】	東京都渋谷区東一丁目2番20号
【電話番号】	03（5774）5278
【事務連絡者氏名】	専務取締役コーポレート担当 吉澤 保幸
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第48期	第49期	第50期	第51期	第52期
決算年月	2021年 3 月	2022年 3 月	2023年 3 月	2024年 3 月	2025年 3 月
売上高 (百万円)	67,355	25,829	32,763	39,587	45,362
経常利益又は経常損失 (△) (百万円)	△6,008	△845	600	922	2,378
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失 (△) (百万円)	△6,664	△1,122	1,415	1,118	1,591
包括利益 (百万円)	△6,667	△1,104	1,449	1,122	1,568
純資産額 (百万円)	1,910	2,807	4,354	5,544	7,239
総資産額 (百万円)	52,784	64,598	74,798	90,271	102,150
1株当たり純資産額 (円)	127.13	184.10	284.99	362.89	472.51
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失 (△) (円)	△479.04	△74.15	92.77	73.23	104.03
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	3.5	4.3	5.8	6.1	7.1
自己資本利益率 (%)	—	—	39.6	22.6	24.9
株価収益率 (倍)	—	—	103.2	121.2	64.5
営業活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	△21,858	13,058	9,355	12,375	15,336
投資活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	△4,163	△2,701	△3,564	△2,216	△1,932
財務活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	17,285	△1,132	△3,797	△2,596	△1,022
現金及び現金同等物の期末残高 (百万円)	15,135	24,361	26,356	33,919	46,301
従業員数 (人)	332	342	331	448	517
(ほか、平均臨時雇用者数)	(514)	(499)	(493)	(466)	(457)

- (注) 1. 第50期、第51期及び第52期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。第48期及び第49期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、1株当たり当期純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
2. 第48期及び第49期に係る自己資本利益率及び株価収益率については、当期純損失を計上しているため記載しておりません。
3. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第49期期首から適用しており、第49期以降に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第48期	第49期	第50期	第51期	第52期
決算年月	2021年 3 月	2022年 3 月	2023年 3 月	2024年 3 月	2025年 3 月
売上高 (百万円)	67,065	25,158	31,442	37,558	43,382
経常利益又は経常損失 (△) (百万円)	△5,970	△831	476	857	2,027
当期純利益又は当期純損失 (△) (百万円)	△6,637	△1,203	1,329	752	1,345
資本金 (百万円)	4,924	5,942	5,962	6,444	6,468
発行済株式総数 (株)	14,657,613	15,346,513	15,358,813	15,641,413	15,656,713
純資産額 (百万円)	2,013	2,860	4,284	5,124	6,565
総資産額 (百万円)	51,768	63,323	72,966	88,028	98,778
1株当たり純資産額 (円)	138.19	187.55	280.65	335.38	428.75
1株当たり配当額 (円)	—	—	—	—	—
(うち1株当たり中間配当額)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失 (△) (円)	△477.13	△79.56	87.15	49.31	87.93
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	3.9	4.5	5.9	5.8	6.6
自己資本利益率 (%)	—	—	37.2	16.0	23.0
株価収益率 (倍)	—	—	109.3	566.4	69.0
配当性向 (%)	—	—	—	—	—
従業員数 (人)	300	305	285	344	404
(ほか、平均臨時雇用者数)	(461)	(449)	(425)	(433)	(416)
株主総利回り (%)	137.4	148.2	143.9	144.8	118.7
(比較指標：日経平均株価) (%)	(154.2)	(147.1)	(148.2)	(213.4)	(188.3)
最高株価 (円)	4,085	4,585	3,785	3,980	3,275
最低株価 (円)	1,616	2,686	2,855	3,020	2,483

- (注) 1. 第50期、第51期及び第52期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。第48期及び第49期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、1株当たり当期純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
2. 第48期及び第49期に係る自己資本利益率及び株価収益率については、当期純損失を計上しているため記載しておりません。
3. 第48期、第49期、第50期、第51期及び第52期に係る配当性向については、無配であるため記載しておりません。
4. 最高株価及び最低株価は、2022年4月4日より東京証券取引所プライム市場におけるものであり、それ以前については東京証券取引所市場第一部におけるものであります。
5. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第49期期首から適用しており、第49期以降に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

2【沿革】

1972年7月 大学生であった創業メンバーが、東京都中野区にて、情報誌月刊「ぴあ」を創刊。

1974年12月 東京都千代田区猿樂町において資本金5百万円で「ぴあ株式会社」を設立。

1976年10月 出版取次会社と取引開始。

1979年9月 情報誌「ぴあ」を月刊から隔週刊に変更。

1980年4月 当社の業態を「出版業」から「情報伝達業」へと再規定。

1983年4月 東京都千代田区麹町に本社移転。

1984年4月 コンピュータによるチケット販売サービス「チケットぴあ」及び「ぴあカード」会員制度開始。

1985年6月 関西地域の情報誌「ぴあ関西版」を創刊。

1986年4月 大阪府大阪市北区に大阪支社（現・関西支社）を開設、関西地域での出版業及びチケット販売業を開始。

1987年12月 テレビ情報誌「TVぴあ」創刊。

1988年7月 愛知県名古屋市中区にチケットぴあ名古屋株式会社を設立。

1988年8月 愛知県名古屋市中区に名古屋支局（現・中部支社）を開設、中部地域での出版業及びチケット販売業を開始。

1988年9月 中部地域の情報誌「ぴあ中部版」創刊。

1990年2月 福岡県福岡市中央区にチケットぴあ九州株式会社を設立及び九州営業所を開設、九州地域でのチケット販売業を開始。

1990年11月 情報誌「ぴあ」関東版を隔週刊から週刊に変更。

1993年5月 音声応答チケット販売予約「Pコード」予約開始。

1995年5月 東京都千代田区三番町に本社移転。

1996年12月 「第18回オリンピック冬季大会長野1998」のオフィシャルサプライヤーに決定。

1997年10月 インターネット上にホームページ「@ぴあ」開設。

1998年7月 「ぴあアイデンティティ (PI)」を策定。

1998年9月 株式会社ファミリーマートと業務提携し、「チケットぴあ」販売ネットワークを拡大。

1999年4月 本社内にぴあデジタルコミュニケーションズ株式会社を設立。

1999年8月 テレビ情報誌「TVぴあ」五版化（関東版、関西版、東海版、北海道・青森版、福岡・山口版）。

1999年12月 チケット販売専用サイト「@チケットぴあ」開設。

2000年4月 北海道札幌市中央区に北海道営業所（現・北海道支局）を開設、北海道地域でのチケット販売業を開始。

2000年5月 「2002FIFAワールドカップ」の国内チケット管理業務をJAWOCより受託。

2000年6月 株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモの「iモード」でのチケット販売サービス「iモードチケットぴあ」のサービス拡充、本格展開開始。

2001年3月 「スポーツ振興くじ」の本格販売開始。当社は販売ネットワーク、店舗開拓等の運営面で協力。

2001年10月 株式会社セブン-イレブン・ジャパンと業務提携し、「チケットぴあ」販売ネットワークを拡大。

2002年1月 東京証券取引所市場第二部に株式を上場。

2002年4月 広島県広島市に広島事務所（現・中四国支局）を開設。

2002年6月 株式会社サンクスアンドアソシエイツと業務提携し、サンクスでのチケット販売を開始。

2002年10月 ぴあ総合研究所株式会社を設立。

2003年2月 全国のセブン-イレブン店舗でチケット販売をスタート。

2003年5月 東京証券取引所市場第一部に指定替え。

2003年6月 宮城県仙台市に仙台事務所（現・東北支局）を開設。

2003年10月 電子チケット事業商用化開始。

2005年10月 株式会社サークルK・サンクスの全店舗にてチケット販売を開始。

2007年5月 買収防衛策を導入。

2008年6月 凸版印刷株式会社（現 TOPPAN株式会社）、株式会社経営共創基盤への第三者割当増資を実施。

2009年12月 株式会社セブン&アイ・ホールディングスとの業務・資本提携契約を締結。

2010年4月 株式会社東京音協を設立。

2010年6月 全国のセブン-イレブン店舗にてチケット販売を再開。

2010年10月 情報誌「ぴあ」中部版を休刊。

2010年10月 情報誌「ぴあ」関西版を休刊。

2011年1月 東京都渋谷区東に本社移転。

2011年7月 情報誌「ぴあ」首都圏版を休刊。

2012年2月 公益社団法人日本プロサッカーリーグとJリーグオフィシャルチケットングパートナー契約を締結。

2012年7月 第30回オリンピック競技大会（2012/ロンドン）にて「JOCオフィシャルチケットングマネジメント」として日本国内のチケット販売総代理業務を受託。

2012年10月 東日本大震災復興支援活動を行う「一般社団法人チームスマイル」を設立。

2014年7月	チケットぴあ「定価リセールサービス」を導入。 「PFF（ぴあフィルムフェスティバル）」が第32回川喜多賞を受賞。
2014年12月	北京ぴあ希肯国際文化発展有限公司（ぴあ希肯）に出資参画。
2015年9月	ぴあグローバルエンタテインメント株式会社を設立。
2017年4月	「PFF（ぴあフィルムフェスティバル）」を一般社団法人化。
2017年6月	チケット高額転売問題の対策として音楽業界団体が立ち上げた公式チケットトレードリセールサイト「チケトレ」の運営を受託し、サービスを開始。
2017年9月	「ラグビーワールドカップ2019日本大会」において、同大会組織委員会より「チケッティングサプライヤー」として、国内外のチケッティング業務を受託。
2017年12月	一定の条件を満たす従業員等335名を対象として譲渡制限付株式（RS）付与を実施。
2018年6月	三井物産株式会社とヤフー株式会社との合併会社である「ダイナミックプラス株式会社」と業務提携。
2018年11月	アプリ版「ぴあ」を本創刊。
2019年10月	ぴあフィールドサービス株式会社を設立。
2020年3月	PFF主催「第1回大島渚賞」授賞式・記念上映会を開催。
2020年5月	コロナ禍にre:STARTプロジェクトを始動。ライブ動画配信サービス「PIA LIVE STREAM」をリリース。
2020年7月	横浜・みなとみらい地区に収容1万人規模の大型音楽アリーナ「ぴあアリーナMM」を開業（創業記念日である7月10日に「ゆず」によるこけら落とし映像配信を実施）。
2020年10月	スマートフォン向け「チケットぴあ」アプリをリリース。
2021年3月	ダイナミックプライシングの普及に向け、ダイナミックプラス株式会社に追加出資し持分法適用会社化。
2021年4月	スポーツ産業に必要な人材を育成する「ぴあスポーツビジネスプログラム」（PSB）を開講。 「ぴあコーポレート・アイデンティティ（CI）」を策定。
2021年5月	三菱地所株式会社と業務・資本提携契約を締結。
2021年6月	「ぴあステーション」「チケットぴあスポット」のフランチャイズ運営を終了（6月末）。
2021年7月 ～同9月	東京2020オリンピック・パラリンピックにおいて、TSP（Ticketing System & Service Provider）としてチケッティング、ゲーティング業務を受託。
2022年3月	ぴあネクストスコープ株式会社（PNS）を設立。 2025年日本国際博覧会（大阪・関西万博）の入場券販売関連システムサービス提供業務を受託。
2022年4月	東京証券取引所プライム市場へ移行。
2022年5月	三菱地所株式会社との合併会社「MECぴあクリエイティブ株式会社」を設立。
2022年7月	創業50周年を迎える。
2022年10月	「ぴあネクストスコープ株式会社（PNS）」の株式譲渡に伴い、「ぴあ朝日ネクストスコープ株式会社（PANX）」に改称、新体制発足。
2022年11月	「ぴあ創業50周年感謝イベント」をぴあアリーナMMで開催。
2022年12月	「一般社団法人チームスマイル」の東日本大震災復興支援活動を終了。
2023年4月	チケットエージェンシー3社が共同で、イベント主催者向けチケット業務の共通基盤システム「TAプラットフォーム」を提供開始。
2023年10月	従業員向け「ライブ・エンタテインメント補助制度」及び「ぴあ公認部活制度」スタート。
2023年12月	落語の動画配信サブスク「ぴあ落語ざんまい」、サービス開始。 日本オリンピック委員会（JOC）と「公式チケッティングマネジメント契約」を締結。
2024年3月	「ぴあ会員」数が2,000万人、「ぴあカード会員」数が30万人を突破。
2024年10月	日本航空株式会社（JAL）と業務提携。
2024年11月	カルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社（CCC）と業務提携。

■ぴあ創業50周年の歩みを記念ムービー（約20分）にまとめていますので、ご覧ください。

URL：<https://w.pia.jp/t/50th-movie-yuho2022/>

3【事業の内容】

当社グループは、当社と連結子会社8社、持分法適用の関連会社6社等により構成されており、音楽・スポーツ・演劇・映画・各種イベント等のチケット販売、レジャー・エンタテインメント領域におけるムック・書籍の刊行及びウェブサイトの運営、コンサートやイベントの企画・制作・運営などを主たる業務としています。

(1) 当社グループの事業概要

① チケッティングビジネス

当社の興行チケット予約販売システム「チケットぴあ」は、1984年にスタートした日本初のコンピュータオンラインネットワークによるチケット販売システムです。当システムには、音楽、スポーツ、演劇、映画及びレジャーなど様々なレジャー・エンタテインメントのチケットが、年間で延べ約160,000公演分登録され、総発売枚数は約8,500万枚にのぼる、日本最大級の取扱規模となっています。チケット販売ネットワークは、全国約38,000カ所（セブン-イレブン、ファミリーマートを含む）の購入・発券場所を有するとともに、インターネットでは24時間の受付・販売を行っています。

当社は、規模を問わない約45,000社にのぼる興行主催者等と取引を行うとともに、大手興行主催者や、Jリーグ、プロ野球、ラグビーやバスケットボールなどのスポーツ団体、全国のホール・劇場等に「チケットぴあ」システムを提供し、チケッティング業務をトータルにサポートしています。

また、これまでのチケット販売によって蓄積されたノウハウを活用した票券管理業務も行っています。国際イベントへの協力も多く、1998年開催の長野冬季オリンピックでは、「チケットマネジメントのカテゴリーにおけるオフィシャルサプライヤー」としてチケット販売管理業務を受託し、以降夏季・冬季を通じてすべての大会において、日本国内分の観戦チケット販売業務を行っています。2002年5月開催のサッカー「2002FIFAワールドカップ」においても、「2002FIFAワールドカップ日本組織委員会」よりチケット販売管理業務を受託し、チケットセンターの電話問い合わせ対応、申し込みガイドの製作、抽選処理、入金管理、チケット販売に関するコンサルティングなどで協力しました。「ラグビーワールドカップ2019日本大会」においては、「チケッティングサプライヤー」として、また「東京2020オリンピック・パラリンピック」においては、同大会組織委員会からチケッティングサービスを提供する業務委託事業者（TSP※）として、それぞれ公式チケットサイトの構築、運営等をはじめとする国内外のチケッティング業務、及びゲーティング業務を担いました。1年の延期を経て、無観客開催となりましたが、オリンピックでは約675万枚、パラリンピックで約190万枚の観戦チケットを世界各国に向けて販売し、その払い戻しも対応しました。開催期間中の全会場におけるチケッティング、ゲーティング業務も一括受託し、ぴあ社従業員約250人体制で一連の業務を無事完遂しました。この経験とノウハウを活かし、今後の様々な国際大会、イベントへの参画も予定しています。

これらのチケット販売を支えるプロモーション・メディアとしては、「チケットぴあ」、アプリ版「ぴあ」をはじめとするウェブサイト、スマートフォンサイト、スマートフォンアプリ、提携コンビニエンスストアが発行するフリーペーパー、さらに新聞、ラジオ及びテレビ等マスメディアと連携して実施する興行告知及び興行主催者が行う興行広告などがあり、集客エンタテインメントの情報配信を広範囲にサポートしています。

※TSP … Ticketing System & Service Providerの略

② ソリューションビジネス

当社では、チケット販売だけでなく、「チケットぴあ」のシステムやノウハウを提供するとともに、プロモーションや販売サービス、顧客管理戦略の立案まで、法人向けに各種ソリューションビジネスを展開しています。興行主催者（スポーツ団体や劇団等）、ホールやスタジアムなどに対し、各業界のビジネスパートナーとして、収益拡大やマーケットの活性化に向け幅広い業務をサポートしています。

③ コンテンツビジネス

集客エンタテインメントのさらなる発展に向け、各種興行イベントの主催、企画、制作、運営に積極的に取り組んでいます。音楽フェスティバル、舞台、オリジナルイベントの単独主催にはじまり、話題のイベントや映画への出資参画、アジアマーケットへの進出などビジネス領域を拡大しています。また、物販や各種サービス・商品開発など、多面的な展開を図り、新たな収益の拡大につなげています。

④ ホール・劇場ビジネス

メディアビジネスやチケット流通事業、イベントの企画や主催等を通じて培ってきたノウハウを活かし、1万人を収容する音楽専用ホール「ぴあアリーナMM」（横浜・みなとみらい地区）を、当社の創業記念日である2020年7月10日に開業しました。これにより、コンテンツ、ソリューション、チケット流通、プロモーションに加え、会場運営という新たな事業をスタートさせたことで、エンタメの送り手と受け手を一気通貫に結ぶ“感動のライフライン”の実現に大きく前進しました。

「ぴあアリーナMM」は、民間ならではの視点から音楽業界のニーズを丁寧にくみ取り、コンサートを観る側と演じる側の双方にとって、その環境や使い勝手を最適化したアリーナです。地下1階、地上4階建ての縦に長いハコ型構造で、ステージと客席の距離が近く、飲食施設も充実しており、ホスピタリティラウンジやカフェも併設しています。

また、2026年度開業予定の東京駅直結「TOFROM YAESU」内にオープンする劇場・カンファレンスホールを運営することになり、一般社団法人チームスマイルから引き継いだ「豊洲PIT」「仙台PIT」とあわせて、ホール運営事業を本格化させてまいります。

⑤ メディア・プロモーションビジネス

当社グループは、レジャー・エンタテインメント領域における話題の情報を満載した書籍や雑誌を刊行し、チケット事業とのシナジーも高めています。さらには、受託型出版物である「月刊スカパー！」や、「セブン-イレブン」で配布するフリーペーパー「7（セブン）ぴあ」など、従来の出版業界構造とは異なる新しいメディア形態を開発し、収益構造の安定化に注力しています。

また、デジタルネットワーク社会の浸透に伴い、ウェブサイトや、スマートフォンアプリ、放送等の様々なメディアを用いたクロスメディア型事業も推進しています。

主な出版物は、以下のとおりです。

(ムックス)	花火やドライブなどのお出かけ情報、飲食店やカフェなどのグルメ情報関連の各種レジャームック、「SODA」「PMC」などのエンタテインメント雑誌、サッカーやラグビーなどのスポーツ関連雑誌等
(書籍)	定期刊行誌連載企画のスパインアウト型書籍、書き下ろし書籍、写真集、料理・グルメ関連書籍等
(受託型・ 有料情報型出版物)	「月刊スカパー！」 「7ぴあ」（セブン-イレブン限定フリーペーパー）等

2018年11月末には、情報誌「ぴあ」の世界観やコミュニティをインターネットの環境に復活させたアプリ版「ぴあ」がスタートし、約165万人の会員にご登録いただいています。映画、ステージ、アート、音楽、クラシック、イベント等の網羅的な開催情報から、ニュース、エッセイ連載など、情報誌「ぴあ」で掲載していた各種コンテンツ・機能をひとつのアプリに凝縮しました。2020年10月にリリースした「チケットぴあ」のスマートフォンアプリとも完全連携し、よりスムーズにチケット購入ができるように改良するとともに、新たにスポーツジャンルを収録して、コンテンツの充実を図り、より日常的に活用できるようバージョンアップを重ねています。

また、2023年12月からは、伝統芸能の継承、若い世代の活躍推進を視野に、「ぴあ落語ざんまい」という高座映像約3,000本を鑑賞できるサブスクリプションサービスをスタートしています。

⑥ 会員サービス

当社では、「チケットぴあ」の開始と同時に会員制度もスタートさせました。会員にはクレジット機能を持つ「ぴあカード」を発行し、4,180円（税込み）の年会費により様々なサービスを提供しています。一般販売に先駆けチケット先行予約、映画館、劇場、遊園地等アミューズメント施設の料金割引などのサービスにより、会員数は約35万人を数え、その会費収入は当社グループの安定した収益源のひとつとなっています。さらに、「チケットぴあ」のウェブサイト上での様々なサービスが受けられる会員組織「ぴあ会員」（会員数約2,200万人）も運営し、インターネット上でのチケット販売や、会員限定の抽選チケット販売等のサービスを提供しています。

また、「チケットぴあ」システムと「ぴあカード」のノウハウを活用し、新国立劇場友の会「クラブ・ジ・アトレ」やサントリーホール「サントリーホール・メンバーズ・クラブ」をはじめとした他社の会員管理業務を代行するビジネスも展開しています。

⑦ スポーツくじビジネス

1999年12月、スポーツ振興政策の財源確保の手段として導入されたスポーツくじの販売・払戻し等の運営管理業務を目的として、日本スポーツ振興くじ株式会社が設立されました。当社は、専門業務を行う中核7社のひとつとして、会員組織の運営管理業務、店舗における販売促進のためのプロモーション活動及び販売店教育を担当してきました。

また、2005年12月より独立行政法人日本スポーツ振興センターが業務を直営化し、当社グループが独立行政法人日本スポーツ振興センターより委託を受け、スポーツくじの販売業務を担っています。2019年11月からは、当社の連結子会社であるぴあフィールドサービス㈱が一連の業務を行っています。

⑧ グループ企業との関係

当社グループのレジャー・エンタテインメント関連事業は、首都圏・関西・中部・九州・北海道・中四国・東北をはじめ、全国に広がっています。全国各地の興行主催者から当社が直接チケットを仕入れ、販売を行っていますが、中部地区においては、地元興行主催者をはじめとした、有力企業と合弁で設立した「チケットぴあ名古屋株式会社」を通じて、九州地区においては「チケットぴあ九州株式会社」を通じてチケットの仕入れ・販売を行っています。

「ぴあアリーナMM」での協業をきっかけに、「集客エンタテインメントと街づくりの一体化」を目的に、2021年5月、三菱地所株式会社と業務・資本提携を締結し、翌2022年5月には、合弁会社「MECぴあクリエイティブ株式会社」を設立しました。ぴあの得意領域とする集客エンタテインメントと、三菱地所の街づくりのノウハウを融合し、両社の既存領域にとらわれない独創的な事業の創出に取り組んでいます。

2022年3月には、「PIADMP」の好調を受け、DMS（デジタルメディアサービス）事業を分社化し、「ぴあネクストスコープ株式会社（PNS）」を設立。さらに、長きにわたりエンタテインメントジャンルの広告タイアップを展開してきた朝日新聞社が同社に資本参画し、新たなソリューションサービスの提供を目指す「ぴあ朝日ネクストスコープ株式会社（PANX）」が発足しました。ぴあが持つ、自社データを活用したデジタルマーケティングと、多数の媒体と顧客基盤を擁する朝日新聞社の強みを融合させ、これまでになかった独自の価値を生み出し、事業の拡大を図ります。

また、新たな取り組みとして、スイス・DAIMANI 社との業務提携により、日本・アジアの集客エンタメ業界におけるホスピタリティ文化の創出事業に本格参入し、2023年5月にはグローバル基準の「VIP向け高付加価値体験パッケージ」の企画・販売をスタートしました。日本・アジア地域のホスピタリティ市場の発掘とともに、集客エンタメ業界全体の活性化とユーザーの拡大にも貢献していきたい考えです。

(2) CSR活動

当社グループは創業時より、「ひとりひとりが生き生きと」「若くて新しいチャレンジをしている人たちを応援する」という企業理念に基づいた、CSR活動を積極的に展開しています。社会の「公器」として、社業を通じた社会貢献を行うとともに、企業価値の向上に努めます。

① ぴあフィルムフェスティバル（PFF）

PFFは、1977年12月東映大泉撮影所で開催された、映画、演劇、音楽の総合イベント「ぴあ展」での「自主製作映画展」からスタートしました。以降、「映画の新しい才能の発見と育成」を目指す活動として、自主製作映画を対象とした日本初の本格的なコンペティションをメインプログラムとした映画祭「ぴあフィルムフェスティバル（PFF）」を毎年開催しており、当期で45回目を迎えました。PFF出身のプロの映画監督は180名を超え、映画界における数少ないプロへの登竜門として日本映画界の活性化に貢献しています。2014年7月には、長年にわたるPFFの活動実績が評価され、第32回川喜多賞を受賞しました。（同賞は、日本映画の芸術文化の発展に寄与した個人・団体に贈賞されるもので、過去には黒澤明監督、市川崑監督、大島渚監督、淀川長治氏、三船敏郎氏など錚々たる映画人の方々が受賞しています。）

また、2017年4月からは、PFF事務局を一般社団法人化し、株式会社ホリプロ、日活株式会社をはじめとする約60社もの企業や業界団体の参画を得て、官民を含めた社会全体でこの活動を後押しできる環境を整え、「新しい才能の発見と育成」のさらなる継続と発展を目指すこととなりました。ここには、当社からも10億円の基金を拠出しています。

本活動の柱となる「PFFアワード」は、この映画祭のコンペティション部門で、全国から応募された毎回約600本にも及ぶ作品の中から入選作品を選び、映画祭「ぴあフィルムフェスティバル（PFF）」において一般公開しています。映画祭最終日には、映画監督を含む5名のクリエイターで構成される最終審査員によって選ばれたグランプリのほか各賞の発表が行われます。また、次のステップとなる「PFFスカラシップ」は、1984年からスタートした映画の製作援助システムで、PFFアワードの入選監督が次回作の企画をエントリーし、その中から「最も将来を期待できるフィルムメーカー」として選ばれた監督に対し、制作費の援助はもちろん商業映画の製作のノウハウから劇場公開までを事務局がサポートする、という一連の活動を展開しています。

また、新たな活動として「大島渚賞」を創設しました。PFFを長く応援くださった大島渚監督がかつて高い志を持って世界に挑戦していったように、映画の未来を拓き、世界へ羽ばたこうとしている、若く新しい才能を後押しする賞です。審査員長に坂本龍一氏（故人）、審査員には黒沢清監督が就任しています。「第1回大島渚賞」（2020年）の小田香監督を皮切りに、藤元明緒監督、山崎樹一郎監督、工藤将亮監督が受賞しており、第6回となる今年度は、「ナミビアの砂漠」の山中瑤子監督が選出され、授賞式及び記念上映会が行われました。

② ぴあ総研

ぴあ総研（ぴあ総合研究所株式会社）は、ぴあ株式会社の100%子会社として2002年に設立されました。集客エンタメ領域に特化した国内随一のシンクタンクとして、集客エンタメ分野における、信頼度の高い客観的データ、タイムリーかつ独自の切り口の分析、机上の空論ではない論理的かつ具体的な提言を発信し、集客エンタメ産業分野のプレゼンスアップに資することを目指しています。

ライブ・エンタテインメント市場を客観的に評価するための、市場規模や公演数、動員等のデータがほとんどないという現状を受け、設立前の2000年から継続的に統計調査を行ってきました。その調査結果をまとめて年に一度発行する『ライブ・エンタテインメント白書』は、日本で唯一のライブ・エンタテインメント市場全体を捉える指標として、様々な業界で活用されています。また、官公庁、行政、民間企業等からの依頼により、多様な調査・研究、及びコンサルティングなども受託しています。

また、ぴあ総研では、2022年から毎年、「集客エンタメ産業の未来に向けた、社会的意義と本質的価値を問い直すこと」とテーマにシンポジウムを開催しています。第3回となる2024年は「集客エンタメの社会実装に向け

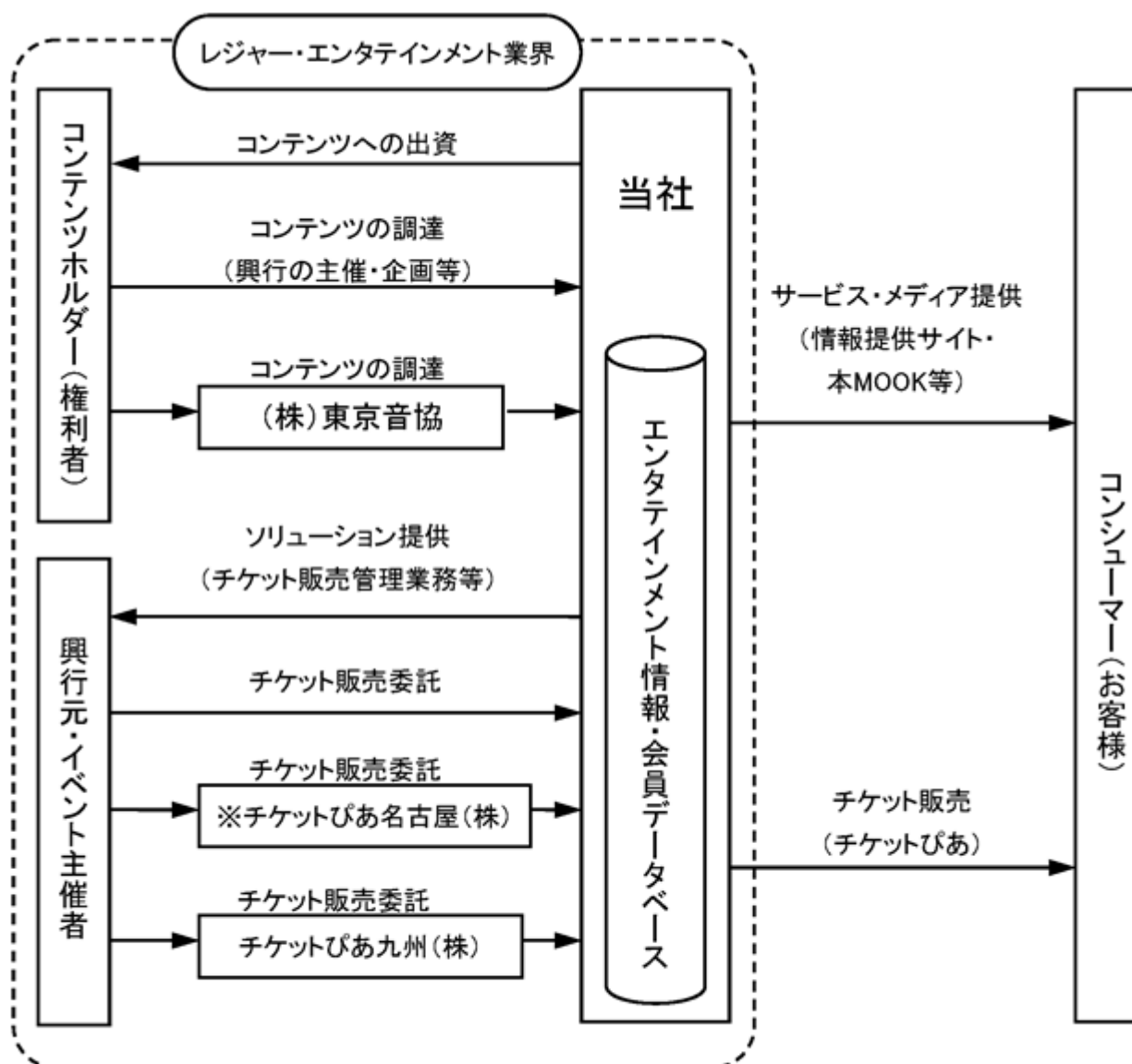
て～集客エンタメを核とした地域活性～」と題し、有識者の方々による講演やパネルディスカッション等が行われました。

③ チームスマイル活動

2011年3月に発生した東日本大震災直後に、社内の有志からの呼びかけにより震災復興のボランティア活動「チームスマイル」を発足し、チャリティコンサートやイベントの開催、義援金チケットの販売など、エンタテインメントを通じた様々な活動を行ってきました。2012年10月には、一般社団法人チームスマイルを設立し、当社もCSR活動の一環として主体的な参画を続けてきました。チームスマイルでは、継続的な支援とその経済性を確保するため、東北三県と東京にライブ・エンタテインメント専用シアターを開設すべく準備を進め、2014年10月、1つ目の活動拠点として東京都江東区に「チームスマイル・豊洲PIT（ピット：Power Into Tohoku!の略）」がオープンしました。同ホールの事業収益金は、東北地区のPITの開設・運営、そしてエンタテインメントを通じた復興支援活動のためにその全額が活用され、2015年7月には「いわきPIT」（福島）、2016年1月には「釜石PIT」（岩手）、2016年3月には「仙台PIT」（宮城）がオープンし、4つのPITが揃いました。

東北地区のPITでは、被災地の若者や子供たちの創作活動へのチャレンジを応援する取り組み「チームスマイルpresents“わたしの夢”応援プロジェクト」を展開してきました。「豊洲PIT」の観客の皆さんからお預かりしたドネーションを活用し、ワークショップや講演会などを行う活動で、2016年5月にその第1回を実施して以降、各界の著名人の皆様のご協力をいただき、第24回まで開催しました。震災から12年目を迎えた2022年12月末をもって、社団法人としての活動を終了しましたが、多くの方々にご利用いただいた豊洲・いわき・釜石・仙台的「PIT」は今後も存続し、当社では「仙台PIT（2022年4月～）」と「豊洲PIT（2023年1月～）」の運営を継承しています。

当社グループの系統図について図示すると次のとおりであります。



無印 連結子会社 —————> 事業・サービスの流れ
 ※ 関連会社で持分法適用会社

(注) 上記3社の他に連結子会社として、「ぴあフィールドサービス(株)」、「PIA DAIMANI Hospitality Experience (株)」、「ぴあグローバルエンタテインメント(株)」、「ぴあ総合研究所(株)」、「一般社団法人PFF」及び「MECぴあクリエイティブ(株)」が、持分法適用関連会社として、「北京ぴあ希肯国際文化发展有限公司」、「TAプラットフォーム(株)」、「ダイナミックプラス(株)」、「ぴあ朝日ネクストスコープ(株)」及び「TAプラットフォームソフトウェア共同事業体」があります。

4【関係会社の状況】

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業内容	議決権の 所有割合 (%)	関係内容
(連結子会社) (株)東京音協	東京都 渋谷区	80	レジャー・エンタテインメント関連事業	100.00	興行チケットの販売委託。 興行関連業務の受託。
ぴあグローバルエンタテインメント(株)	東京都 渋谷区	70	レジャー・エンタテインメント関連事業	100.00	エージェント業務の委託。 資金の借入。
ぴあ総合研究所(株)	東京都 渋谷区	10	レジャー・エンタテインメント関連事業	100.00	役員の兼任。
ぴあフィールドサービス(株) (注) 2	東京都 渋谷区	100	スポーツくじ事業	100.00	興行関連業務の受託。
チケットぴあ九州(株)	福岡市 中央区	30	レジャー・エンタテインメント関連事業	100.00	九州地方における興行チケットの仕入れ受託。役員の兼任。
MECぴあクリエイティブ(株)	東京都 千代田区	50	レジャー・エンタテインメント関連事業	70.00	イベントや興行の企画立案、実施。役員の兼任。
一般社団法人PFF (注) 2	東京都 渋谷区	—	レジャー・エンタテインメント関連事業	69.12	役員の兼任。
PIA DAIMANI Hospitality Experience(株)	東京都 渋谷区	10	レジャー・エンタテインメント関連事業	65.00	ホスピタリティチケットの企画・制作業務の受託。役員の兼任。
(持分法適用関連会社) TAプラットフォーム(株)	大分県 大分市	24	レジャー・エンタテインメント関連事業	33.33	票券管理システムの開発・提供。役員の兼任。
TAプラットフォームソフトウェア共同事業体	大分県 大分市	810	レジャー・エンタテインメント関連事業	33.33	業界共通プラットフォームのソフトウェアの開発・提供。
チケットぴあ名古屋(株)	名古屋市 東区	100	レジャー・エンタテインメント関連事業	25.00	中部地方における興行チケットの仕入れ受託。役員の兼任。
北京ぴあ希肯国際文化发展有限公司	中国北京	15,000 千人民元	レジャー・エンタテインメント関連事業	22.14	—
ダイナミックプラス(株)	東京都 新宿区	750	レジャー・エンタテインメント関連事業	15.00	興行チケットへのダイナミックプライシングサービスの提供。
ぴあ朝日ネクストスコープ(株)	東京都 渋谷区	100	デジタルメディア・データマーケティング事業	44.00	デジタルメディア・データマーケティングサービス事業の運営。役員の兼任。
(その他の関係会社) (株)セブン&アイ・ホールディングス (注) 3、4	東京都 千代田区	50,000	純粋持株会社	被所有 18.08 (9.04)	—

- (注) 1. 主要な事業内容欄には、セグメント情報に記載された名称を記載しております。
 2. 特定子会社に該当しております。
 3. 議決権の被所有割合の()内は、間接被所有割合で内数であります。
 4. 有価証券報告書を提出しております。

5【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

2025年3月31日現在

セグメントの名称	従業員数（人）
レジャー・エンタテインメント関連事業	452（425）
全社（共通）	65（32）
合計	517（457）

（注）従業員数は就業人員（当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含んでおります。）であり、臨時雇用者数は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。なお、臨時雇用者には無期雇用転換制度に基づく無期雇用転換者も含めております。

(2) 提出会社の状況

2025年3月31日現在

従業員数（人）	平均年齢	平均勤続年数	平均年間給与（円）
404（416）	39.4歳	9年8ヶ月	7,914,000

セグメントの名称	従業員数（人）
レジャー・エンタテインメント関連事業	348（387）
全社（共通）	56（29）
合計	404（416）

（注）1. 従業員数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含んでおります。）であり、臨時雇用者数は、年間の平均人員を（ ）外数で記載しております。なお、臨時雇用者には無期雇用転換制度に基づく無期雇用転換者も含めております。

2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

(3) 労働組合の状況

当社及び連結子会社には、労働組合はありません。また労使関係は良好であり、特記すべき事項はありません。

(4) 管理職に占める女性労働者の割合、労働者の男女の賃金の差異

提出会社

当事業年度				
管理職に占める女性労働者の割合（％） （注）1、2	男性労働者の育児休業取得率（％） （注）3	労働者の男女の賃金の差異（％） （注）1、4		
		全労働者	正規雇用労働者	パート・有期労働者
28.2	33.3	58.2	60.0	59.8

（注）1. 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（平成27年法律第64号）の規定に基づき算出したものであります。

2. 「管理職」は、部下を持つ職務以上の者、部下を持たなくてもそれと同等の地位にある者であります。

3. 「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」（平成3年法律第76号）の規定に基づき、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則（平成3年労働省令第25号）第71条の6第1号における育児休業等の取得割合を算出したものであります。

4. 当社では、同じ役割での男女で賃金の差はありません。全労働者における差異は、給与が高くなる傾向にある勤続年数の長い労働者における男性比率が高いこと、また、給与の高い職群における男性比率が高いことによるものであります。

第2【事業の状況】

1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

当社グループの経営方針、経営環境及び対処すべき課題等は、以下のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 経営方針

当社グループは、21世紀のデジタルネットワーク社会において、ITを最大限活用し、レジャー・エンタテインメント領域を楽しむために必要な情報・サービスを提供し、心の豊かさをサポートする「感動のライフライン」を構築することをビジョンに掲げ、21世紀のひとりひとりの生き生きとした生活を支えていくことが使命であると考えております。そして、21世紀の基幹産業たる「21世紀の感動創造企業」を目指し、株主をはじめ全てのステークホルダーの期待に応えていきたいと考えております。

(2) 対処すべき課題

(中期経営計画の着実な達成による累損一掃と復配実現に向けて)

当社を取り巻く事業・経営環境の変化に即し、現在の基幹事業（チケットングビジネスを核とした感動のライフライン事業）のさらなる拡充とともに、新規事業の創出、サービス開発にも傾注した3ヶ年の中期経営計画2年目（2024年度）の業績は、前述のように当初目標を大きく上回る進捗を辿っております。

2024年度は、この間のトレンドを追い風に、基幹事業であるチケットング事業、興行・イベントの企画主催事業、ホール・アリーナの運営事業等の拡大に加え、その周辺に位置づくメディアコンテンツ事業や「びあカード」会員事業の伸長、同時に、「デジタルメディア・データマーケティング事業」、「ホスピタリティ事業（VIP向け高付加価値チケットの販売）」、「グローバル・イベント（万博等の国際的イベントのチケットング業務受託や、エンタメコンテンツの輸出入事業）」等の新規事業への投資効果が具現化し始めたことにより、過去最高の利益を達成しました。

こうした状況下、中期経営計画の最終年度である2025年度（2026年3月期）は、基幹事業については特に、周辺ビジネスの拡大や収益モデルの改善、新規事業においては、「大阪・関西万博」「世界陸上」のチケットング受託事業の完遂を目指します。また、ホスピタリティ事業のビジネスモデルの定着と事業機会の拡大、デジタルメディア・データマーケティング事業の着実な伸長も含め、業績では売上高470億円（対前年度比103.6%）、営業利益34億円（同129.0%）、経常利益32億円（同134.6%）、親会社株主に帰属する当期純利益23億円（同144.5%）を想定しております。営業利益は、中期経営計画の当初目標である28億円をすでに上回る予想となっており、この結果、2025年度中には、コロナ禍で生じた多額の累損（最大で2021年度末▲49億円、2024年度末には▲9億円まで回復）を一掃し、ならびにこの間無配を余儀なくされていた事態を脱することで、復配の実現を図ります。

同時に、中期経営計画の完了とともに、従来のチケット販売事業に依存した事業基盤の抜本的改革と、新たな事業・サービスの創出と育成により、その後の持続的成長が可能な事業構造への変身を実現します。さらに、従業員のやりがいの向上やびあコミュニティの活性化、生産性の向上と働き方改革を軸に、人的資本経営の拡充にも一層注力し、テクノロジーの進化と当社の強みを生かした長期ビジョン（「感動のライフライン」の構築）を着実に推進してまいります。

(3) 経営環境

当連結会計年度におけるわが国経済は、企業の経済活動や設備投資の活性化、インバウンド需要の回復による外需拡大等を背景に成長する一方、米国の通商政策や中国経済の先行き懸念、物価高騰の長期化による個人消費に及ぼす影響、今後の金融政策・為替動向等も含め、依然として先行き不透明な状況が続いております。その中であって、当社が事業基盤とする国内レジャー・集客エンタテインメント市場は、ライブ・イベント開催の活発な動きが加速し、大規模会場・大型興行の増加、動員数やチケット単価の上昇等により、コロナ禍前を大幅に上回る規模で好況に推移しております

2【サステナビリティに関する考え方及び取組】

当社グループのサステナビリティに関する考え方及び取組は、次のとおりであります。

当社グループは、音楽・スポーツ・演劇・映画・グルメ・各種レジャーなど、幅広いエンタテインメント領域において、その作り手と受け手を一貫通貫に結ぶ“感動のライフライン”の構築を目指し、イベントの主催、ホール・アリーナの運営、チケット販売、プロモーションなどのあらゆる事業を展開しております。

文化・芸術、スポーツなどのエンタテインメントは、21世紀の心豊かな暮らしと社会を実現する上で不可欠なものであり、同時に、人々の健康的な生活を支え、行動変容を促す大きな力を持っています。

当社では、1998年に当社企業理念“ひとりひとりが生き生きと”を発表し、その実現を目指し、エンタテインメントを通じて常に新たな価値を創出し続け、心を癒す“感動のライフライン”を構築することで、多くの人々を元気づけ、文化的活動を強化・支援してまいりました。ステークホルダーとともに集客エンタメ産業自体をさらに発展させていくことが、ぴあの社会に対する役割であると考えております。

これらを踏まえて、当社ではエンタテインメント領域で若い才能を発掘・育成し、伝統文化の継承に取り組み、エンタテインメントを通じた地域の活性化に貢献する等の活動を行っております。

また、当社は、定款の第2条に（企業理念）と題して、「当社の企業理念「ひとりひとりが生き生きと」の実現を目指し、事業を継続するための利益を求める（経済性）とともに、ありうべき社会の姿の追求（趣旨性）の両立を図りながら、「感動のライフライン」の構築を目指す企業行動を続ける」と明言しました。と同時に、同条第2項で、「当社に集う個性豊かで多様な人々が、遊び、学び、仕事を一体と捉え、生き生きと成長を感じながら、お客様に感動を届ける商品・サービスを開発しうる働き方と組織運営の革新に常に取り組み」と当社のいわば「人的資本経営の基本方針」を謳い、更に、同条第3項で、「全てのぴあ人がオーナーシップ（経営者意識）を持って、経営に参画し、次世代に継承できるように努める」と取組方針も明記しました。更に、同条第4項では、「事業を継続的に運営していくうえで、社会的に必要な企業統治のルール等を遵守し、「オープン」、「フェア」で、「アカウンタブル」な企業経営を徹底し、お客様、取引先様、従業員、地域社会、株主という全てのステークホルダーからの信頼を得ていくこと」、同条第5項では、「企業理念の実現を果たすべく100年企業を目指すと同時に、全世界で取り組むべきサステナビリティを巡る諸課題に、事業や企業の社会的活動を通じて積極的に取り組む」ということも盛り込んでおります。

なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

(1) ガバナンス

監督機関である取締役会の下、中長期的な企業価値の向上の観点から、課題解決へ向けたPDCAサイクルが全社的に迅速に稼働するように、サステナビリティ委員会を2021年度に設置しております。委員会は、委員長を始めとして4人の取締役で構成され、基本的には年4回、サステナビリティに関するトピックに関して議論し、その状況を取締役に報告しております。

2024年度は4回の委員会を開催し、集客エンタメが人々や社会のウェルビーイングにもたらす影響の調査・研究について、また、サステナビリティに関する他社事例などを参考に当社グループの取り組みについて議論いたしました。また、委員会として、現在実施しているサステナビリティに関連する取り組みについて社内外に積極的に発信することを提言し、その一環としてサステナビリティレポートを2025年6月21日開催の定時株主総会后に発行する予定であります。

(2) リスク管理

リスクや機会に関しては、週次の役職者会議、コーポレート部門でのレポートラインや、サステナビリティ委員の提言等により識別され、管理体制の核となるサステナビリティ委員会及びリスクマネジメント委員会で評価・管理を実施しております。また、業界の動向や法規制の変更など外部からの情報も積極的に収集し、リスクもしくは機会の要因となり得ないかモニタリングし、両委員会でも議論しております。

(3) 戦略

人的資本については、企業理念に基づき、経営戦略、経営計画を完遂する強い意志を備えた自立した人材と組織を創造するために、生き生きと働くことのできる環境作りが重要と考えております。

また、「個の成長」が「企業の成長」との考えで、ぴあ人の「人間としての成長」と同時に、ぴあというコミュニティの成長・成熟、そして既存のやり方から脱却し、変身突破しながら進むぴあらしいやり方の構築を、教育により身に付けることを目指しています。

これらを踏まえて、教育研修を体系的に整備し展開しております。昨今では非常に多くなっている中途入社社員へのオンボーディング、新卒社員のメンター制による丁寧なフォローなど、入社した優秀な人材が早期に活躍できることを後押しする仕掛けから次世代リーダーの育成、様々な人生の節目年齢でのキャリア研修など、幅広い対象層に向けて、ひとりひとりの成長に必要なマインドとスキルを身に付ける教育研修体制を整備しております。また、ダイバーシティに関する現状の課題と対応を検討し、多様な考え方やバックグラウンドを持つ人材を活かす環境づくりにも取り組んでおります。

(4) 指標及び目標

当社グループでは、上記「(3)戦略」において記載した、人的資本に関する方針について、次の指標を用いております。当該指標に関する目標及び実績は、次のとおりであります。

指標	目標	2024年度実績
管理職に占める女性労働者の割合	2025年度 30%以上	28.2%
離職率	2024年度 10%以内	6.5%
教育研修参加率	2024年度 50%以上	60.0%

(注) 指標の内容並びに目標及び実績は、当社グループにおいて主要な事業を営む提出会社単体の計数としております。

3【事業等のリスク】

文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

1. 有価証券報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には、以下のようなものがあります。

(1) 感染症発生の影響について

新型コロナウイルス感染症のような世界的な感染の拡大や新たな感染症が発生する場合は、当社グループが事業基盤とする国内レジャー・エンタテインメント市場においてイベントの中止・延期など、当社グループの事業活動が制限され、業績に影響を及ぼす可能性があります。

(2) キャッシュ・フローの状況の変動について

当社グループのキャッシュ・フローは、当連結会計年度末において、現金及び現金同等物の残高は463億1百万円となっており、前連結会計年度末に比べ123億81百万円増加となりました。これは、営業活動によるキャッシュ・フローでの153億36百万円の増加、投資活動によるキャッシュ・フローでの19億32百万円の減少及び財務活動によるキャッシュ・フローでの10億22百万円の減少によるものであります。

今後とも、資金の効率的な配分や、金融機関等との協調に留意するとともに財務基盤強化を図りつつ、来期以降もキャッシュ・フローの改善を目指してまいります。金融資本市場を取巻く環境変化によっては、資金調達条件等に影響を与える可能性があります。

(3) 当社グループのシステムについて

情報通信システム事業のトラブルについて

当社グループは、コンピュータシステムを結ぶ通信ネットワークに依存しており、自然災害や事故などによって通信ネットワークが切断された場合には、当社の営業は事実上不可能になります。またアクセス増など一時的な負荷の増加によって当社グループのサーバーへのアクセスが困難になったり、システムが停止する可能性があります。更には、外部からの不正な手段によるコンピュータ内への侵入などの犯罪等によって、当社グループのサイトが書き換えられたり、重要なデータを消去又は不正に入手されたりするおそれもあります。これらの障害が発生しないように現状万全な対応及び体制を敷いておりますが、仮に発生した場合には、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

(4) 個人情報の管理について

当社グループは、個人情報の重要性を深く認識し、その安全な保管はもとより、個人情報への不当なアクセス、漏洩、紛失、改ざん等が起きないように、個人情報の秘密の保持に十分な注意を払い、個人情報保護法に則り、個人情報保護に万全を尽くします。具体的な取り組みとして、2014年12月の経済産業省の定める個人情報保護法ガイドラインの改正を踏まえ、全社のセキュリティ対策の整備、実装、推進を主体的に行う個人情報セキュリティ管理推進責任者及び専任者の選任や、内部監査室によるセキュリティ対策の有効性、実行についての継続的な監査の実施などのセキュリティ推進に必要な体制を構築しております。また、ネットワークからの不正アクセス防止対策の強化並びにアクセス権限管理の厳密化等により一層の対策強化を図っております。

個人情報の流出事故が発生した場合には、当社グループへの信用やブランド価値が毀損され、当社グループの業績及び財務状況に影響を与える可能性があります。

(5) 大規模災害による影響について

2011年3月に発生いたしました東日本大震災のような大規模災害が発生する場合は、当社グループの事業活動が制限され、業績に影響を及ぼす可能性があります。当社グループが直接被災しない場合であっても、協力企業その他の被災により、間接的に損害を被る場合もあります。

また、災害等の発生によって、電力等の使用制限による社会インフラ能力の低下、個人消費意欲の低下といった副次的な影響により、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

2. 提出会社が将来にわたって事業活動を継続するとの前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況その他提出会社の経営に重要な影響を及ぼす事象

該当事項はありません。

4【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績等の状況の概要

①財政状態及び経営成績の状況

当連結会計年度におけるわが国経済は、企業の経済活動や設備投資の活性化、インバウンド需要の回復による外需拡大等を背景に成長する一方、米国の通商政策や中国経済の先行き懸念、物価高騰の長期化による個人消費に及ぼす影響、今後の金融政策・為替動向等も含め、依然として先行き不透明な状況が続いております。その中にあって、当社が事業基盤とする国内レジャー・集客エンタテインメント市場は、ライブ・イベント開催の活発な動きが加速し、大規模会場・大型興行の増加、動員数やチケット単価の上昇等により、コロナ禍前を大幅に上回る規模で好況に推移しております（当社シンクタンク・びあ総研発行「2024ライブ・エンタテインメント白書」に詳述）。

こうした経営環境下、中期経営計画（2023～2025年度）の2年目となる、当連結会計年度における当社グループの連結業績は、音楽・演劇・スポーツ・夏フェス等の大型興行の企画・主催、集客イベントのチケット販売、チケットングビジネスを核としたソリューション事業やびあカード会員事業の拡大、当社保有の「びあアリーナMM」の堅調な稼働率等を追い風に、取扱高ベースでの売上は2,700億円規模となり、連結会計年度での過去最高水準となりました。一方、数年来にわたるシステム運用費やセキュリティ対応コスト・取引先への外払手数料の増大、資材費や物流費・人件費等の高騰に対応すべく、昨年10月より、2006年のチケットびあサービス利用料の導入以来初めて、一部料金の改訂を実施しました。また、中期経営計画に掲げた「デジタルメディア・データマーケティング事業」、「ホスピタリティ事業（VIP向け高付加価値チケットの販売）」、「グローバル・イベント事業（万博等の国際的イベントのチケットング業務受託や、エンタメコンテンツの輸出入事業）」等、新規事業への戦略的投資の成果も表出し始めております。こうした新規事業投資、給与アップを含めた人的資本投資、その他経営コストの増加を吸収する形で、営業利益・経常利益・親会社株主に帰属する当期純利益は、いずれも前期実績を大幅に上回り、過去最高益を更新しました。

以上の結果、当社グループの当連結会計年度の業績は、連結売上高453億62百万円（対前年同期比114.6%）、営業利益26億36百万円（対前年同期比217.9%）、経常利益23億78百万円（対前年同期比257.8%）、親会社株主に帰属する当期純利益15億91百万円（対前年同期比142.3%）となり、中期経営計画の目標値である営業利益14億円を大幅に上回る達成となりました。

売上に貢献した主なイベントや商品は次のとおりであります。

<イベント（当社主催事業含む）>

- ・SODA presents Battle of Rock ～Mission of 7 MEN 侍～
- ・MUSIC BANK FES
- ・プロ野球公式戦／サッカーJリーグ／大相撲
- ・リポビタンDチャレンジカップ／FIFAワールドカップ26アジア最終予選
- ・Mr.Children／福山雅治／Mrs.GREEN APPLE／Vaundy／椎名林檎／YUKI
- ・ONE OK ROCK／UVERworld／ずっと真夜中でいいのに。／Perfume
- ・Creepy Nuts／槇原敬之／松田聖子
- ・NewJeans／Kep1er／NiziU／Stray Kids／ZEROBASEONE
- ・Maroon 5／Oasis
- ・Endless SHOCK／劇団☆新感線
- ・キヨの東キヨドーム in TOKYO DOME
- ・パンのフェス／おやつ市場

<メディアコンテンツ商品>

- ・「森のカフェと緑のレストラン」シリーズ
- ・「びあMUSIC COMPLEX SPECIAL EDITION3～Mrs. GREEN APPLE～」
- ・「ジェyson流お金の稼ぎ方」「ジェyson流お金の増やし方」
- ・「不可能を可能にする大谷翔平120の思考」
- ・「栗山英樹の思考 若者たちを世界一に導いた名監督の言葉」
- ・「大阪・関西万博びあ」

②キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度における連結ベースの現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、営業活動によるキャッシュ・フローでの153億36百万円の増加、投資活動によるキャッシュ・フローでの19億32百万円の減少及び財務活動によるキャッシュ・フローでの10億22百万円の減少により、前連結会計年度末と比べ123億81百万円増加し、当連結会計年度末には、463億1百万円となりました。

当連結会計年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動の結果、得られた資金は、153億36百万円（前連結会計年度は123億75百万円の収入）となりました。この主要因は、税金等調整前当期純利益が19億8百万円、減価償却費が26億57百万円、売上債権の減少が10億44百万円、仕入債務の増加が55億13百万円であったことによるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動の結果、使用した資金は、19億32百万円（前連結会計年度は22億16百万円の支出）となりました。この主要因は、有形固定資産の取得による支出が1億74百万円、無形固定資産の取得による支出が17億57百万円であったことによるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動の結果、使用した資金は、10億22百万円（前連結会計年度は25億96百万円の支出）となりました。この主要因は、借入金の返済が14億32百万円であったことによるものであります。

③生産、受注及び販売の実績

a.生産実績

当連結会計年度の生産実績は、次のとおりであります。

セグメントの名称	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	前年同期比 (%)
レジャー・エンタテインメント関連事業（百万円）	1,325	98.9

（注）レジャー・エンタテインメント関連事業を主要な事業としており、その他の事業セグメントの重要性が乏しいため、セグメント別の生産実績の記載を省略しております。

b.商品仕入実績

当連結会計年度の商品仕入実績は、次のとおりであります。

セグメントの名称	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	前年同期比 (%)
レジャー・エンタテインメント関連事業（百万円）	2,527	102.4

（注）レジャー・エンタテインメント関連事業を主要な事業としており、その他の事業セグメントの重要性が乏しいため、セグメント別の商品仕入実績の記載を省略しております。

c.受注実績

当社グループは、見込み生産を行っているため、該当事項はありません。

d.販売実績

当連結会計年度の販売実績は、次のとおりであります。

セグメントの名称	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	前年同期比 (%)
レジャー・エンタテインメント関連事業（百万円）	45,362	114.6

（注）レジャー・エンタテインメント関連事業を主要な事業としており、その他の事業セグメントの重要性が乏しいため、セグメント別販売実績の記載を省略しております。

(2) 経営者の視点による経営成績などの状況に関する分析・検討内容

経営者の視点による当社グループの経営成績などの状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において判断したものであります。

①重要な会計方針及び見積り

当社グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている企業会計の基準に基づき作成されております。この連結財務諸表の作成にあたって、決算日における資産・負債の報告数値及び報告期間における収入・費用の報告数値に影響を与える見積り及び仮定設定を行わなければなりません。このため、繰延税金資産、貸倒引当金、投資の減損、固定資産の減損の見積り及び仮定設定の判断に対して、過去の実績や状況に応じ合理的と考えられる様々な要因に基づき、継続して評価を行っております。

実際の結果は、見積り特有の不確実性があるため、これらの見積りと異なる場合があります。

当社グループは、特に以下の重要な会計方針が、当社グループの連結財務諸表の作成において使用される当社グループの重要な判断と見積りに大きな影響を与えていると考えております。

1)繰延税金資産

当社グループは、企業会計上の資産・負債と税務上の資産・負債との差額である一時差異等について税効果会計を適用し、繰延税金資産及び繰延税金負債を計上しております。繰延税金資産の回収可能性については、将来の合理的な見積り可能期間内の課税所得の見積り額を限度として、当該期間内の一時差異等のスケジュールリングの結果に基づき判断しております。

当社グループの経営環境の変化等による見積りの見直しが必要となった場合、翌連結会計年度において、回収が見込まれない繰延税金資産を取り崩す可能性があります。

2)貸倒引当金

当社グループは、取引先の支払不能時に発生する損失の見積額について、貸倒引当金を計上しております。取引先の財政状態が悪化し、その支払能力が低下した場合、追加引当が必要となる可能性があります。

3)投資の減損

当社グループは、長期的な取引関係の維持のため、特定の取引先に対する少数持分を所有しております。これらの株式には価格変動性が高い公開会社の株式と、株価の決定が困難である非公開会社の株式が含まれます。当社グループは、投資価値の下落が一時的でないと判断した場合、投資の減損を計上しております。公開会社への株式の投資の場合、期末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合には、減損処理を行い、30%から50%程度下落した場合には、回復可能性を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。非公開会社への投資の場合、それらの会社の純資産額が、欠損により50%以上下落した場合に、明らかに回復見込みがある場合を除き、減損を計上しております。

将来の市況悪化または投資先の業績不振により、現在の簿価に反映されていない損失または回収不能が発生した場合には、更に評価損の計上が必要となる可能性があります。

4)固定資産の減損

当社グループは、固定資産のうち減損の兆候がある資産又は資産グループについて、当該資産又は資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回る場合には、帳簿価額と回収可能価額との差額を減損損失として計上しております。

減損損失の判定の前提条件は長期的な見積りに基づくため、将来の当該資産又は資産グループを取り巻く経営環境の変化による収益性の変動や市況の変動により、回収可能性を著しく低下させる変化が見込まれた場合、減損損失の計上が必要となる可能性があります。

②当連結会計年度の経営成績等の状況に関する認識及び分析、検討内容

a.経営成績

1)財政状態

(資産合計)

当連結会計年度末の総資産は、1,021億50百万円（前連結会計年度末は902億71百万円）となり、118億78百万円増加しました。流動資産は796億62百万円（同668億14百万円）となり、128億47百万円の増加、固定資産は224億87百万円（同234億56百万円）となり9億69百万円の減少となりました。

流動資産増加の主な要因といたしましては、現金及び預金の増加によるものです。また、固定資産減少の主な要因は、ソフトウェアの償却によるものであります。

(負債合計)

当連結会計年度末の負債合計は、949億10百万円（前連結会計年度末は847億26百万円）となり101億83百万円増加いたしました。流動負債は762億65百万円（同650億94百万円）となり、111億70百万円増加し、固定負債は186億45百万円（同196億32百万円）と9億86百万円減少いたしました。

流動負債増加の主な要因といたしましては、買掛金と前受金が増加したことによるものであります。また、固定負債減少の主な要因は、長期借入金の返済によるものであります。

(純資産合計)

当連結会計年度末の純資産合計は、72億39百万円（前連結会計年度末は55億44百万円）で16億94百万円増加いたしました。

純資産増加の主な要因といたしましては、親会社株主に帰属する当期純利益の計上により利益剰余金が増加したことによるものであります。

2)経営成績

当連結会計年度の業績は、売上高453億62百万円（対前年同期比114.6%）、営業利益26億36百万円（対前年同期比217.9%）、経常利益23億78百万円（対前年同期比257.8%）、親会社株主に帰属する当期純利益15億91百万円（対前年同期比142.3%）となりました。

なお、売上高及び営業利益他の概況につきましては、「4 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 (1)経営成績等の状況の概要 ①財政状態及び経営成績の状況」に記載しております。

3)キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度のキャッシュ・フローの状況につきましては、「4 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 (1)経営成績等の状況の概要 ②キャッシュ・フローの状況」に記載しております。

b.経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

当社が事業基盤とする国内レジャー・集客エンタテインメント市場は、これまで抑制されてきたエンタメ活動への反動消費に伴ってライブ・イベント開催の動きが活発化し、当社シンクタンクであるびあ総研の調査でも、すでにコロナ禍前を凌ぐ規模に復調しています。資材費や物流費、人件費等の高騰の影響を受け、不確定な要素はあるものの、来日アーティスト公演の増加、興行規模の拡大、チケット単価の上昇等により、今後の市場も、当面は堅調な動きを維持するものと見ております。

c.資本の財源及び資金の流動性

(資金需要)

当社グループの事業活動における資金需要の主なものは、設備投資需要として、チケットングシステムのソフトウェア開発費用となります。

(財務政策)

当社グループの事業活動の維持拡大及びコロナ禍からの市場の回復によりチケット販売が好調に推移し、キャッシュ・フローは良化傾向にあるなか、現行の金融機関とは、中長期的な財務基盤の安定化を目的として必要な資金を確保するため、シンジケートローン契約を締結しております。金融機関とは良好な関係を維持しており、今後の当社グループの事業の維持拡大、運営に必要な運転、設備資金の調達は今後も可能であると考えております。

d.経営方針、経営戦略、経営上の目標達成状況を判断するための客観的な指標等

経営の主たる指標としては、「自己資本比率」と「ROE」を活用しております。すなわち、資本コストを十分認識した財務体質の強化に努めるとともに、中期的にみて妥当と見込まれる「自己資本比率」と「ROE」の維持、向上を図りつつ、企業価値の持続的増大に努力してまいりたいと考えております。

e.セグメントごとの財政状態及び経営成績の状況に関する認識及び分析・検討内容

当社グループの報告セグメントは、「レジャー・エンタテインメント関連事業」を主要な事業としており、その他の事業セグメントの重要性が乏しいため、記載を省略しております。

5【重要な契約等】

(1) 株式会社セブン&アイ・ホールディングスとの契約

2009年12月1日付で、当社は、株式会社セブン&アイ・ホールディングスと業務・資本提携を締結しております。

(2) 株式会社ファミリーマート（旧株式会社サークルKサンクス）との契約

2010年6月1日付で、当社は、旧株式会社サークルKサンクスとチケット販売業務委託に係る「業務提携契約」（契約期間、2010年6月1日から2013年5月31日まで、以降自動更新）を締結しております。

(3) 独立行政法人日本スポーツ振興センターとの契約

2023年4月1日付で、当社の連結子会社であるびあフィールドサービス(株)は、独立行政法人日本スポーツ振興センターとスポーツ振興くじの販売等に係る「販売・払戻業務契約」（契約期間、2023年4月1日から2028年3月31日まで）を締結しております。

(4) 三菱地所株式会社との契約

2021年5月13日付で、当社は、三菱地所株式会社と業務・資本提携を締結しております。

(5) 財務制限条項が付された借入金契約

契約会社名	契約締結先	資金使途 借入金残高	借入期間	担保	財務制限条項
びあ株式会社	株式会社三井住友銀行 株式会社きらぼし銀行 株式会社みずほ銀行 株式会社三菱UFJ銀行 株式会社横浜銀行 三井住友信託銀行株式会社 株式会社八十二銀行 株式会社静岡銀行	運転資金 5,775百万円	自 2023年4月28日 至 2033年4月28日	なし	あり（注）
	株式会社みずほ銀行	設備資金 834百万円	自 2020年3月31日 至 2035年3月31日	あり	あり（注）
	株式会社三井住友銀行	設備資金 2,499百万円	自 2018年8月31日 至 2050年3月31日	あり	あり（注）
	株式会社りそな銀行	設備資金 1,250百万円	自 2020年3月31日 至 2050年3月31日	あり	あり（注）
	株式会社三菱UFJ銀行	設備資金 833百万円	自 2018年7月31日 至 2035年3月30日	あり	あり（注）
	株式会社横浜銀行	設備資金 2,110百万円	自 2018年7月31日 至 2050年11月30日	あり	あり（注）

（注）詳細は、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1)連結財務諸表 注記事項（連結貸借対照表関係）」に記載しております。

6【研究開発活動】

該当事項はありません。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当社グループの主要な設備投資は、チケットティングシステムのソフトウェア開発であります。

当連結会計年度の設備投資は、主にチケットティングシステムのソフトウェア開発であります。また、所要資金は、自己資金及び金融機関からの借入金によっております。なお、レジャー・エンタテインメント関連事業と全社（共通）の設備投資の金額・前年同期比は、次のとおりであります。

セグメントの名称	当連結会計年度（百万円）	前年同期比（％）
レジャー・エンタテインメント関連事業	2,202	115.2
全社（共通）	212	249.2
合計	2,415	120.9

2【主要な設備の状況】

当社グループにおける主要な設備は、次のとおりであります。

(1) 提出会社

2025年3月31日現在

事業所名 （所在地）	セグメントの名称	設備の内容	帳簿価額（百万円）						従業員数 （人）
			建物及び構 築物	工具、器具 及び備品	土地	ソフトウェ ア	ソフトウェ ア仮勘定	合計	
本社 （東京都渋谷区）	レジャー・エン タテインメント 関連事業	チケットティ ングシステム他	0	151	—	4,446	1,311	5,910	290 [297]
本社 （東京都渋谷区）	全社（共通）	本社設備他	16	67	—	28	—	112	76 [31]
関西支社 （大阪府大阪市）	全社（共通）	支社設備他	88	54	—	0	—	143	25 [50]
びあアリーナMM （横浜市西区）	レジャー・エン タテインメント 関連事業	会場施設他	9,679	154	—	6	—	9,840	1 [10]
仙台PIT （仙台市太白区）	レジャー・エン タテインメント 関連事業	会場施設他	437	8	718	—	—	1,164	1 [2]

（注）1．従業員数の〔 〕は、臨時従業員を外書しております。

2．上記の他、重要な賃借として、以下のものがあります。

事業所名 （所在地）	セグメントの名称	設備の内容	年間賃借料 （百万円）
本社（東京都渋谷区）	レジャー・エンタテインメント関連事業	本社事務所等（賃借）	571
びあアリーナMM（横浜市西区）	レジャー・エンタテインメント関連事業	土地等（賃借）	654

(2) 国内子会社

該当事項はありません。

3【設備の新設、除却等の計画】

当社グループの重要な設備の新設、除却等の計画は、以下のとおりであります。

(1) 重要な設備の新設

該当事項はありません。

(2) 除却等

経常的な設備の更新のための除却等を除き、重要な設備の除却等の計画はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	58,000,000
A種優先株式	3,000,000
B種優先株式	3,000,000
C種優先株式	3,000,000
D種優先株式	3,000,000
計	58,000,000

(注) 計の欄には、定款に規定されている発行可能株式総数を記載しております。

②【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数(株) (2025年3月31日)	提出日現在発行数(株) (2025年6月19日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	15,656,713	15,656,713	東京証券取引所 プライム市場	単元株式数は100株であります。
計	15,656,713	15,656,713	—	—

(2)【新株予約権等の状況】

①【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

②【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

③【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金 増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
2021年6月4日 (注) 1	680	15,337	999	5,924	999	1,685
2021年12月10日 (注) 2	8	15,346	17	5,942	17	1,703
2023年1月10日 (注) 3	12	15,358	20	5,962	20	1,723
2023年8月31日 (注) 4	262	15,621	448	6,410	448	2,171
2024年1月12日 (注) 5	20	15,641	33	6,444	33	2,205
2025年1月15日 (注) 6	15	15,656	23	6,468	23	2,228

(注) 1. 有償第三者割当

発行価額 2,940円
 資本組入額 1,470円
 割当先 三菱地所株式会社

2. 譲渡制限付株式としての有償第三者割当

発行価額 1株につき4,120円
 発行総額 35百万円
 出資の履行方法 金銭債権の現物出資による
 増加する資本金及び資本準備金 資本金 17百万円
 資本準備金 17百万円
 譲渡制限期間 2021年12月10日～2026年12月9日
 株式の割当の対象者及び人数
 並びに割り当てる株式の数 従業員 25名 7,500株
 子会社の従業員 4名 1,200株

3. 譲渡制限付株式としての有償第三者割当

発行価額 1株につき3,285円
 発行総額 40百万円
 出資の履行方法 金銭債権の現物出資による
 増加する資本金及び資本準備金 資本金 20百万円
 資本準備金 20百万円
 譲渡制限期間 2023年1月10日～2028年1月9日
 株式の割当の対象者及び人数
 並びに割り当てる株式の数 従業員 37名 11,100株
 子会社の従業員 4名 1,200株

4. 株式給付信託（BBT及びBBT-RS）への追加拠出に伴う有償第三者割当による新株式発行

発行価額 1株につき3,415円
 資本組入額 1,707.5円
 割当先 株式会社日本カストディ銀行（信託E口）

5. 譲渡制限付株式としての有償第三者割当

発行価額 1株につき3,360円
 発行総額 67百万円
 出資の履行方法 金銭債権の現物出資による
 増加する資本金及び資本準備金 資本金 33百万円
 資本準備金 33百万円
 譲渡制限期間 2024年1月12日～2029年1月11日
 株式の割当の対象者及び人数
 並びに割り当てる株式の数 従業員 53名 15,900株
 子会社の従業員 14名 4,200株

6. 譲渡制限付株式としての有償第三者割当

発行価額 1株につき3,105円
 発行総額 47百万円
 出資の履行方法 金銭債権の現物出資による
 増加する資本金及び資本準備金 資本金 23百万円
 資本準備金 23百万円
 譲渡制限期間 2025年1月15日～2030年1月14日
 株式の割当の対象者及び人数
 並びに割り当てる株式の数 従業員 39名 11,700株
 子会社の従業員 12名 3,600株

(5) 【所有者別状況】

2025年3月31日現在

2023年3月31日現在

区分	株式の状況（1単元の株式数100株）								単元未満株式の状況 （株）
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数（人）	—	10	19	162	47	41	25,267	25,546	—
所有株式数 （単元）	—	9,861	2,428	53,839	3,700	74	86,367	156,269	29,813
所有株式数の 割合（％）	—	6.31	1.55	34.45	2.37	0.05	55.27	100	—

(注) 自己株式40,027株は、「個人その他」に400単元、「単元未満株式の状況」に27株を含めて記載しております。なお、「株式給付信託（BBT及びBBT-RS）」が保有する当社株式3,033単元は自己株式に含まれておらず、「金融機関」に含まれております。

(6) 【大株主の状況】

2025年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式（自己株式を除く。）の 総数に対する所有 株式数の割合 (%)
矢内廣	東京都渋谷区	3,055	19.56
株式会社セブン&アイ・ホールディングス	東京都千代田区二番町8-8	1,409	9.02
TOPPAN株式会社	東京都台東区台東1丁目5番1号	1,087	6.97
きらぼしキャピタル東京Sparkle投資事業有限責任組合	東京都港区南青山3丁目10-43	816	5.23
株式会社セブン&アイ・ネットメディア	東京都千代田区二番町4-5	704	4.51
株式会社セブン-イレブン・ジャパン	東京都千代田区二番町8番地8	704	4.51
三菱地所株式会社	東京都千代田区大手町1丁目1番1号	680	4.36
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	東京都港区赤坂1丁目8-1 赤坂インターシティAIR	605	3.88
株式会社日本カストディ銀行（信託E口）	東京都中央区晴海1丁目8番12号	303	1.94
矢内アセットマネジメント株式会社	東京都渋谷区広尾4丁目1-25	200	1.28
計	—	9,567	61.27

(注) 前事業年度末において主要株主であったKDDI株式会社は、当事業年度末現在では主要株主ではなくなりました。

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2025年3月31日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	普通株式 40,000	—	—
完全議決権株式 (その他)	普通株式 15,586,900	155,869	—
単元未満株式	普通株式 29,813	—	—
発行済株式総数	15,656,713	—	—
総株主の議決権	—	155,869	—

- (注) 1. 「完全議決権株式 (その他)」欄の普通株式には、「株式給付信託 (BBT及びBBT-RS)」が保有する当社株式 303,300株 (議決権の数3,033個) が含まれております。
2. 単元未満株式には当社所有の自己株式27株が含まれております。

② 【自己株式等】

2025年3月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数 (株)	他人名義所有株式数 (株)	所有株式数の合計 (株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合 (%)
ぴあ株式会社	東京都渋谷区東一丁目2番20号	40,000	—	40,000	0.26
計	—	40,000	—	40,000	0.26

(注) 「株式給付信託 (BBT及びBBT-RS)」が保有する当社株式303,300株は、上記自己株式等の数には含まれておりません。

(8) 【役員・従業員株式所有制度の内容】

当社は、当社の取締役（ただし、社外取締役を除きます。）、首席執行役員及び主席執行役員（以下「取締役等」といいます。）に対して、取締役等の報酬と当社の業績及び株式価値との連動性をより明確にすることで取締役等が中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることに加えて、取締役等が議決権や配当を受ける権利等を現に保有することでより株主と同じ目線を共有することを目的として、2023年4月1日を始期とする連結会計年度から業績連動型の株式報酬制度「株式給付信託」（BBT-RS（＝Board Benefit Trust - Restricted Stock）以下、「本制度」といいます。）を導入しております。なお、本制度導入前の業績連動型株式報酬制度（BBT制度）でのポイント付与は、2023年3月末日に終了した連結会計年度にて終了しております。

①本制度の概要

本制度は、当社が拠出する金銭を原資として当社株式が信託（以下、本制度に基づき設定されている信託を「本信託」といいます。）を通じて取得され、取締役等に対して、役員株式給付規程（BBT-RS）に従って、当社株式及び当社株式を時価で換算した金額相当の金銭（以下「当社株式等」といいます。）が本信託を通じて給付される、業績連動型株式報酬制度です。取締役等が当社株式の給付を受ける時期は原則として毎年一定の時期であり、取締役等が当社株式を時価で換算した金額相当の金銭の給付を受ける時期は原則として取締役等の退任時です。取締役等が在任中に当社株式の給付を受ける場合、取締役等は、当社株式の給付に先立ち、当社との間で譲渡制限契約を締結します。これにより、取締役等が在任中に給付を受けた当社株式については、当該取締役等の退任までの間、譲渡等による処分が制限されます。

②取締役等に給付する予定の株式の総額

未定（注）

（注） 本制度に基づき取締役等に対して付与するポイントの上限数は1事業年度当たり87,500ポイント（うち取締役分として83,000ポイント）であり、1ポイントは当社株式等の給付に際し当社普通株式1株式に換算されます。

当社は、2024年3月末日で終了する事業年度から2026年3月末日で終了する事業年度までの3事業年度を「当初対象期間」とし、当初対象期間及び当初対象期間の経過後に開始する3事業年度ごとの期間をそれぞれ「対象期間」として、原則として対象期間ごとに、本制度に基づく取締役等への給付を行うために必要な株式数を合理的に見込み、本信託が先行して取得するために必要と認める資金を本信託に拠出（追加拠出）することとしております。

当初対象期間に関しては、262,500株（1事業年度に付与するポイントの上限数の3年分を換算した株式数）を上限として取得するために必要と合理的に見込まれる資金を本信託に拠出しております。

なお、追加拠出を行う場合において、信託財産内に残存する当社株式（直前までの各対象期間に関して、本制度に基づき取締役等に付与されたポイント数に相当する当社株式で、取締役等に対する給付が未了であるものを除きます。）及び金銭（以下「残存株式等」といいます。）があるときは、残存株式等は以降の対象期間における本制度に基づく給付の原資に充当することとし、残存株式等を勘案した上で、追加拠出額を算出するものとします。当社が追加拠出を決定したときは、適時適切に開示いたします。

③本制度の対象者

当社の取締役（ただし、社外取締役を除きます。）、首席執行役員及び主席執行役員

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第7号に該当する普通株式の取得及び会社法第155条第13号に該当する普通株式の取得

(1)【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2)【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数(株)	価額の総額(百万円)
当事業年度における取得自己株式	3,828	0
当期間における取得自己株式	994	0

(注) 1. 当事業年度における取得自己株式は、単元未満株式の買取請求及び譲渡制限付株式の無償取得によるものであります。

2. 当期間における取得自己株式には、2025年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取による株式及び譲渡制限付株式の無償取得による株式は含まれておりません。

(4)【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(円)	株式数(株)	処分価額の総額(円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	—	—	—	—
消却の処分を行った取得自己株式	—	—	—	—
合併、株式交換、株式交付、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
保有自己株式数	40,027	—	41,021	—

(注) 1. 当期間における保有自己株式数には、2025年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの取引は含まれておりません。

2. 保有自己株式数には、「株式給付信託(BBT及びBBT-RS)」が保有する当社株式は含まれておりません。

3【配当政策】

当社は、利益配分につきましては、将来の事業拡大と財務体質強化のため、必要な内部留保を確保しつつ、株主の期待に沿えるよう安定した配当を継続していくことを基本方針としております。

当社は、「会社法第459条第1項の規定に基づき、取締役会の決議をもって剰余金の配当等を行うことができる。」旨を定款に定めております。

また、当社は、「取締役会決議により、毎年9月30日を基準日として、中間配当を行うことができる。」旨を定款に定めております。

この間の業績推移と中長期の事業及び投資環境等の経営状況を鑑みた上で「配当政策」「自己株式の取得」「株主優待」の3つを軸に展開した、これら3つの総還元性向(還元前の当期純利益に対する割合)は、2017年度より40%を目安としています。また同時に「配当」については、連結での配当性向(当期純利益に対する割合)は、同様に30%程度を目安としています。

2024年度は、期初想定を上回る業績を達成したものの、コロナ禍の影響による多額の累損の解消までには至らず、誠に遺憾ながら当期の配当につきましては無配とさせていただきますが、当社としては、基幹事業ならびに新規事業によって収益基盤を強化化させ、累損の一掃を図るとともに、当中期経営計画の期間中(2025年度中)の復配の実現を目指しております。なお、次期の配当予想につきましては、現時点では、1株当たり10円といたします。

4【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1)【コーポレート・ガバナンスの概要】

① コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、「コーポレートガバナンス基本方針」を制定しており、本基本方針は、当社におけるコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方を定めたものです。

当社は、お客様、お取引先様、従業員、地域社会、株主様等のステークホルダーからの負託に応え、持続的な成長と中長期的な企業価値向上を実現するため、経営の監督と業務執行のバランスを取りつつ、透明（フリー）・公平（フェア）かつ確な（アカウンタブルな）意思決定を行うことを目的として、コーポレート・ガバナンス体制を構築します。

② 企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

(a) 企業統治の体制の概要

当社は、監査役設置会社制度を採用しており、本有価証券報告書提出日現在の取締役13名のうち社外取締役6名を選任しており、株主のニーズに迅速に応えるため取締役の任期は1年としております。なお、監査役は3名の全てが社外監査役であり、コーポレート・ガバナンスの更なる強化を図っております。各監査役は専門的見地から取締役会の意思決定・業務執行の適法性について厳正な監査を行っております。

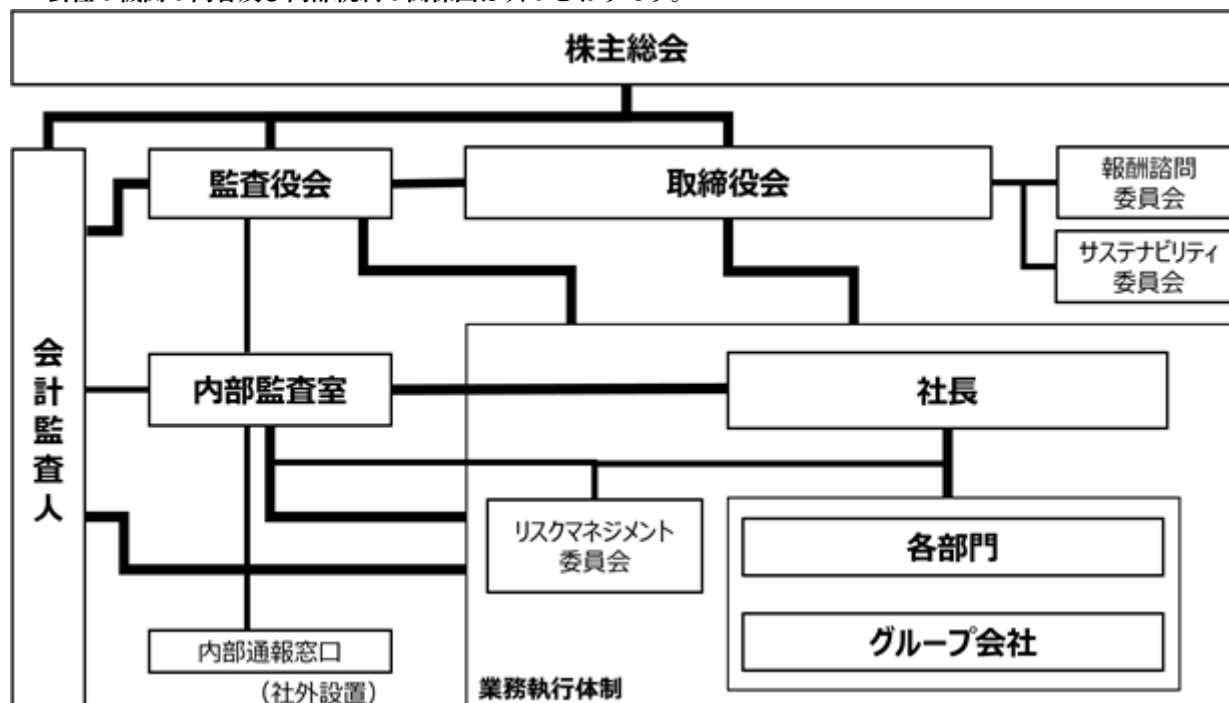
また、内部統制に関して、グループ各社の役職員が法令、定款に適合した職務執行を行うだけでなく、社会的責任を果たすために「びあグループ企業行動憲章」の浸透を図る等、内部統制を正しく運営していくことで、グループ全体でのコーポレート・ガバナンスの推進に着手しております。

(b) 企業統治の体制を採用する理由

当社がコーポレート・ガバナンスの体制として採用している、監査役設置会社の下では、当社が置かれている経営環境や内部の状況について深い知見を有する取締役と経験豊富な監査役に加え、幅広い知識や専門性を有した社外役員によってガバナンスの枠組みが構成されるため、各役員が持つ個々の知識や経験が相互に作用し合いながら、意思決定のプロセスに関与することが可能となり、結果として、監査体制の充実が図られつつ、経営の迅速性、機動性も確保されているものと考えております。

(c) 会社の機関の内容

会社の機関の内容及び内部統制の関係図は次のとおりです。



1. 取締役会

当社の取締役会は、社外取締役6名を含む取締役13名で構成されております。取締役会は、原則として毎月1回の定時取締役会を開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。取締役会では、取締役会規程に基づき、経営に関する重要事項を決定するとともに各取締役の業務執行状況を監督しております。また、取締役会には監査役が出席し、取締役の業務執行の状況を監視できる体制となっております。

なお、取締役会の議長は代表取締役社長矢内廣が務めております。また、そのほかの構成員は取締役副社長木本敬巳、専務取締役吉澤保幸、常務取締役村上元春、取締役小林覚、取締役東出隆幸、取締役川端俊宏、社外取締役宮本

暢子、社外取締役一條和生、社外取締役石田宏樹、社外取締役村井満、社外取締役佐藤則之、社外取締役寺田美穂であります。また、社外監査役能勢正幸、社外監査役松田政行、社外監査役糸谷祥輝が出席します。

当社は、2025年6月21日開催予定の定時株主総会の議案（決議事項）として、「取締役12名選任の件」を上程しており、当該議案が承認可決されると、当社の取締役は12名（内、社外取締役5名）となります。

2. 監査役会

当社の監査役会は、社外監査役能勢正幸、社外監査役松田政行、社外監査役糸谷祥輝の合計3名で構成されております。監査役会は、毎月1回定時監査役会を開催するほか、必要に応じて臨時監査役会を開催し、監査計画の策定、監査実施状況等、監査役相互の情報共有を図っております。なお、監査役会は内部監査担当者及び会計監査人と緊密な連携をとり、監査の実効性と効率性の向上に努めております。

③ 企業統治に関するその他の事項

(a) 内部統制システムの整備の状況

当社の内部統制システムの基本方針の概要は次のとおりであります。

1. 当社及び子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

イ) 役職員の職務の執行が法令及び定款に適合し、かつ社会的責任を果たすため、「びあグループ企業行動憲章」を定め、当社及び子会社の全役職員に周知徹底させる。

ロ) 当社及び子会社全体で法令遵守をはじめとした企業としての社会的責任を果たすため、当社及び子会社の社内での研修、教育の推進も含め内部統制を担当する取締役CCO(チーフ・コンプライアンス・オフィサー)を委員長とするリスクマネジメント委員会を設置し、適正な職務執行を徹底する。

ハ) 当社及び子会社の全従業員を対象とした内部通報制度の整備を行い、実効性を強化する。

2. 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の意思決定又は取締役に対する報告に関する文書は、社内規程（文書管理規程、稟議規程等）に従い適切に保存、管理を行う。

3. 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社及び子会社の各部門は、それぞれの部門に関するリスクの管理を行う。当社の各部門長は、自ら又は当社の担当取締役を通じて適宜リスク管理の状況を取締役会に報告し、子会社の各部門長は、自ら又は当該子会社の担当取締役を通じて適宜リスク管理の状況を当該子会社の取締役会に報告するほか、当社の関係会社管理規程等に基づき、当社の担当部門にも報告する。また、リスクマネジメント委員会を中心として当社及び子会社のリスク管理体制の構築及び運用を行う。

4. 当社及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社の各部門単位における意思決定プロセスの簡素化や効率的な意思決定に資する組織体制を整備するとともに、当社全体に係る重要な事項並びに各部門にまたがる重要な事項については合議制により慎重な意思決定を行う。また、当社は、関係会社管理規程等に基づく子会社からの報告や当社の監査方針、内部監査規程等を通じて子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われているか等について検証し、必要に応じて子会社とも協議の上、その改善を図る。

5. 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

その他の当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

イ) 当社は、当社の関係会社管理規程等に基づき、子会社の取締役等の職務の執行に係る事項等の報告を受け、当社の各部門は、子会社の関連部門と連携し、子会社と情報共有を図る。

ロ) 当社の内部監査部門は、当社の内部監査規程等に準ずる評価基準に基づき、当社及び子会社に対して監査を実施する。

ハ) リスクマネジメント委員会は、「びあグループ企業行動憲章」に基づき、当社及び子会社全体のコンプライアンス体制の構築に努めるとともに、社内規程については必要に応じて適宜見直しを行い、業務の円滑な推進を図る。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役が求めた場合には、監査役を補助すべき使用人として、必要な人員を配置する。

7.前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役を補助すべき使用人の人事異動、人事評価、懲戒に関して、監査役会は事前に協議できるものとする。

8.第6号の使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役が代表取締役社長や会計監査人と定期的に意見交換をする場を設けるとともに、内部監査部門が監査役と定期的に内部監査結果について協議及び意見交換するなどして、監査役が監査役を補助する使用人に対して実効性ある指示をできるようにする。

9.当社の取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制

取締役及び使用人は、会社に重大な損失を与える事項が発生し又は発生する恐れがあるとき、役職員による違法又は不正な行為を発見したとき、その他監査役会が報告すべきものと定めた事項が生じたときは、監査役に報告する。監査役会は、事業部門を統括する取締役及び内部統制を担当する取締役から、定期的又は不定期にリスク管理体制に関する事項の報告を受けるものとする。

10.子会社の取締役、会計参与、監査役執行役、業務を執行する社員、会社法第598条第1項の職務を行うべき者その他これらの者に相当する者及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告をするための体制

- イ) 子会社の取締役及び使用人は、法令及び社内規程に定められた事項の他、子会社の監査役から報告を求められた事項について速やかに子会社の監査役及び監査役会に報告するとともに、当社の子会社担当部署に連絡する。
- ロ) 当社の子会社担当部署は、子会社の取締役又は使用人から法令及び社内規程に定められた事項の他、子会社の監査役から報告を求められた事項について報告を受けた場合には、速やかに当社の監査役にその内容を報告する。

11.報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- イ) 内部通報に関する規程について、内部通報の窓口を利用し報告をした者が、当該報告を理由として、人事上その他一切の点で当社及び子会社から不利益な取扱いを受けない運用を図るものとする。
- ロ) 第9号及び前号の当社の監査役へ報告した者が、当該報告を理由として、人事上その他一切の点で当社及び子会社から不利益な取扱いを受けない運用を図るものとする。

12.監査役の職務の執行について生じる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払又は支出した費用等の償還、負担した債務の弁済を請求したときは、その費用等が監査役の職務の執行については生じたものでないことを証明できる場合を除き、これに応じる。

13.その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社及び子会社の監査役は、社内的重要課題等を把握し、必要に応じ意見を述べるができるよう、取締役会その他の重要会議に出席する機会を確保する。

(b) リスク管理体制の整備の状況

役職員の職務の執行が法令及び定款に適合し、かつ社会的責任を果たすため、「ぴあグループ企業行動憲章」を定め、全役職員に周知徹底しております。また、グループ企業全体で法令遵守をはじめとした企業としての社会的責任を果たすため、内部統制を含めたグループ社内での研修、教育の推進を人事法務局が中心となり、グループ会社への浸透を図るとともに、教育の推進も含め内部統制を担当する取締役CCO（チーフ・コンプライアンス・オフィサー）を委員長とするリスクマネジメント委員会を設置し、適正な職務執行を徹底します。また、ぴあグループ全従業員を対象とした内部通報制度の整備を行い、コンプライアンスの向上に努めております。なおリスクマネジメント委員会の委員長は、専務取締役吉澤保幸が務めております。また、その他の構成員は、取締役副社長木本敬巳、取締役小林覚、取締役川端俊宏、社外監査役能勢正幸であります。

取締役の意思決定または取締役に対する報告に関する文書は、社内規程に従い適切に保存、管理を行うとともに、各業務部門は、それぞれの部門に関するリスク管理を行い、各業務部門の長は、適宜リスク管理の状況を取締役会に報告いたします。

個人情報に関して、当社及び子会社は、個人情報の重要性を深く認識し、その安全な保管はもとより、個人情報への不当なアクセス、漏洩、紛失、改ざん等が起きないよう、個人情報の秘密の保持に十分な注意を払い、個人情報保護法に則り、個人情報保護に万全を尽くします。具体的な取り組みとして、2014年12月の経済産業省の定める個人情報保護法ガイドラインの改正を踏まえ、全社のセキュリティ対策の整備、実装、推進を主体的に行う個人情報セキュリティ管理推進責任者及び専任者の選任や、内部監査室によるセキュリティ対策の有効性、実行についての継続的な監査の実施などのセキュリティ推進に必要な体制を構築しております。また、ネットワークからの不正アクセス防止対策の強化並びにアクセス権限管理の厳密化等により一層の対策強化を図っております。

④ 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定により、各取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）及び各監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨定款に定めております。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、500万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額としております。これは、各取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）及び各監査役が職務の遂行にあたり期待される役割を十分に発揮できるようにするためであります。

⑤ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（以下、「D&O保険」という。）契約を保険会社との間で締結しており、これにより、取締役・監査役等が業務に起因して損害賠償責任を負った場合における損害（ただし、保険契約上で定められた免責事由に該当するものを除く。）等を填補することとしております。D&O保険の保険料は、全額を当社が負担しております。D&O保険の契約期間は1年間であり、当該期間の満了前に取締役会において決議のうえ、これを更新する予定であります。

⑥ 取締役の定数

当社の取締役数は14名以内とする旨定款に定めております。

⑦ 取締役の選任及び解任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨定款に定めております。

また、解任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めております。

⑧ 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

⑨ 中間配当金

当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる旨定款に定めております。これは、剰余金の配当等を取締役会の権限とすることにより、株主への機動的な利益還元を行うことを目的とするものであります。

⑩ 自己株式の取得

当社は、自己の株式の取得について、経済情勢の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とするため、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる旨を定款で定めております。

⑪ 取締役及び監査役の責任免除

当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役及び監査役（取締役及び監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる旨定款に定めております。これは、取締役が職務を遂行するにあたり、その能力を十分に発揮して、期待される役割を果たしうる環境を整備することを目的とするものであります。

⑫ 株式会社の支配に関する基本方針について

当社は、2009年6月20日開催の定時株主総会において、当社の企業価値向上、ひいては株主共同の利益の保護の観点から、会社法施行規則第118条第3号に定める「株式会社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」（以下「本基本方針」といいます。）に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとして、「当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収への対応方針）」（以下「本プラン」といいます。）を導入し、2025年6月21日開催予定の定時株主総会の議案（決議事項）として「当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収への対応方針）の継続の件」を上程しており、当該議案の承認可決をもって、次のとおり継続及び一部変更をする予定です。

① 本基本方針の内容

当社の企業価値の源泉は、下記の（i）～（v）の相乗効果による「びあブランド」の構築と、それによるブランドバリューの最大限の活用にあると認識しております。

- （i）当社の運営するECサイト、プロモーション・メディア及び流通プラットフォーム、ホール・劇場（＝びあならではのバリューチェーンと称しています。）を通して、コンシューマー（お客様）・コンテンツホルダー（権利者）・興行主催者の三方面に対し、付加価値の高いサービス、及びソリューションを提供する、当社ならではのビジネスモデルの確立。
- （ii）人々の生活に潤いと活力を与える、文化・芸術・エンタテインメント・スポーツの健全な育成と、その発展を目的とした商品、コンテンツ、サービスの開発・提供。
- （iii）エンタテインメント業界における広範囲な企業連携と新たな価値の創出、及び人材の育成と人的ネットワークの構築。
- （iv）各種レジャー・エンタテインメント情報をユーザーの目線で収集・編集し、これらを出版・配信・プロモーションできるノウハウの蓄積とその活用。
- （v）企業理念（「ひとりひとりが生き生きと」）をベースとした当社定款第2条各項に定める当社の経営方針の基本原則（2022年6月18日開催の第49回定時株主総会の決議により策定。以下「びあ企業理念」と総称します。）に基づく事業の推進、ならびに不断の経営革新努力。

当社としましては、こうした「びあブランド」のさらなる強化、進化により、「びあ企業理念」を基礎とする企業活動を継続し、これにより「ひとりひとりが生き生きと」を広範に実現させ、国際的規範であるSDGs目標「だれひとり取り残さない」に通じる心豊かな社会の発展に貢献してまいりたいと考えております。これらが株式の大量買付等を行う者により中長期的に確保され、向上させられるのであれば、当社の企業価値ひいては株主共同の利益は毀損されることとなります。

一方、当社は、上場会社である当社の株式は、株主または投資家の皆様に自由に取引されるものであり、特定の者による当社株式の大量買付等に応じるか否かは、当社株主の皆様に十分な情報が提供された上で、最終的には当社株主の皆様の判断に委ねられるべきものであると考えており、これが、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に中長期的に資するものである限りにおいて、これを否定するものではありません。

しかしながら、株式の大量買付等の中には、株主の皆様が株式の大量買付等の内容等について検討し、取締役会が意見を取りまとめ、必要に応じ代替案を提示し、株主の皆様のために買付者等と交渉するために必要な時間を提供しないもの、経営方針・投下資本の回収方針等の十分な情報を合理的な期間内に提供しないもの、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損することが明白である濫用的なもの、または、買付等の条件が当社の本源的価値に鑑み不十分もしくは不相当であるもの等、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれがあるもの等があることを否定することはできません。

当社は、このような特定の者による当社株式の大量買付等に伴い、会社の存立、発展が阻害されるおそれが生ずる等、会社の企業価値が毀損され、会社の利益ひいては株主の共同の利益が害されることになるような場合には、その防止のために当該株主を差別的に取り扱ったとしても、当該取扱いが衡平の理念に反し、相当性を欠くものでない限り、最終的には会社の利益の帰属主体である株主の皆様自身の判断において対抗措置を行うことができるほか、当該特定の者が必要な情報や時間を提供しない場合や、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損することが明白な濫用的買収を行う場合等、取締役会の判断により相当な対抗措置を講ずることが許容される場合があると考えております。

当社は、当社株式の大量買付等を行う者に対して、遵守すべき一定の手続があること、また、法令及び当社定款等の許容する限度において、相当な対抗措置を実施することがあり得ることを事前に警告すること等により、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれがある買付等を防止することとします。また、本基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとして、当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収への対応方針）の導入等を株主総会において決議し、当該対応策の内容を、株式会社東京証券取引所における適時開示、当社事業報告等の法定開示書類における開示、当社ホームページ等への掲載等により周知させることとします。

②本基本方針の実現に資する特別な取組み（以下「企業価値向上等への取組み」といいます。）

この間、当社は当社グループの企業価値、株主共同の利益の向上に向けた各種取組みを進めております。即ち、上場以来、ぴあファンの方々に当社株主になって頂くことを念頭に、個人株主の形成に向けた様々な施策（株主優待の充実、株主アンケート、株主懇談会の実施等）に取組み、高い個人株主比率を実現しております。

そうした中で、業績面では、当社を取り巻く集客エンタメ業界の環境がさらにその変化を早める中、テクノロジーの進化と当社の強みを生かし、次の10年を見据えた長期ビジョンの策定にも着手しております。現在の事業を拡充しつつ、新規事業の創出にも注力することで、さらなる“変身”を加速させ、100年企業を目指すべく、2023年度より新たな中期経営計画（2023年度～2025年度）を策定しております。

現在の基幹事業(チケットビジネスを核としたその周辺事業)のさらなる拡充とともに、新規事業群の創出にも傾注した3ヶ年の中期経営計画初年度(2023年度)の数値目標は、計画通りの進捗を辿りました。当社の事業ドメインである集客エンタメ産業全体も、コロナ禍の収束とともに大きく復調しております。

こうした状況下、2024年度は、この間のトレンドを継続する形で、基幹事業群であるチケットビジネス、興行企画制作、ホール・アリーナ運営事業等の拡大に加え、それらに付帯するメディアコンテンツ事業や、ぴあカード会員事業のさらなる拡大、同時に、「デジタルメディア・データマーケティング事業」、「ホスピタリティ事業(VIP向け高付加価値チケットの販売)」、「グローバル・イベント(万博等の国際的イベントのチケット業務受託や、エンタメコンテンツの輸出入事業)」等の新規事業の成果も具現化しはじめたことにより、過去最高の利益を達成しております。

また、中期経営計画の最終年度(2025年度)には、基幹事業群の売上高を高水準に維持しつつ、周辺ビジネスの拡大や、チケット流通事業における取引条件の適正化を含む収益モデルの改善を図るとともに、新規事業群においては、特に「大阪・関西万博」入場券販売とプロモーション拡充も踏まえた受託事業の完遂、ホスピタリティ事業のビジネスモデルの定着と事業機会の拡大、デジタルメディア・データマーケティング事業の着実な伸張を目指します。この結果、2025年度中には、コロナ禍で生じた多額な累積を一掃し、ならびにこの間無配を余儀なくされていた事態を脱することで、復配の実現を目指します。

そして、中期経営計画の完了とともに、チケットビジネスに依存した事業基盤の抜本的改革を実現させ、新たな事業群の創出と育成によって、その後の持続的成長が可能な事業構造への変身に尽力してまいります。さらに、従業員のやりがいの向上やぴあコミュニティの活性化、生産性の向上と働き方改革を軸に、人的資本経営の拡充にも一層注力し、テクノロジーの進化と当社の強みを生かした長期ビジョン(「感動のライフライン」)の実現も着実に推進してまいります。

③本基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（本プラン）

イ、本プランの目的

本プランは、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させることを目的として、本基本方針に基づき、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれのある当社株式の大量買付等がなされることを防止するためのものです。

2025年3月31日現在、当社の株主構成は現経営陣による安定的な状況となっており、当社役員の所有株式数合計の議決権比率（以下「議決権比率」といいます。）は20.1%であります。しかしながら、当社役員の議決権比率は、上場直後である2002年3月31日現在の52.0%から、この23年間で、約32%低下しております。また、今後も恒常的に発生するシステム投資や中長期的な事業領域の拡大に結びつく新規成長事業への投資等に伴う資金調達の手段として、または自己資本の充実のため、資本市場における資金調達もひとつの選択肢として考えられ、これを実施する場合には当社役員の議決権比率がさらに低下する可能性もあります。その他、今後他社と業務資本提携を行う等の事由で株主構成が変化する可能性も否定はできませんし、役員の異動等によって議決権比率が低下する可能性もあります。また、当社は上場会社であることから、大株主である役員等が各々の事情に基づき株式の譲渡その他の処分をすることによって、現在の安定的な株主構成を維持できない事態も起こり得るものと考えております。

こうした事情に鑑み、当社は、当社株式に対する大量買付等により企業価値・株主共同の利益が毀損されることを防止するためには、本基本方針に定められたとおり、特定の者による株式の大量買付等に応じるか否かは、最終的には株主の皆様が委ねられるべきものと考えております。そして、株主の皆様がこの判断を適切に行うためには、買付者等から必要な情報の提供を受けること、取締役会から必要な情報や代替案の提示を受けること、及び、これらのために必要な時間を確保することが必要不可欠であり、これらの情報を収集し、株主の皆様へ伝達するのは、株主の皆様の負託を受けて会社経営の任にあたる取締役会の責務であると考えております。にもかかわらず、買付者等が必要な情報を合理的な期間内に提供しない場合、または、これらのために必要な時間、もしくは当社取締役会が株主の皆様のために買付者等と交渉するために必要な時間を確保しない場合には、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の保護の観点から、取締役会は原則として速やかに対抗措置の発動（そのために必要な株主総会の招集その他措置を含みます。以下同じとします。）を行う必要があると考えております。また、買付者等が、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損することが明白である濫用的買収を行う場合にも、同様であると考えております。さらに、買付等の条件が当社の本源的価値に鑑み不十分もしくは不適当なものである場合等、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれのある場合には、対抗措置の発動を行うか否かの判断は、企業

価値及び株主共同の利益を図るべく経営の任にあたる取締役会の責務を踏まえつつも、最終的には株主の皆様委ねることが適切であると考えております。そして、これらの過程において、取締役会が万が一にも恣意的に行動することがないよう、それを防ぐための措置を講ずることも必要であります。

このような観点から、本プランにおいては、中立かつ独立の立場から勧告を行う独立委員会を設置し、当社取締役会がその勧告を最大限尊重する形で手続を進めることとします。

ロ. 本プランの内容

本プランの内容は以下のとおりであります。

(a) 本プランの概要

下記(b)(i)に定める買付等を行う者または提案する者（以下「買付者等」といいます。）は、①'買付者等が当社取締役会及び独立委員会に対し当該買付等に関する必要かつ十分な情報を独立委員会が定める合理的期間内に提供し、②'独立委員会のための一定の検討期間が経過し、かつ③'当社取締役会が対抗措置の発動の是非について決議を行うまで（当社取締役会が対抗措置の発動の是非について株主の皆様の意思を問う株主総会を招集した場合には、株主総会が対抗措置の発動の是非について決議を行うまで）は、買付等を開始し、または進めることが許されないものとします。

(i) 買付者等に対する情報等の提供の請求

下記(b)(i)に定める買付等が行われる場合、当社は買付者等に対し事前に書面で買付等の目的及び条件等の情報を合理的期間内に提出していただくことを求めます。

(ii) 独立委員会への諮問

当社取締役会は、独立委員会に対し上記情報を提供し、対抗措置の発動の是非等について諮問します。

(iii) 独立委員会の検討及び勧告

独立委員会が必要と認める場合、買付者等に対し合理的期間内に追加情報の提供を求め、また取締役会に対しても合理的期間内に適宜必要と認める情報、資料等の提示を求めることができます。独立委員会は、原則として当社取締役会及び独立委員会に対する買付説明書（下記(b)(ii)で定義され、買付説明書に関する補足説明または追加提出された買付説明書等を含みます。以下同じ。）の提出が合理的期間内に完了した日から所定の期間内に当社取締役会に対し、勧告内容を書面にて提出します。

(iv) 取締役会による決議

当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重して、当該買付者等が本プランに定める手続を遵守していないと認めた場合は、対抗措置の発動を決議することができ、また、当該買付等が当社の企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらす濫用的買付等（下記(b)(v)で定義されます。）に該当すると認めた場合にも、対抗措置の発動を決議することができます。また、独立委員会が当該買付等は当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれがあると勧告した場合、当社取締役会は、対抗措置の発動に株主総会決議が不要なときであっても、株主総会を招集して対抗措置の発動を付議し、対抗措置の発動につき株主総会の決議を経ることにより、対抗措置の発動の具体的内容を決議することができるものとします。

(v) 対抗措置

対抗措置は、独立委員会の勧告を最大限尊重し、買付等に対し当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し向上を図る上で、必要かつ相当な措置（株式の発行、自己株式の処分もしくは株式無償割当てまたは新株予約権の発行もしくは新株予約権無償割当て等）の中からその時点で当社取締役会が最も適切であると判断したものを選択し、当社取締役会または株主総会で決議されるものとします。

(b) 買付等の開始から対抗措置の発動または不発動の決議までの手続

(i) 買付等

本プランが定める手続は、当社取締役会の同意を得ないで行われる買付等のうち下記のいずれかに該当するもの（以下「買付等」といいます。）に適用されます。

①'当社が発行者である株券等（※１）（以下「当社株券等」といいます。）について、保有者（※２）及びその共同保有者等（※３）の株券等保有割合（※４）が20%以上となる買付等（※５）

②'当社株券等について、公開買付け（※６）を行う者の株券等の株券等所有割合（※７）及びその特別関係者等（※８）の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け

③'上記①'または②'に規定される各行為が行われたか否かにかかわらず、当社の特定の株主が、当社の他の株主（複数である場合を含みます。以下本③'において同じとします。）との間で行う行為であり、かつ、当該行為の結果として当該他の株主が当該特定の株主の共同保有者に該当するに至るような合意その他の行為、または当該特定の株主と当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配しもしくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係（※９）を樹立する行為（※10）であって、当社株券等につき当該特定の株主と当該他の株主の株券等保有割合の合計が20%以上となるような行為

（※１）金融商品取引法第27条の23第１項に定義される株券等（①'の場合）もしくは同法第27条の2第１項に定義される株券等（②'の場合）またはその双方（その他の場合）をいいます。

（※２）金融商品取引法第27条の23第１項の保有者及び同条第３項によって保有者に含まれる者をいいます。

（※３）金融商品取引法第27条の23第５項に定義される共同保有者及び同条第６項に基づき共同保有者とみなされる者ならびに保有者または共同保有者との間で保有者・共同保有者間の関係と類似した関係にある者をいいます。

- (※4) 金融商品取引法第27条の23第4項に定義される株券等保有割合（ただし、重複する保有株券等の数については控除するものとします。）をいいます。
- (※5) ①'において金融商品取引法第27条の2第1項に定義される買付等をいいます。
- (※6) 金融商品取引法第27条の2第6項に定義される公開買付けをいいます。
- (※7) 金融商品取引法第27条の2第8項に定義される株券等所有割合（ただし、重複する所有株券等の数については控除するものとします。）をいいます。
- (※8) 金融商品取引法第27条の2第7項に定義される特別関係者及び公開買付けを行う者またはその特別関係者との間で公開買付けを行う者・特別関係者間の関係と類似した関係にある者をいいます。ただし、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項に定める者を除きます。
- (※9) 「当該特定の株主と当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配しもしくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係」が樹立されたか否かの判定は、別紙3に定める基準に従い行うものとします。なお、別紙3に定める基準は、法令の改正や裁判例の動向等に基づき独立委員会の決議によって適宜合理的な範囲内で変更される場合があります。
- (※10) 本文の③'所定の行為がなされたか否かの判断は、当社取締役会が独立委員会の判断を尊重し合理的に行うものとします。なお、当社取締役会および独立委員会は、本文の③所定の要件に該当するか否かの判定に必要とされる範囲において、当社の株主に対して必要な情報の提供を求めることがあります。
- (※11) 金融商品取引法第27条の26第1項に規定される重要提案行為等をいいます。

(ii) 買付者等に対する情報等の提供の請求

買付者等は、買付等の実行に先立ち、当社取締役会に対し、①買付者等の概要（名称、住所、設立準拠法、代表者の役職及び氏名、会社等の目的及び事業内容、大株主または大口出資者（所有株式数または出資割合上位10名）の概要、ならびに国内連絡先）、②買付者等が現に保有する当社株券等の数及び意向表明書提出前60日間における買付者等の当社株券等の取引状況、ならびに③提案する買付等の概要（買付者等が買付等により取得を予定する当社株券等の種類及び数、ならびに買付等の目的（支配権取得もしくは経営参加、純投資もしくは政策投資、買付等の後の当社株券等の第三者への譲渡等、重要提案行為等（※11）その他の目的がある場合には、その旨及びその内容。なお、目的が複数ある場合にはそのすべてを記載していただきます。）を含みます。）を明示し、本プランに定める手続を遵守する旨を記載した当社所定の書式による「意向表明書」を日本語にて提出していただきます。

当社取締役会は、買付者等から意向表明書を受領した後10営業日以内に、株主の皆様の判断及び当社取締役会ならびに独立委員会の意見形成のために必要かつ十分な情報（以下「本必要情報」といいます。）のリストを合理的な回答期限（ただし、原則として60日間を超えないものとします。）を設けて買付者等に交付します。その後、買付者等には当社取締役会に対し、本必要情報を記載した書面（以下「買付説明書」といいます。）を回答期限内に日本語にて提出していただきます。本必要情報の具体的内容は買付者等の属性、買付等の目的及び内容により異なりますが、概ね下記①'ないし②'の情報を含みます。

当社取締役会は、買付説明書の情報等が株主の皆様の判断または当社取締役会もしくは独立委員会の意見形成のために十分でないとした場合には、買付者等に対し、合理的な回答期限を設けて、当社取締役会が相当と認める方法で、買付説明書の補足説明または追加資料等の提出を求めることができます。なお、当社取締役会は、提出された買付説明書を評価検討し、当社取締役会としての意見を公表することができるものとし、さらに必要に応じて買付者等と買付等に関する条件改善等について交渉し、当社取締役会として株主の皆様及び独立委員会に対し代替案を提示することができるものとします。

- ①' 買付者等及び買付等に関して買付者等と意思の連絡のある者（特別関係者等、共同保有者等、（当該買付者等とは別に存在する場合は）振替口座簿上の株主及び（ファンドの場合は）各組合員その他の構成員を含みます。）の概要（具体的名称、事業内容、資本構成、財務内容、当社の事業と同種の事業についての経験及び他の買付者等との具体的関係等に関する情報を含みます。）
- ②' 買付等の目的（意向表明書に記載していただいた目的の詳細）、方法及び内容（経営参画の意思の有無、買付等の対価の種類及び価額、買付等の時期、それに関連する取引の仕組み及び買付等の方法の適法性ならびに買付等の実現可能性に関する情報を含みます。）

- ③ '買付等の対価の価額の算定根拠（算定の前提事実、算定方法、算定に用いた数値情報及び買付等に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジー効果の詳細を含みます。）
- ④ '買付等のための資金の調達方法（資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の具体的名称、当該資金に関して買付者等の有する当社株券等その他資産等への担保権設定の状況及び予定ならびに調達に関連する取引の内容等を含みます。）
- ⑤ '買付者等が既に保有する当社株券等に関する貸借契約、担保契約、売戻契約、売買の予約その他の重要な契約または取決め（以下「担保契約等」といいます。）がある場合には、その契約の種類、契約の相手方及び契約の対象となっている株券等の数量等の当該担保契約等の具体的内容
- ⑥ '買付者等が買付等において取得を予定する当社株券等に関し担保契約等の締結その他第三者との間の合意の予定がある場合には、予定している合意の種類、合意の相手方及び合意の対象となっている株券等の数量等の当該合意の具体的内容
- ⑦ '買付等の後の当社グループの経営方針、経営体制、事業計画、資本政策、配当政策、資産運用計画（売却等を予定される場合はその内容等を含みます。）、投下資本の回収方針及びそれらを具体的に実現するための施策
- ⑧ '買付者等の事業と当社及び当社企業集団の営む事業との統合及び連携等に関する事項ならびに買付者等と当社ないし社外の株主との利益相反を回避するための具体的施策
- ⑨ '買付等の後における当社の従業員、労働組合、取引先、顧客、地域社会その他の当社に係る利害関係者の処遇等の方針
- ⑩ '買付等の後の当社及び当社企業集団の中長期的に持続的かつ継続的な企業価値向上のための施策及びそれにより中長期的に企業価値が向上される根拠
- ⑪ ' その他当社取締役会または独立委員会が合理的に必要であると認める事項

(iii)独立委員会への諮問

当社は、取締役会の諮問機関として、買付者等及び買付等に係る評価及び対抗措置の発動または不発動の勧告等を取締役会へ行う独立委員会を設置します。独立委員会は当社経営陣から独立している当社の社外取締役、社外監査役または社外の有識者（実績ある会社経営者、官庁出身者、投資銀行業務に精通する者、弁護士、公認会計士、学識経験者等）の中から当社の取締役会が選任した3名以上の委員で構成されます。なお、本プランの継続後も、原プランにおいて独立委員会委員にご就任いただいている佐久間昇二氏、中村直人氏、平野英治氏及び一條和生氏の4氏に引き続き独立委員会委員にご就任いただく予定です。

当社取締役会は、買付者等から買付説明書の提出を受けたときは、これを遅滞なく独立委員会に提供し、当該買付者等による買付等に対する対抗措置の発動の是非その他当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保及び向上に関する事項について諮問します。ただし、当社取締役会が相当と判断したときは、買付説明書の提出を受けるより前に、独立委員会に対し諮問することができるものとします。

(iv)独立委員会の評価手続

独立委員会は、買付説明書の内容が十分でないとき、直接または当社取締役会を通じて買付者等に対し、合理的な回答期限（ただし、原則として60日間を超えないものとします。）を設けて、独立委員会が相当と認める方法で買付説明書の補足説明または追加資料等を求めることができます。また、独立委員会は、必要に応じて当社取締役会に対しても、合理的な回答期限（ただし、原則として60日間を超えないものとします。）を設けて、独立委員会が相当と認める方法で、当該買付等及び買付説明書に対する意見、当社取締役会の決定している事業施策等ならびにそれらの正確性及び正当性を基礎づける資料の提出を求めることができます。また、独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。）の助言を得ることができるものとします。また、独立委員会は、相当と認めるときは、取締役会または買付者等と協議・交渉することができます。

(v)独立委員会の勧告

独立委員会は買付説明書の提出が完了した後、買付等の評価の難易度等に応じて、対価を現金（円貨）のみとし、当社株券等の全部を対象とする公開買付けの場合には最長60日間、その他の場合には最長90日間（以下「独立委員会検討期間」といいます。ただし、必要な範囲で延長・再延長ができるものとし、延長・再延長する場合には、その旨、延長・再延長の期間および延長・再延長の理由の概要を開示するものとします。また、延長・再延長の期間は、合計で30日を超えないものとします。）以内に勧告の内容を書面にて作成し、これを当社取締役会に提出します。

独立委員会は、当該買付者等が本プランに定める手続を遵守していないと認めた場合、下記①'ないし⑤'に該当する等、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損することが明白である濫用的買付等（以下「濫用的買付等」といいます。）であると認めた場合、または下記⑥'ないし⑨'に該当する等、当該買付等が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれがあると認めた場合において対抗措置を発動することが相当であると判断した場合には、「対抗措置を発動することを勧告する」旨（以下「発動勧告」といいます。）、またこれらに該当しないと認めた場合には、「対抗措置を発動しないことを勧告する」旨の勧告（以下「不発動勧告」といいます。）を行うこととします。また、独立委員会は、発動勧告または不発動勧告のい

ずれも行わず、株主総会の招集等が相当と認める旨の勧告を行うことができます。

さらに、独立委員会は、当社取締役会が対抗措置の発動または不発動の決定をした後であっても、当該決定の前提となる事実関係に変動が生じた場合等においては、改めて不発動勧告または発動勧告を行うことができます。

当社取締役会は、上記勧告を最大限尊重するものとします。

- ① ' 当社の株券等を買占め、当該株券等につき当社またはその関係者等に対して高値で買取りを要求することを目的とする場合
- ② ' 当社の経営を一時的に支配して、当社の重要な資産等を廉価に取得する等、当社の犠牲の下に当該買付者等またはその関係者等の利益を実現する経営を行うことを目的とする場合
- ③ ' 当社の資産等を当該買付者等またはその関係者等の債務の担保または弁済原資として流用することを予定する場合
- ④ ' 当社の経営を一時的に支配して、当社の事業に当面関係していない高額資産を処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当を行わせ、または一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って当社株券等を高値で売り抜けることを目的とする場合
- ⑤ ' 強圧的二段階買付（最初の買付等で当社株券等全部の買付等を勧誘することなく、二段階目の買付・取引条件を不利に設定しまたは二段階目の買付・取引条件を明確にしないで公開買付け等による株券等の買付等を行うことをいいます。）その他当社株券等の保有者にその売却を事実上強要するおそれのある場合
- ⑥ ' 買付等の条件（対価の価額・種類、買付等の時期、買付等の方法の適法性、買付等の実行の可能性、買付等の後における当社の顧客・ユーザー、従業員、労働組合、取引先その他の当社に係る利害関係者の処遇等の方針等を含みます。）が、当社の本源的価値に鑑み、著しく不十分または不適当な買付等である場合
- ⑦ ' 買付者等による買付等の後の経営方針、事業計画、投下資本の回収方針等の内容が不十分または不適当であること等のため「びあブランド」の維持または「びあ企業理念」に基づくサービスインフラ事業としての公共的性格もしくは顧客・ユーザーの利益に重大な支障をきたすおそれのある場合
- ⑧ ' 当社の企業価値を生み出す上で必要不可欠な当社の顧客・ユーザー、従業員、取引先等との関係または当社の「びあブランド」または「びあ企業理念」の価値を破壊し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反する重大なおそれをもたらす買付等である場合
- ⑨ ' 買付者等が公序良俗の観点から支配株主として不適切であると判断される場合

(vi)取締役会による決議

- ① ' 手続を遵守しない買付者等に対する対抗措置の発動の決議

当社取締役会は、独立委員会が当該買付者等は本プランの定める手続を遵守していないと認めて発動勧告をしたときは、独立委員会の発動勧告を最大限尊重して、対抗措置の発動を決議することができます。

- ② ' 濫用的買付等に対する対抗措置の発動の決議

当社取締役会は、独立委員会が当該買付等は上記(v)①'ないし⑤'に相当する等、濫用的買付等に該当すると認めて発動勧告をしたときは、独立委員会の発動勧告を最大限尊重して、対抗措置の発動を決議することができます。また、当社取締役会は、対抗措置の発動に株主総会決議が不要な場合であっても、当該買付等の内容、対抗措置を発動するか否かの判断が必要となる状況等を勘案した上で、当社取締役会が相当と認めるときは株主総会の決議を経た上で、対抗措置の発動を決議することができます。さらに、当社取締役会は、独立委員会が株主総会の招集を勧告したときは、独立委員会の勧告を最大限尊重して、株主総会を招集し、当該株主総会における対抗措置を発動する旨の決議を経て、当該買付等に対して対抗措置の発動を決議することができるものとします。

- ③ ' 企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれがある買付等に対する対抗措置の発動の決議

当社取締役会は、独立委員会が上記(v)⑥'ないし⑨'に相当する等、当該買付等が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれがあると認めて発動勧告をしたときは、原則として株主総会を招集し、当該株主総会における対抗措置を発動する旨の決議を経て、当該買付等に対し対抗措置の発動を決議することができるものとします。また、当社取締役会は、独立委員会が株主総会の招集を勧告したときは、独立委員会の勧告を最大限尊重して、株主総会を招集し、当該株主総会における対抗措置を発動する旨の決議を経て、当該買付等に対し対抗措置の発動を決議することができるものとします。

- ④ ' 対抗措置の不発動の決議

当社取締役会は、必要があると認めたときは、買付者等に対し対抗措置を発動しないことを決議することができます。当社取締役会は、独立委員会が不発動勧告をしたときは、当該勧告を最大限尊重します。なお、当社取締役会は、対抗措置の不発動を決定した後であっても、当該決定の前提となった事実関係に変動が生じ、買付等が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれがあると判断される場合等には、改めて独立委員会に諮問し、その勧告を最大限尊重して、対抗措置を発動することを決定することがあります。

- ⑤ ' 取締役会による決議を行うまでの期間

当社取締役会は、独立委員会が発動勧告をしたとき、不発動勧告をしたときまたは株主総会の招集等が相当と認める勧告をしたときのいずれの場合においても、独立委員会からの勧告を書面で受領後10営業日以内に、

対抗措置を発動する旨、対抗措置を発動しない旨、または株主総会を招集する旨を決議しなければならないものとします。

(vii)対抗措置発動後の中止、停止または変更

当社取締役会は、本プランに従い対抗措置を発動することを決定した後であっても、①買付者等が当該買付等を中止した場合や、②対抗措置を発動する旨の決定の前提となった事実関係に変動が生じ、当該買付等が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれがないと判断される場合には、改めて独立委員会に諮問し、その勧告を最大限尊重して、対抗措置の発動の中止、停止または変更を決定することがあります。対抗措置として、新株予約権無償割当てをする場合において、権利の割当てを受けるべき株主が確定した後に、上記事情が生じ、当社取締役会が対抗措置の発動の中止または停止を決定した場合には、新株予約権の効力発生日の前日までの間は新株予約権の無償割当てを中止または停止し、新株予約権の無償割当て後、行使期間の開始日の前日までの間は当社が無償で新株予約権を取得すること等ができるものとします。

(viii)情報の公表

当社取締役会は、法令及び証券取引所規則等に従い適時開示を行うほか、下記①'ないし⑥'に掲げる情報を公表します。

- ①' 買付者等からの意向表明書、買付説明書の提出があったこと、及び買付説明書の提出が完了したことを各々提出が完了された後、遅滞なく公表します。
- ②' 買付説明書の内容及び当社取締役会が独立委員会に提出した意見ならびに事業施策等のうち、独立委員会が相当と認めた情報を独立委員会が決定した公表時期に公表します。
- ③' 独立委員会の勧告のうち、独立委員会が相当と認めた情報を当社取締役会が勧告に係る書面を受領後、遅滞なく公表します。
- ④' 独立委員会検討期間の延長・再延長に係る決定（その理由及び内容の要旨を含みます。）について、各々独立委員会が決定後、遅滞なく公表します。
- ⑤' 対抗措置の発動もしくは不発動、または発動後の中止、停止もしくは変更について、取締役会が決定した後、遅滞なく公表します。
- ⑥' 対抗措置の発動について、株主総会を招集するときは、その旨、株主総会の期日、場所及び議題ならびに議案の要旨を当社取締役会決議後、遅滞なく公表します。

(ix)株主総会

当社取締役会は、独立委員会が対抗措置の発動を勧告したときは、当該対抗措置の発動に株主総会決議が不要な場合であっても、当該買付等に対し対抗措置を発動するか否かについて、当社株主の皆様の意思の確認を行うために株主総会を招集することができるものとします。また、当社取締役会は、独立委員会が株主総会の招集を勧告したときは、独立委員会の勧告を最大限尊重して、株主総会を招集し、当該株主総会における対抗措置を発動する旨の決議を経て、当該買付等に対して対抗措置の発動を決議することができるものとします。このほか、株主総会の招集は、買付等の内容、対抗措置を発動するか否かの判断が必要となる状況などを勘案した上で、当社取締役会が株主の皆様の意思の確認を行うことが相当であると判断した場合に行うものとします。また、当社取締役会は、独立委員会が当該買付等は当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれがあると認めて発動勧告したときは、当該買付等に対し対抗措置を発動するか否かについて、当社株主の皆様の意思の確認を行うために株主総会を招集することができるものとします。なお、上記いずれの場合においても、当社取締役会は株主総会を招集する旨決議後、次期定時株主総会に諮ることが適当であると判断される場合等を除き、実務上可能な限り速やかに株主総会を開催するものとします。

(c)新株予約権の無償割当ての主な内容

当社は、独立委員会の勧告を最大限尊重し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し向上を図るため、買付等に対する対抗措置として、新株予約権の無償割当て等、必要かつ相当な措置の中からその時点で最も適切と当社取締役会が判断したものを選択し、当社取締役会または株主総会で決議するものとします。

対抗措置として新株予約権無償割当て（以下「本新株予約権無償割当て」といい、本新株予約権無償割当てにより割り当てられる新株予約権を「本新株予約権」といいます。）を実施する場合の主な内容は以下のとおりです。

(i)本新株予約権の割当対象となる株主

当社取締役会が、本新株予約権無償割当ての取締役会決議（以下「本新株予約権無償割当て決議」といいます。）において別途定める割当期日（以下「割当期日」といいます。）における当社の最終の株主名簿に記録された当社以外の株主に対し、その保有する当社株式1株につき本新株予約権2個を上限として当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める割合で、本新株予約権を無償で割り当てます。

(ii)本新株予約権無償割当ての効力発生日

当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める日とします。

(iii)本新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、本新株予約権1個あたりの目的である株式の数（以下「対象株式数」といいます。）は、別途調整がない限り1株とします。

(iv)本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

本新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、本新株予約権の行使に際して出資される財産の当社株式1株あたりの価額は1円以上で、当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める価額とします。

(v)本新株予約権の行使期間

本新株予約権の無償割当ての効力発生日または本新株予約権無償割当て決議において、当社取締役会が別途定める日を初日とし、1ヶ月間から3ヶ月間までの範囲で、当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める期間とします。

(vi)本新株予約権の行使条件

次の①'から⑤'に規定する者（以下「非適格者」と総称します。）及び／または当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める者は、原則として（※12）本新株予約権を行使できません。なお、当社取締役会は、ある者が非適格者に該当するかを判断するにあたり、独立委員会の意見を聴取し、独立委員会の判断を最大限尊重するものとします。

①' 買付者等

②' 買付者等の共同保有者等

③' 買付者等の特別関係者等

④' 上記①' ないし③' に該当する者から本新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲受けもしくは承継した者

⑤' 上記①' ないし④' 記載の者の関連者（※13）

（※12）ただし、その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める所定の者は、非適格者に該当しないものとします。

（※13）ある者の関連者とは、実質的にその者を支配し、その者に支配されもしくはその者と共同の支配下にある者、またはその者と実質的に共同ないし協調して行動する者として当社取締役会が認めた者をいいます。その判定は、別紙3に定める基準に従い行うものとします。また、組合その他ファンドに係る「関連者」の判定には、ファンド・マネージャーの実質的同一性その他の諸事情が勘案されます。なお、「支配」とは、他の会社等の「財務及び事業の方針の決定を支配している場合」（会社法施行規則第3条第3項または第3条の2第3項に定義されます。）をいいます。

(vii)本新株予約権の譲渡制限

本新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役会の承認を要します。

(viii)当社による本新株予約権の取得

当社は、いつでも非適格者以外の株主が保有する本新株予約権を取得し、これと引換えに、本新株予約権1個につき（別途調整がない限り）当社普通株式1株を交付することができます。その他当社が本新株予約権を取得できる場合及びその条件については、当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定めるところによるものとします。

(d)その他

上記(b)ないし(c)に定めるほか、本新株予約権無償割当てに必要な事項、独立委員会規程、その他本プランの具体的運用に必要な事項等については、別途当社取締役会が定めるものとします。また、法令の新設または改廃により、上記(b)ないし(c)に定める条項ないし用語の定義等に修正を加える必要が生じた場合には、当社取締役会において、当該新設または改廃の趣旨を考慮の上、上記(b)ないし(c)に定める条項ないし用語の定義等を適宜合理的な範囲内で読み替えることができるものとします。

(e)本プランの継続、有効期間、廃止及び変更

本プランは、2025年6月21日開催の定時株主総会において、株主の皆様のご承認をいただいた時点で継続されるものとします。

本プランの有効期間は、当該定時株主総会終結後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとします。ただし、本プランの有効期間中であっても、当社株主総会または当社取締役会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されるものとします。また、当社取締役会は、本プランの有効期間中であっても、本プランに関する法令、証券取引所規則等の新設もしくは改廃が行われ、または重要な司法判断が示され、当該新設、改廃または判断を反映するのが適切である場合、形式的な修正を行うのが適切である場合、株主総会決議の趣旨の範囲内で独立委員会の承認を得た上で、本プランを修正・変更することがあります。

当社は、本プランの廃止または変更等がなされた場合には、当該廃止または変更等の事実及び（変更の場合には）変更等の内容その他の事項について、情報の公表を速やかに行います。

(f)本プランが株主及び投資家の皆様等へ与える影響

本プランは、当社株主及び投資家の皆様が当社株式の大量買付等に応じるか否かを判断するために必要な情報や、当社取締役会の意見を提供し、または代替案を提示するために必要な時間を確保するものです。また、買付等が本プランに定める手続を遵守しない場合、濫用的買付等であると認められる場合、買付等が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれがある場合には、当社の企業価値ひいては株主共同の利益確保のため当社株主総会または当社取締役会において対抗措置の発動を行えるようにするものです。本プランにより、当社株主及び投資家の皆様が当社株式の大量買付等の是非を適切に判断されることが可能となり、当社株主及び投資家の皆様の利益に資するものと考えております。

なお、上記③ロ(b)に記載したとおり、買付者等が本プランに定める手続を遵守するか否かにより買付等に対する当社の対応が異なりますので、当社株主及び投資家の皆様におかれましては、当社からの適時開示や買付者等の動向にご注意ください。

(i)本プラン継続時に株主及び投資家の皆様に与える影響

本プランの継続時点においては新株予約権無償割当て等の対抗措置は実施されませんので、当社株主及び投資家の皆様に直接具体的な影響が生じることはありません。

(ii)対抗措置の発動時に株主及び投資家の皆様に与える影響

買付者等が本プランに定める手続を遵守しない場合や、手続を遵守した場合であっても本プランに定める濫用的買付等であると認められる場合や当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれがあると認められる場合には、当社取締役会は、企業価値ひいては株主共同の利益確保を目的として、必要かつ相当な措置の中からその時点で当社取締役会が最も適切であると判断した対抗措置をとることがありますが、対抗措置の仕組み上、当社株主及び投資家の皆様（非適格者を除きます。）が法的権利及び経済的側面において格別の損失を被るような事態が生じることは想定しておりません。当社取締役会が具体的対抗措置をとることを決定した場合には、本プラン、法令及び証券取引所規則等に従って適時適切な開示を行います。

なお、対抗措置として新株予約権無償割当てを実施する場合には、新株予約権の行使により株式を取得するために、株主の皆様には、所定の期間内に一定の金額の払い込みをしていただく必要がある場合があります。また、当社取締役会が新株予約権を取得することを決定した場合には、行使価額相当の金額を払い込むことなく、当社による新株予約権の取得の対価として株主の皆様当社株式を交付することがあります。かかる手続の詳細につきましては、実際に新株予約権無償割当てをすることになった際に、法令及び証券取引所規則等に基づき別途お知らせします。

なお、当社取締役会が新株予約権無償割当ての中止または割り当てられた新株予約権の無償取得を行う場合には、1株あたりの株式の価値の希釈化は生じませんので、当該新株予約権無償割当てに係る権利落ち日以降に当社株式の価値の希釈化が生じることを前提に売買を行った株主または投資家の皆様は、株価の変動により不測の損害を被る可能性があります。

一方、買付者等については、本プランに定める手続を遵守しない場合や、手続を遵守した場合であっても本プランに定める濫用的買付等と認められる場合や当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれがあると認められる場合には、対抗措置が講じられることにより、結果的にその法的権利及び経済的側面において不利益が発生する可能性があります。本プランの開示は、買付者等が本プランの定める内容に違反することがないように予め注意を喚起するものであります。

④企業価値向上等への取組み及び本プランが本基本方針に沿うものであること

企業価値向上等への取組みは、中期経営計画の推進等により当社の企業価値・株主共同の利益を向上させることにより、当社の企業価値・株主共同の利益に反する買付行為が行われることを未然に防止しようとするものであり、本基本方針に沿うものであると判断しております。

また、本プランは、当社株券等の買付者等が買付等に関する必要かつ十分な情報を株主の皆様、当社取締役会、独立委員会に事前に提供すること、及び当社取締役会または当社株主総会が対抗措置の発動の是非について決議した後、にのみ当該買付等を開始することを求め、これを遵守しない買付者等に対して当社独立委員会の勧告に基づき当社取締役会または株主総会が対抗措置を講じることがあることを明記しています。

また、本プランに定める手続が遵守されている場合であっても、独立委員会が買付者等の買付等が本プランに定める濫用的買付等であると認め、または当社の企業価値・株主共同の利益を毀損するおそれがあると認めて対抗措置の発動を勧告し、当社取締役会または株主総会が決議した場合には、かかる買付者等に対して当社取締役会または株主総会は当社の企業価値・株主共同の利益を確保するために新株予約権無償割当て等の対抗措置を講じることがあることを明記しています。

このように本プランは、本基本方針の考え方に沿って設計されたものであると判断しております。

⑤企業価値向上等への取組み及び本プランが当社株主の共同の利益を損なうものではないこと

企業価値向上等への取組みは、当社の企業価値・株主共同の利益を向上させるものであり、当社株主の共同の利益を損なうものではないと判断しております。

また、本プランも、以下の理由により、当社株主の共同の利益を損なうものではないと判断しております。

イ. 買収防衛策（対応方針）に関する指針の要件を全て充足していること

本プランは、経済産業省および法務省が2005年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）を全て充足するとともに、経済産業省の企業価値研究会の2008年6月30日付「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」ならびに東京証券取引所の2021年6月11日付「コーポレートガバナンス・コード」の原則1-5、（いわゆる買収防衛策）および補充原則1-5①ならびに経済産業省が2023年8月31日に発表した「企業買収における行動指針－企業価値の向上と株主利益の確保に向けて－」を踏まえたものです。

ロ. 株主共同の利益の確保・向上の目的をもつものであること

本プランは、当社株式に対する買付等がなされた際に、当該買付等に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が意見をとりまとめ、代替案を提示するために必要な情報や期間を確保し、株主の皆様のために買付者等と交渉を行なうこと等を可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもつものです。

ハ. 株主意思を重視するものであること

本プランは、当社株主総会において承認可決されることにより継続されます。また、上記③ロ(e)に記載したとおり、本プランは有効期間を2年間とするいわゆるサンセット条項が付されています。また、その有効期間の満了前であっても、当社取締役会または株主総会において、本プランの変更または廃止の決議がなされた場合には、本プランは当該決議に従い変更または廃止されることになります。以上の意味において、本プランの消長及び内容は、当社株主総会の意思に基づくこととなっております。

⑥企業価値向上等への取組み及び本プランが当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないこと

企業価値向上等への取組みは、中期経営計画の推進等により、当社の企業価値・株主共同の利益の向上を目的とするものであり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと判断しております。

また、本プランも、以下の理由により、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと判断しております。

イ. 独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示

当社は、本プランにおいて、当社取締役会の恣意的判断を排除し、株主の皆様のために本プランにおける対抗措置の発動等の運用に際しての実質的な判断を客観的に行う機関として独立委員会を設置しています。

独立委員会は、当社の業務執行を行う経営陣から独立している、当社の社外取締役、社外監査役または社外の有識者から選任される委員3名以上により構成されます。

また、独立委員会の判断概要については必要に応じ株主の皆様へ情報開示をすることとし、当社の企業価値・株主共同の利益に資する範囲で本プランの透明な運営が行われる仕組みを確保しています。

ロ. 合理的な客観的発動要件の設定

本プランは、上記③ロ. (b)(vi)に記載したとおり、予め定められた合理的客観的発動要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しています。

ハ. 第三者専門家の意見の取得

上記③ロ. (b)(iv)に記載したとおり、買付者等が出現すると、独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。）の助言を得ることができることにより、独立委員会による判断の公正さ・客観性がより強く担保された仕組みとなっています。

ニ. デッドハンド型もしくはスローハンド型の対応方針ではないこと

上記③ロ. (e)に記載したとおり、本プランは、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により廃止することができることから、当社株券等の買付者等が、当社株主総会で取締役を指名し、かかる取締役で構成される取締役会により本プランを廃止することが可能です。従って、本プランはデッドハンド型対応方針（取締役会の構成員の過半数を交代させてもなお、対抗措置の発動を阻止できない対応方針）ではありません。また、当社は期差任期制を採用していないため、本プランはスローハンド型対応方針（取締役会の構成の交代を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する対応方針）でもありません。

(2) 【役員の状況】

① 役員一覧

(a)2025年6月19日（有価証券報告書提出日）現在の当社の役員の状況は、以下のとおりです。

男性14名 女性2名 （役員のうち女性の比率 12.5%）

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
代表取締役社長	矢内 廣	1950年1月7日生	1974年12月 ぴあ株式会社設立 同代表取締役社長 2003年 6月 当社代表取締役会長兼社長 2006年 6月 当社代表取締役社長（現任） 〔主要な兼職〕 チケットぴあ名古屋株式会社 代表取締役会長	(注) 3	3,055
取締役副社長	木本 敬巳	1960年12月8日生	1987年 6月 当社入社 2006年 4月 当社執行役員電子チケット事業本部長 2008年 7月 当社上級執行役員ライブ・エンタテインメント 本部長 2010年 4月 当社上級執行役員ライブ・エンタテインメント 局長 2011年 6月 当社取締役エンタテインメント事業本部副本部 長兼ライブ・クリエイティブ局長 2012年 4月 当社取締役事業統括本部副本部長兼ライブ&メ ディア事業本部長 2013年 4月 当社取締役事業統括本部副本部長 2014年 1月 当社取締役事業統括本部長 2017年 6月 当社常務取締役事業統括担当統括本部長 2018年 4月 当社常務取締役 2019年 6月 当社専務取締役 2022年 4月 当社専務取締役グループ事業推進担当 2022年 6月 当社取締役副社長（現任）	(注) 3	6
専務取締役	吉澤 保幸	1955年7月7日生	1978年 4月 日本銀行入行 1996年 5月 同行営業局証券課長 2001年 2月 当社入社 執行役員 2002年 6月 当社取締役コーポレート本部長 2007年 6月 当社取締役常務執行役員コーポレート本部長 2008年 6月 当社顧問 2013年 6月 当社取締役 2014年 1月 当社取締役財務・経営企画・管理担当CCO 2015年 5月 当社取締役財務戦略担当CCO 2016年 4月 当社取締役コーポレート統括担当CCO 2019年 6月 当社常務取締役コーポレート統括担当CCO 2020年 4月 当社常務取締役コーポレート統括担当CCO兼CISO 兼経営改革推進担当 2021年 4月 当社常務取締役コーポレート担当CCO兼CISO兼経 営改革推進担当 2021年 6月 ぴあ総合研究所株式会社代表取締役社長（現 任） 2022年 6月 当社専務取締役コーポレート担当CCO兼CISO兼経 営改革推進担当 2024年10月 当社専務取締役コーポレート担当CCO兼CISO兼全 社経営改革推進担当兼リスクマネジメント委員 会委員長（現任）	(注) 3	9

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
常務取締役	村上 元春	1965年4月13日生	1988年 4月 当社入社 2008年 7月 当社執行役員ライブ・エンタテインメント本部 副本部長 2012年 6月 当社上級執行役員ライブ・エンタテインメント 統括局長 2014年 4月 当社上級執行役員CSR推進室長兼事業統括本部長 補佐 2014年 6月 当社取締役CSR推進室長兼事業統括本部長補佐 2016年 4月 当社取締役CSR担当兼事業統括本部長補佐 2017年 4月 当社取締役CSR担当兼事業統括担当副統括本部長 2018年 4月 当社取締役事業統括担当統括本部長兼エンタテ インメント事業開発担当兼CSR担当 2020年 4月 当社取締役事業統括担当統括本部長兼CSR推進担 当兼HR創造担当兼エンタテインメント事業開発 担当兼戦略企画担当兼経営改革推進担当 2021年 4月 当社取締役ヴェニュー事業開発担当兼新規事業 開発担当兼CSR担当兼経営改革推進担当兼HR創造 担当 2022年 6月 当社常務取締役ヴェニュー事業開発担当兼中日 本・西日本エリア担当兼コンテンツ・コミュニ ケーション担当兼新規事業開発担当兼CSR担当兼 経営改革推進担当兼HR創造担当 2023年 4月 当社常務取締役ヴェニュー事業開発担当兼デジ タル・コミュニティ開発担当兼グループ事業推 進担当兼経営改革推進担当 2024年10月 当社常務取締役ヴェニュー事業開発担当兼グ ループ事業推進担当兼中日本エリア担当兼全社 経営改革推進担当（現任）	(注) 3	4
取締役	小林 覚	1966年2月28日生	1989年 4月 当社入社 2000年 4月 当社第二エンタテインメント事業本部ぴあMOOKS シリーズ編集長 2005年 6月 当社メディア流通事業本部副本部長 2011年 6月 当社執行役員社長室長兼広報室長 2017年 6月 当社取締役社長室長兼広報室長 2020年 4月 当社取締役社長室長 2023年 4月 当社取締役社長室長兼CSR担当（現任）	(注) 3	9
取締役	東出 隆幸	1965年7月29日生	1989年 4月 当社入社 2002年 4月 当社営業開発事業本部クーポン事業部長 2007年 4月 当社電子チケット事業本部ソリューション事業 部長 2013年 6月 当社執行役員ライブ・エンタテインメント局長 2017年 6月 当社上席執行役員ライブ・エンタテインメント 本部長 2019年 6月 当社主席執行役員ライブ・エンタテインメント 本部長 2021年 6月 当社首席執行役員ライブ・エンタテインメント 本部長兼ライブ・クリエイティブ本部長 2022年 4月 当社首席執行役員ライブ・エンタテインメント 担当兼ライブ・クリエイティブ担当 2022年 7月 当社取締役ライブ・エンタテインメント担当兼 ライブ・クリエイティブ担当兼アジアマーケッ ト開発担当兼グループ事業推進担当 2023年 4月 当社取締役ライブ・エンタテインメント担当兼 ライブ・クリエイティブ担当兼西日本エリア担 当兼九州エリア担当兼東北・北海道エリア担当 （現任）	(注) 3	5

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
取締役	川端 俊宏	1973年5月25日生	1997年 4月 当社入社 2000年 4月 2002年ワールドカップ杯日本組織委員会出向 2007年 4月 当社メディア・流通事業本部事業開発室長 2014年 4月 当社システム局長 2019年 4月 当社執行役員システム局長 2020年 4月 当社執行役員システム局長兼グローバルイベント局長 2021年 6月 当社上席執行役員ライブ・エンタテインメント本部副本部長 2022年 4月 当社上席執行役員ライブ・エンタテインメント担当 (DX担当) 兼システム担当兼次世代システム局長 2022年 7月 当社取締役ライブ・エンタテインメント担当 (DX、システム・ソリューション担当) 兼システム戦略担当兼グローバル事業担当 2023年 4月 当社取締役ライブ・エンタテインメント担当 (システム・ソリューション担当) 兼システム戦略担当兼DX推進担当兼グローバル事業担当 (現任) 〔主要な兼職〕 PIA DAIMANI Hospitality Experience株式会社代表取締役社長	(注) 3	4
取締役	宮本 暢子	1968年9月19日生	1991年 4月 当社入社 2000年 4月 当社経営企画本部戦略企画部グループリーダー 2003年 4月 びあデジタルコミュニケーションズ株式会社ソリューション事業部長 2008年10月 同社取締役ソリューション営業部長 2011年 3月 当社退社 2013年 4月 東京国際モンテッソーリ教師トレーニングセンター入校 2014年 3月 モンテッソーリ教師 (3歳～6歳) の国際ディプロマ取得 2014年 4月 学校法人高根学園入職 2015年 1月 保育士資格取得 2018年 4月 マリア・モンテッソーリ・エレメンタリースクール勤務 2018年 6月 当社取締役 2022年 6月 当社社外取締役 (現任) 2023年 4月 株式会社ウィズチャイルド入社 2025年 4月 ウィズチャイルドさくらがおかこども園施設長 (現任)	(注) 3	3
取締役	一條 和生	1958年10月13日生	2001年 4月 一橋大学社会学部教授、一橋大学大学院国際企業戦略研究科教授 (協力講座) 2005年 3月 株式会社シマノ社外取締役 (現任) 2007年 4月 一橋大学大学院国際企業戦略研究科教授 2014年 4月 一橋大学大学院国際企業戦略研究科研究科長 2015年 6月 株式会社電通総研社外取締役 2017年 6月 当社社外取締役 (現任) 2018年 2月 株式会社ワールド社外取締役 2018年 4月 一橋大学大学院経営管理研究科国際経営戦略専攻 専攻長、教授 2022年 4月 IMD (国際経営開発研究所、スイス)、教授 (現任)	(注) 3	1
取締役	石田 宏樹	1972年6月18日生	2000年 5月 フリービット株式会社設立 代表取締役CEO 2004年 7月 同社代表取締役会長CEO 2005年 7月 同社代表取締役社長CEO 2015年 1月 フリービットモバイル株式会社代表取締役社長CEO 2015年 2月 フリービット株式会社代表取締役会長 2015年 4月 カルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社取締役 2020年 5月 フリービット株式会社代表取締役社長CEO兼CTO (現任) 2021年 6月 当社社外取締役 (現任) 2021年10月 株式会社ドリーム・トレイン・インターネット取締役会長 (現任)	(注) 3	0

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
取締役	村井 満	1959年8月2日生	1983年 3月 株式会社日本リクルートセンター入社 2000年 4月 同社執行役員全社戦略グループ担当 2004年 3月 同社韓旋ディビジョンカンパニープレジデント 兼株式会社リクルートエイブリック代表取締役 社長 2008年 7月 社団法人日本プロサッカーリーグ理事（非常 勤） 2011年 4月 株式会社リクルート執行役員アジア担当兼RGF Hong Kong Limited取締役社長 2013年 4月 RGF Hong Kong Limited会長 2014年 1月 公益社団法人日本プロサッカーリーグチェアマン 2022年 3月 公益社団法人日本プロサッカーリーグ名誉会員 兼公益社団法人日本サッカー協会顧問（現任） 2022年 4月 株式会社ONGAESHI Holdings代表取締役（現任） 2022年 6月 当社社外取締役（現任） 株式会社WOWOW取締役（監査等委員）（現任） 2023年 3月 株式会社アシックス社外取締役（現任） 2023年 6月 公益財団法人日本バドミントン協会代表理事 （会長）（現任） 公益財団法人日本オリンピック委員会理事（現 任）	(注) 3	2
取締役	佐藤 則之	1955年6月25日生	1979年 4月 三井物産株式会社入社 2002年 2月 米国三井物産シアトル支店長兼繊維・物資・建 設本部長 2005年 1月 日本ブランドウィック株式会社代表取締役社長 2008年 7月 米国三井物産ニューヨーク本店コンシューマー サービス事業本部長 2010年 5月 三井物産株式会社本社コンシューマーサービス 事業本部業務部長 2012年 7月 IHH Healthcare Berhad Group Head of Risk Management 2014年10月 欧州三井物産ロンドン本店副社長 2018年11月 三井物産人材開発株式会社ランゲージセンター 長 2020年12月 Tycoon Executive Search株式会社顧問 2022年 2月 日本アジア投資株式会社顧問 2023年 2月 PIA DAIMANI Hospitality Experience株式会社 監査役（現任） 2023年 4月 株式会社モーベルファーム社外取締役（現任） 2023年 6月 当社社外取締役（現任）	(注) 3	0
取締役	寺田 美穂	1968年12月22日生	1991年 4月 日産自動車株式会社入社 2009年 4月 同社販売会社支援部課長 2012年 4月 同社販売ネットワーク部課長 2013年 4月 同社商品企画本部日本商品企画室課長 2015年 4月 コニカミノルタ株式会社入社 同社広報ブランド推進部シニアマネジャー 2017年 4月 同社広報ブランド推進部シニアマネジャー兼ダ イバーシティ推進室シニアマネジャー 2019年 4月 同社DXブランド推進部シニアマネジャー 2022年 6月 株式会社セブン&アイ・ホールディングス入社 同社コーポレートコミュニケーション本部シニ アオフィサー 2023年 3月 同社PR戦略部シニアオフィサー 2024年 3月 同社執行役員（現任） 2024年 6月 当社社外取締役（現任） 2024年 9月 株式会社セブン&アイ・ホールディングスブラ ンドコミュニケーション部シニアオフィサー （現任）	(注) 3	-

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
常勤監査役	能勢 正幸	1949年3月24日生	1981年 8月 公認会計士登録 1982年12月 税理士登録 1983年 8月 当社取締役 1991年 6月 当社取締役退任 1999年 3月 当社監査役 2016年 6月 当社社外監査役（現任）	(注) 4	32
監査役	松田 政行	1948年9月4日生	1977年 4月 弁護士登録 1981年 6月 松田政行法律特許事務所 1990年からマックス法律事務所開設 1997年 4月 最高裁判所司法研修所民事弁護教官 2003年 5月 日本弁護士連合会司法修習委員長 2005年 7月 森・濱田松本法律事務所 弁護士 2011年 6月 当社社外監査役（現任） 2019年 1月 松田山崎法律事務所 弁護士（現任） 2020年 3月 一般社団法人授業目的公衆送信補償金等管理協会理事（現任）	(注) 4	0
監査役	糸谷 祥輝	1963年4月5日生	1986年 4月 凸版印刷株式会社（現 TOPPAN株式会社）入社 2013年 4月 同社情報コミュニケーション事業本部マーケティング本部長 2015年 4月 同社情報コミュニケーション事業本部ビジネスイノベーション本部長 2018年 4月 同社情報コミュニケーション事業本部社会基盤構築推進本部長 2019年 4月 同社情報コミュニケーション事業本部ソーシャルイノベーションセンター長 2022年 4月 同社執行役員情報コミュニケーション事業本部ソーシャルイノベーション事業部長及び全社公共事業統括 2023年 4月 同社執行役員情報コミュニケーション事業本部副事業本部長 図書印刷株式会社取締役（非常勤）（現任） 2023年 6月 当社社外監査役（現任） 2023年 7月 TOPPAN (THAILAND) CO.,LTD.取締役（非常勤）（現任） 2023年10月 TOPPAN株式会社常務執行役員情報コミュニケーション事業本部長（現任）	(注) 5	-
計					3,139

- (注) 1. 宮本暢子、一條和生、石田宏樹、村井満、佐藤則之及び寺田美穂は、社外取締役であります。
2. 能勢正幸、松田政行及び糸谷祥輝は、社外監査役であります。
3. 2024年6月22日開催の定時株主総会の終結の時から1年間
4. 2023年6月17日開催の定時株主総会の終結の時から4年間
5. 2024年6月22日開催の定時株主総会の終結の時から4年間
6. 所有する当社株式の数には、びあ役員持株会における持分を含めた実質持株数を記載しております。
7. 当社は、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、会社法第329条第2項に定める補欠監査役1名を選任しております。
- 補欠監査役の略歴は次のとおりであります。

氏名	生年月日	略歴	所有株式数 (千株)
吉川 武志	1986年5月1日生	2015年 1月 弁護士登録（第二東京弁護士会） 2016年 8月 山崎貴啓法律事務所（現 松田山崎法律事務所）弁護士 2019年 1月 松田山崎法律事務所 弁護士（現任）	-

(b)2025年6月21日開催予定の定時株主総会の議案（決議事項）として、「取締役12名選任の件」及び「補欠監査役1名選任の件」を上程しており、当該決議が承認可決されますと、当社の役員の状況及びその任期は、以下のとおりとなる予定です。

男性13名 女性2名 （役員のうち女性の比率 13.3%）

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
代表取締役社長	矢内 廣	1950年1月7日生	(a)に記載のとおり	(注) 3	3,055
取締役副社長	木本 敬巳	1960年12月8日生	(a)に記載のとおり	(注) 3	6
専務取締役	吉澤 保幸	1955年7月7日生	(a)に記載のとおり	(注) 3	9
常務取締役	村上 元春	1965年4月13日生	(a)に記載のとおり	(注) 3	4
取締役	小林 覚	1966年2月28日生	(a)に記載のとおり	(注) 3	9
取締役	東出 隆幸	1965年7月29日生	(a)に記載のとおり	(注) 3	5
取締役	川端 俊宏	1973年5月25日生	(a)に記載のとおり	(注) 3	4
取締役	宮本 暢子	1968年9月19日生	(a)に記載のとおり	(注) 3	3
取締役	一條 和生	1958年10月13日生	(a)に記載のとおり	(注) 3	1
取締役	村井 満	1959年8月2日生	(a)に記載のとおり	(注) 3	2
取締役	佐藤 則之	1955年6月25日生	(a)に記載のとおり	(注) 3	0
取締役	寺田 美穂	1968年12月22日生	(a)に記載のとおり	(注) 3	-
常勤監査役	能勢 正幸	1949年3月24日生	(a)に記載のとおり	(注) 4	32
監査役	松田 政行	1948年9月4日生	(a)に記載のとおり	(注) 4	0
監査役	糸谷 祥輝	1963年4月5日生	(a)に記載のとおり	(注) 5	-
計					3,139

- (注) 1. 宮本暢子、一條和生、村井満、佐藤則之及び寺田美穂は、社外取締役であります。
2. 能勢正幸、松田政行及び糸谷祥輝は、社外監査役であります。
3. 2025年6月21日開催の定時株主総会の終結の時から1年間
4. 2023年6月17日開催の定時株主総会の終結の時から4年間
5. 2024年6月22日開催の定時株主総会の終結の時から4年間
6. 所有する当社株式の数には、びあ役員持株会における持分を含めた実質持株数を記載しております。
7. 当社は、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、会社法第329条第2項に定める補欠監査役1名を選任しております。
- 補欠監査役の略歴は次のとおりであります。

氏名	生年月日	略歴	所有株式数 (千株)
吉川 武志	1986年5月1日生	(a)に記載のとおり	-

② 社外役員の状況

2025年6月19日（有価証券報告書提出日）現在、当社社外取締役は6名、社外監査役は3名であります。2025年6月21日開催予定の定時株主総会の議案（決議事項）として、「取締役12名選任の件」を上程しており、当該議案が承認可決されますと、石田宏樹氏を除く社外取締役5名、社外監査役3名が再任される予定です。

(a) 社外取締役及び社外監査役との関係

宮本暢子氏は、14年前まで当社に20年間在籍し、特に当社の企業理念と会社風土に精通し、また教育現場での経験と見識を有しており、女性の視点から、働き方改革、女性の活躍推進等において、専門的な助言、経営への提言をいただけるものと判断し、社外取締役に選任しております。

一條和生氏は、国際企業戦略及び知識創造理論に基づいた企業変革に関する専門家として豊富な経験と知識を有していることから社外取締役に選任しております。

石田宏樹氏は、企業経営及びIT関連事業における豊富な経験と実績から事業会社の実態に精通していることから社外取締役に選任しております。

村井満氏は、企業経営及びJリーグチェアマン就任経験からスポーツ界においても豊富な経験と実績を有していることから社外取締役に選任しております。

佐藤則之氏は、海外事業における豊富な経験と実績から事業会社の実態に精通していることから社外取締役に選任しております。

寺田美穂氏は、販売・メーカー・流通事業会社において、商品企画・広報・ダイバーシティに関する豊富な経験と実績から事業会社の実態に精通していることから社外取締役に選任しております。

能勢正幸氏は、公認会計士としての財務及び会計における幅広い見識を有していることから社外監査役に選任しております。同氏と当社間に特別の利害関係はありません。

松田政行氏は、弁護士として、専門的な知識と幅広い見識を有していることから社外監査役に選任しております。同氏と当社間に特別の利害関係はありません。

糸谷祥輝氏は、長年にわたり、情報コミュニケーション事業、公共事業に関する職務に携わるとともに、企業経営の経験を有していることから社外監査役に選任しております。同氏と当社間に特別の利害関係はありません。

(b) 取締役会及び監査役会への出席状況

区分	氏名	取締役会（14回開催）		監査役会（13回開催）	
		出席回数(回)	出席率(%)	出席回数(回)	出席率(%)
社外取締役	宮 本 暢 子	14	100	—	—
社外取締役	一 條 和 生	14	100	—	—
社外取締役	石 田 宏 樹	13	92	—	—
社外取締役	村 井 満	13	92	—	—
社外取締役	佐 藤 則 之	14	100	—	—
社外取締役	寺 田 美 穂	10	90	—	—
社外監査役	能 勢 正 幸	14	100	13	100
社外監査役	松 田 政 行	13	92	12	92
社外監査役	糸 谷 祥 輝	13	92	12	92

（注）寺田美穂氏は、2024年6月就任後開催の取締役会11回のうち10回に出席したものであります。

(c)取締役会及び監査役会における発言状況

取締役宮本暢子氏は、当社の企業理念“ひとりひとりが生き生きと”の実現に向け、働き方改革、女性の活躍推進等において専門的な知見に基づき意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。

取締役一條和生氏は、国際企業戦略及び知識創造理論に基づく企業変革に関する専門家として意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。

取締役石田宏樹氏は、企業経営及びIT関連事業に関する専門的な知見に基づき意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。

取締役村井満氏は、企業経営及びスポーツ界における豊富な経験・知見に基づき意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。

取締役佐藤則之氏は、海外事業における豊富な経験と実績に基づき意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。

取締役寺田美穂氏は、販売・メーカー・流通事業会社における商品企画・広報・ダイバーシティに関する豊富な経験と実績に基づき意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。

監査役能勢正幸氏は、公認会計士としての財務及び会計における幅広い見識に基づき、必要な発言を積極的に行っております。

監査役松田政行氏は、弁護士としての企業法務等における幅広い見識に基づき、必要な発言を積極的に行っております。

監査役糸谷祥輝氏は、情報コミュニケーション事業や公共事業等における幅広い経験に基づき、必要な発言を積極的に行っております。

(d)独立性基準

当社は社外取締役及び社外監査役又はその候補者が以下のいずれにも該当しないと判断する場合、独立性を有しているものと判断する。

1. 当社グループの執行者

当社及び当社の子会社（以下「当社グループ」という）の業務執行者又は最近10年間に於いて業務執行者であったもの。

2. 株主関係者

①当社の10%以上の議決権を保有する株主又はその業務執行者

②当社グループが10%以上の議決権を保有する会社の業務執行者

3. 取引先関係者

①当社グループを主要な取引先とする者又はその業務執行者

当社グループを主要な取引先とする者とは、直近の事業年度において当社グループとの取引金額が取引先の連結売上高の2%以上の取引先とする。

②当社グループの主要な取引先又はその業務執行者

当社グループの主要な取引先とは、直近の事業年度において当社グループとの取引金額が当社グループの連結売上高の2%以上の取引先とする。

③当社グループの主要な借入先又はその業務執行者

当社グループの主要な借入先とは、直近の事業年度末において当社グループの連結総資産の2%以上の額を当社グループに融資していた者とする。

4. 専門家関係者

①当社グループから役員報酬以外に年間1,000万円以上の収入を得ている弁護士・司法書士・弁理士・公認会計士・税理士・コンサルタント等（但し、当該収入を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当社グループからの売上が当該団体の連結売上高の2%以上の団体に所属する者とする）

②当社グループの会計監査人又はその社員等

5. 寄付又は助成を行っている関係者

寄付又は助成を行っている関係者とは、当社グループが年間1,000万円以上の寄付又は助成を行っている組織等の代表理事等の役付理事とする。

6. 近親者

上記1から5に掲げる者の配偶者又は二親等以内の親族

③ 社外取締役又は社外監査役による監督又は監査と内部監査、監査役監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

当社の監査役監査の体制は、3名の監査役全員が社外監査役であり、監査役の選任の状況については、会計監査人及び内部監査部門とも十分に連携が可能な知見を有する監査役であり、独立性の高い社外監査役が選任されております。監査役監査は、監査基準に従い、取締役会等の重要会議に出席して取締役会の職務状況を客観的立場で監査するとともに、会計監査人及び取締役から報告を受け、重要な書類の閲覧を行う等、経営監視機能の充実に努めています。

また、内部監査については、内部監査人（専属3名）が監査役・会計監査人と連携をとり各部門における内部統制状況を日常的に監視し、業務の適切な運営と内部管理の徹底を図っています。

(3) 【監査の状況】

①監査役監査の状況

当社の監査役監査の体制は、本有価証券報告書提出日現在、常勤監査役1名、非常勤監査役2名の計3名の監査役を選任しており、全てが社外監査役であります。監査役の選任の状況につきましては、会計監査人及び内部監査部門とも十分に連携が可能な知見を有する監査役が、また、社外監査役については独立性の高い監査役が選任されております。

監査役監査は、監査基準に従い、取締役会等の重要会議に出席して取締役会の職務状況を客観的立場で監査するとともに、会計監査人及び取締役から報告を受け、重要な書類の閲覧を行う等、経営監視機能の充実に努めています。

なお、監査役能勢正幸氏は公認会計士の資格を有しており、監査役松田政行氏は弁護士として企業法務に精通しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。各監査役の状況は「(2) 役員の状況 ②社外役員の状況 (a)社外取締役及び社外監査役との関係」に記載しております。

監査役会における具体的な検討内容として、取締役会への提出議案及びその関連資料、重点監査項目の監査状況、内部統制システムの整備・運用状況、監査環境の整備、会計監査人の監査の相当性などについて検討しております。

当事業年度において当社は監査役会を合計13回開催しており、個々の監査役の出席状況については「(2) 役員の状況 ②社外役員の状況 (b)取締役会及び監査役会への出席状況」に記載しております。

常勤監査役の活動として、経営会議等の重要な会議に出席し、必要に応じて意見を表明するとともに、適宜、当社及び子会社の取締役、監査役、執行役員及び従業員から必要な報告を受けています。また、会計監査及び内部統制監査について会計監査人と、内部統制監査について内部監査室と積極的な意見交換及び情報交換を行っております。

②内部監査の状況

内部監査については、内部監査室(専属3名)による定期的な監査に加え、監査役・会計監査人と連携を取りながら適時日常的に各部門における内部統制状況を継続的に監視を行っているほか、不正の兆候やリスクの発生等に応じて随時に調査等を行い、業務の適切な運営と管理の徹底を図っております。

また、監査の信頼性・実効性を確保するため、監査結果や内部統制の状況等については、代表取締役社長に対して定期的に直接の報告を行うとともに、取締役会に対しては直接の報告機会はないものの、コーポレート担当取締役を通じた定期的な報告を行うことでデュアルレポートの体制を構築し、あわせて監査役会への直接的な報告と連携を行う体制を整備しております。その他社内取締役、常勤監査役、関連管理部門等で構成されるリスクマネジメント委員会への報告と情報共有により、内部監査及び内部統制の整備・運用の有効性の確保を図っております。

これらとあわせて、監査結果に基づき、被監査部門に対して改善指示や指導を行いながら、必要に応じて追加監査や継続的なモニタリングを行い、内部監査と内部統制の実効性を確保しております。

③会計監査の状況

(a)監査法人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(b)継続監査期間

2009年6月以降

(c)業務を執行した公認会計士

指定有限責任社員業務執行社員 沼田 敦士

指定有限責任社員業務執行社員 石川 慶

(d)監査業務に係る補助者の構成

当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士10名、その他20名となっております。

(e)監査法人の選定方針と理由

監査役会は、「会計監査人の評価及び選定基準策定に関する監査役等の実務指針」（公益社団法人日本監査役協会）に基づき、品質管理体制・監査チームの独立性・コミュニケーション体制・不正リスクへの対応等について総合的に検討した結果、有限責任監査法人トーマツを会計監査人として選定しています。なお、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役が、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

また、監査役会は、会計監査人が職務を適切に執行することが困難であると認められる場合、その他必要と判断される場合には、会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

(f)監査役及び監査役会による監査法人の評価

監査役会は、会計監査人の独立性、品質管理の状況、職務遂行体制の適切性、当年度の会計監査の実施状況等を監視及び検討するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めることにより、評価を行っています。

④監査報酬の内容等

(a)監査公認会計士等に対する報酬の内容

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬（百万円）	非監査業務に基づく報酬（百万円）	監査証明業務に基づく報酬（百万円）	非監査業務に基づく報酬（百万円）
提出会社	49	—	49	4
連結子会社	—	—	-	-
計	49	—	49	4

当連結会計年度における非監査業務の内容は、コンフォートレター作成業務の委託であります。

(b)監査公認会計士等と同一のネットワークに対する報酬（(a)を除く）

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬（百万円）	非監査業務に基づく報酬（百万円）	監査証明業務に基づく報酬（百万円）	非監査業務に基づく報酬（百万円）
提出会社	—	—	-	-
連結子会社	—	—	-	-
計	—	—	-	-

(c)その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

（前連結会計年度）

該当事項はありません。

（当連結会計年度）

該当事項はありません。

(d)監査報酬の決定方針

当社は監査公認会計士等に対する監査報酬の決定方針を定めておりませんが、監査公認会計士等より提示された監査計画（監査範囲・内容・日数等）及び監査報酬見積資料などを総合的に勘案し決定しております。

(e)監査役会が会計監査人の報酬等に同意した理由

当社監査役会が会社法第399条第1項に同意した理由は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが当社の事業規模や事業内容に適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断を行っております。

(4) 【役員の報酬等】

① 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

当社の取締役の報酬の決定にあたっての方針は、以下のとおりとしております。

- ・取締役（社外取締役を除く。）の報酬は、持続的な成長に向けた健全なインセンティブの一つとして機能するように、固定報酬、業績連動報酬の2本立てとします。
- ・業績連動報酬における中長期インセンティブに関しては、取締役（社外取締役を除く。）を対象とする株式報酬制度を導入しております。
- ・社外取締役については、定額報酬のみで構成します。
- ・個別の報酬等の額を決定する場合には、当該取締役の職位、在任期間、会社の業績等を勘案します。また、取締役の報酬に関する体系ならびに報酬総額につきましては、株主総会で承認いただいた取締役の報酬総額の範囲内において、報酬諮問委員会にて審議し、取締役会にて決定します。
- ・取締役の金銭報酬限度額は、2003年6月26日開催の第30回定時株主総会において年額600百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
- ・当該金銭報酬とは別枠で、取締役（社外取締役を除く。）に対する株式給付信託に係る報酬限度額は、2016年6月18日開催の第43回定時株主総会において、3事業年度で600百万円以内と決議いただいております。また、2023年6月17日開催の第50回定時株主総会において、1事業年度で83,000株以内と決議いただいております。
- ・監査役の報酬限度額は、2003年6月26日開催の第30回定時株主総会において年額100百万円以内と決議いただいております。

当社の役員の報酬額又はその算定方法の決定に関する方針の決定権限を有する者は取締役会であり、その権限の内容及び範囲は、役員の報酬総額です。

当事業年度における当社の役員の報酬等の額の決定においては、報酬諮問委員会が、代表取締役社長による役員の報酬支給額の決定内容について、所定の報酬体系及び報酬総額水準に基づいていることを確認し、代表取締役社長及び報酬諮問委員会は、当該確認がなされた旨を取締役に報告するとともに当該役員の支給額に係る役員の報酬総額について取締役会で承認を得ております。

当社の役員報酬は、上記のとおり、業績連動報酬と業績連動報酬以外の報酬等により構成されており、その支給割合、業績連動報酬に係る指標、その指標を選択した理由、目標及び業績連動報酬の額の決定方法については、会社の業績等を勘案した上で、上記プロセスを経て検討し、決定することとしております。なお、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため、業績指標（KPI）を反映した金銭報酬として、各事業年度の予算策定時に定める連結営業利益の目標値に対する達成状況に応じて算出された額を、毎年、一定の時期に支給することとしております。連結営業利益を業績指標とすることにより、事業年度ごとの業績達成度合いを報酬額に反映させることができると考えております。目標とする連結営業利益の値は、中期経営計画と整合するよう各事業年度の予算策定時に設定し、適宜環境の変化に応じて見直しを行っております。

② 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額（百万円）			対象となる役員の員数（名）
		金銭報酬		非金銭報酬	
		基本報酬	業績連動報酬	株式報酬	
取締役 (うち社外取締役)	515 (53)	353 (53)	68 —	92 (0)	14 (7)
監査役 (うち社外監査役)	21 (21)	21 (21)	— —	— —	4 (4)
合計	537	375	68	92	18

(注) 1. 当事業年度末現在の人数は、取締役13名、監査役3名であります。

2. 上記株式報酬額は、株式給付信託（BBT-RS）に関して当該年度中に費用計上した額であります。

③ 報酬等の総額が1億円以上である者の報酬等の総額等

氏名	報酬等の総額 (百万円)	役員区分	会社区分	報酬等の種類別の額（百万円）		
				金銭報酬		非金銭報酬
				基本報酬	業績連動報酬	株式報酬
矢内 廣	136	取締役	提出会社	91	21	24

④ 使用人兼務役員の使用人分給与のうち重要なもの

該当事項はありません。

(5) 【株式の保有状況】

①投資株式の区分の基準及び考え方

当社は、保有目的が純投資目的である投資株式と純投資目的以外の目的である投資株式の区分について、純投資目的である投資株式は、専ら株式の価値の変動又は株式に係る配当によって利益を受けることを目的とする株式であるとし、純投資目的以外の目的である投資株式（以下政策保有株式といいます）である投資株式については、取引先との安定的・長期的な取引関係・協力関係の維持強化を目的とする株式としております。

②保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

a)保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容

保有方針としては、業務提携による関係強化等、純投資以外のグループ戦略上重要な目的を併せ持つ株式を保有することとしております。

本方針に基づき、政策株式保有の意義、中長期的な経済合理性や将来の見通しなどを保有に伴う便益や資本コストに見合っているかどうかについて毎年検証を実施し、取締役会で政策保有株式について、保有継続の可否について決定し、その概要を開示します。

政策保有株式にかかる議決権行使は、政策保有株式以外の株式と同一であり、持続的な企業価値の向上に資するか否かの行使基準に則り適切に対応いたします。

b)銘柄数及び貸借対照表計上額

	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額 (百万円)
非上場株式	22	143
非上場株式以外の株式	1	14

(当事業年度において株式数が増加した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の増加に係る取得 価額の合計額 (百万円)	株式数の増加の理由
非上場株式	—	—	—
非上場株式以外の株式	—	—	—

(当事業年度において株式数が減少した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の減少に係る売却 価額の合計額 (百万円)
非上場株式	—	—
非上場株式以外の株式	—	—

c)特定投資株式及びみなし保有株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額等に関する情報

特定投資株式

	当事業年度	前事業年度	保有目的、業務提携等の概要、 定量的な保有効果 及び株式数が増加した理由	当社の株式の 保有の有無
	株式数 (株)	株式数 (株)		
	貸借対照表計上額 (百万円)	貸借対照表計上額 (百万円)		
(株)WOWOW	14,000	14,000	取引関係の維持強化のために保有。上記 ②aに記載のとおり、その定量的な保有 効果も含め、適時適切に保有継続の可否 を判断。	有
	14	15		

③保有目的が純投資目的の投資株式

該当事項はありません。

第5【経理の状況】

1. 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号。以下「連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。
- (2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。
- また、当社は特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度（2024年4月1日から2025年3月31日まで）の連結財務諸表及び事業年度（2024年4月1日から2025年3月31日まで）の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

3. 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組について

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組を行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、又は会計基準等の変更等についての的確に対応することができる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入しております。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

① 【連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	33,919	46,301
売掛金	28,817	27,774
棚卸資産	※3 91	※3 119
その他	4,010	5,496
貸倒引当金	△23	△28
流動資産合計	66,814	79,662
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	13,886	13,967
減価償却累計額	△2,997	△3,650
建物及び構築物（純額）	※2 10,888	※2 10,317
工具、器具及び備品	1,491	1,667
減価償却累計額	△947	△1,132
工具、器具及び備品（純額）	543	534
土地	724	724
その他	81	90
減価償却累計額	△25	△32
その他（純額）	55	57
有形固定資産合計	12,212	11,634
無形固定資産		
ソフトウェア	5,478	4,601
ソフトウェア仮勘定	359	1,311
その他	75	38
無形固定資産合計	5,914	5,951
投資その他の資産		
投資有価証券	※1 1,477	※1 1,125
敷金及び保証金	2,491	2,562
繰延税金資産	823	889
その他	909	704
貸倒引当金	△372	△380
投資その他の資産合計	5,329	4,901
固定資産合計	23,456	22,487
資産合計	90,271	102,150

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	54,690	60,204
1年内返済予定の長期借入金	※2,※5 1,015	※2,※5 1,018
未払金	3,196	5,156
前受金	3,629	6,282
未払法人税等	157	421
賞与引当金	225	581
その他	2,180	2,601
流動負債合計	65,094	76,265
固定負債		
長期借入金	※2,※5 17,619	※2,※5 16,601
株式給付引当金	335	358
退職給付に係る負債	84	88
資産除去債務	1,302	1,320
その他	290	276
固定負債合計	19,632	18,645
負債合計	84,726	94,910
純資産の部		
株主資本		
資本金	6,444	6,468
資本剰余金	2,610	2,634
利益剰余金	△2,465	△874
自己株式	△1,063	△987
株主資本合計	5,526	7,240
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	31	4
為替換算調整勘定	△32	△21
退職給付に係る調整累計額	19	11
その他の包括利益累計額合計	18	△5
非支配株主持分	—	3
純資産合計	5,544	7,239
負債純資産合計	90,271	102,150

②【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】
【連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
売上高	39,587	45,362
売上原価	※1 25,886	※1 28,426
売上総利益	13,700	16,936
販売費及び一般管理費		
荷造運送費	66	69
宣伝販促費	842	913
貸倒引当金繰入額	45	106
役員報酬	※2 512	※2 582
給料手当及び賞与	※2 4,714	※2 5,268
賞与引当金繰入額	225	581
退職給付費用	113	125
福利厚生費	836	1,001
旅費及び交通費	295	334
通信費	157	169
賃借料	713	750
業務委託費	2,547	2,811
減価償却費	76	68
その他	1,344	1,517
販売費及び一般管理費合計	12,490	14,300
営業利益	1,209	2,636
営業外収益		
受取利息	1	9
受取配当金	9	8
助成金収入	121	127
諸債務整理益	29	23
持分法による投資利益	—	61
その他	13	19
営業外収益合計	175	250
営業外費用		
支払利息	174	278
持分法による投資損失	145	—
支払補償費	57	173
その他	85	56
営業外費用合計	462	508
経常利益	922	2,378
特別利益		
投資有価証券売却益	146	—
特別利益合計	146	—
特別損失		
減損損失	※3 172	※3 88
投資有価証券評価損	—	377
その他	1	3
特別損失合計	173	469
税金等調整前当期純利益	895	1,908
法人税、住民税及び事業税	110	367
法人税等調整額	△330	△50
法人税等合計	△219	317
当期純利益	1,114	1,591
非支配株主に帰属する当期純損失(△)	△3	—
親会社株主に帰属する当期純利益	1,118	1,591

【連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
当期純利益	1,114	1,591
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	18	△26
退職給付に係る調整額	△14	△7
持分法適用会社に対する持分相当額	3	11
その他の包括利益合計	※ 7	※ △23
包括利益	1,122	1,568
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	1,125	1,568
非支配株主に係る包括利益	△3	—

③【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	5,962	2,128	△3,583	△166	4,340
当期変動額					
新株の発行	481	481			963
親会社株主に帰属する当期純利益			1,118		1,118
自己株式の取得				△896	△896
自己株式の処分					
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	481	481	1,118	△896	1,185
当期末残高	6,444	2,610	△2,465	△1,063	5,526

	その他の包括利益累計額				非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	12	△36	33	10	3	4,354
当期変動額						
新株の発行						963
親会社株主に帰属する当期純利益						1,118
自己株式の取得						△896
自己株式の処分						
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	18	3	△14	7	△3	4
当期変動額合計	18	3	△14	7	△3	1,190
当期末残高	31	△32	19	18	－	5,544

当連結会計年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	6,444	2,610	△2,465	△1,063	5,526
当期変動額					
新株の発行	23	23			47
親会社株主に帰属する当期純利益			1,591		1,591
自己株式の取得				△0	△0
自己株式の処分				75	75
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	23	23	1,591	75	1,714
当期末残高	6,468	2,634	△874	△987	7,240

	その他の包括利益累計額				非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	31	△32	19	18	—	5,544
当期変動額						
新株の発行						47
親会社株主に帰属する当期純利益						1,591
自己株式の取得						△0
自己株式の処分						75
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△26	11	△7	△23	3	△19
当期変動額合計	△26	11	△7	△23	3	1,694
当期末残高	4	△21	11	△5	3	7,239

④【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	895	1,908
減価償却費	2,497	2,657
賞与引当金の増減額 (△は減少)	12	356
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	22	12
退職給付に係る負債の増減額 (△は減少)	7	4
株式給付引当金の増減額 (△は減少)	121	22
受取利息及び受取配当金	△11	△18
支払利息	174	278
投資有価証券評価損益 (△は益)	—	377
投資有価証券売却損益 (△は益)	△146	—
減損損失	172	88
助成金収入	△121	△127
支払補償費	57	173
持分法による投資損益 (△は益)	145	△61
売上債権の増減額 (△は増加)	△7,204	1,044
棚卸資産の増減額 (△は増加)	△13	△28
仕入債務の増減額 (△は減少)	14,320	5,513
未払金の増減額 (△は減少)	711	1,656
前受金の増減額 (△は減少)	1,062	2,653
その他	△207	△734
小計	12,495	15,777
利息及び配当金の受取額	11	19
利息の支払額	△183	△288
助成金の受取額	116	127
補償費の支払額	△39	△176
法人税等の支払額又は還付額 (△は支払)	△25	△122
営業活動によるキャッシュ・フロー	12,375	15,336
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	△368	△174
無形固定資産の取得による支出	△1,456	△1,757
投資有価証券の取得による支出	△60	—
投資有価証券の売却による収入	196	—
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による収入	—	126
敷金及び保証金の差入による支出	△455	△66
長期貸付けによる支出	—	△50
その他	△73	△10
投資活動によるキャッシュ・フロー	△2,216	△1,932
財務活動によるキャッシュ・フロー		
株式の発行による収入	896	—
長期借入れによる収入	7,000	417
長期借入金の返済による支出	△9,590	△1,432
自己株式の取得による支出	△896	△0
その他	△6	△6
財務活動によるキャッシュ・フロー	△2,596	△1,022
現金及び現金同等物に係る換算差額	0	0
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	7,563	12,381
現金及び現金同等物の期首残高	26,356	33,919
現金及び現金同等物の期末残高	※ 33,919	※ 46,301

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 8社

主要な連結子会社の名称

ぴあフィールドサービス株式会社

株式会社東京音協

チケットぴあ九州株式会社

PIA DAIMANI Hospitality Experience株式会社

2. 持分法の適用に関する事項

(1)持分法適用の関連会社数 6社

チケットぴあ名古屋株式会社

北京ぴあ希肯国際文化发展有限公司

TAプラットフォーム株式会社

ダイナミックプラス株式会社

ぴあ朝日ネクストスコープ株式会社

(2)持分法を適用していない関連会社数 2社

株式会社文化科学研究所他1社は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結財務諸表に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため持分法の適用範囲から除外しております。

(3)持分法適用会社のうち、決算日が連結決算日と異なる会社については、各社の事業年度に係る財務諸表を使用しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

すべての連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1)重要な資産の評価基準及び評価方法

①有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

②デリバティブ

時価法を採用しております。

特例処理の要件を満たす金利スワップ契約については、時価評価せず、その金銭の受払の純額を金利変換の対価となる負債に係る利息に加減して処理します。

③棚卸資産

総平均法に基づく原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法）を採用しております。

(2)重要な減価償却資産の減価償却の方法

①有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物	3～50年
工具、器具及び備品	3～15年

②無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

③リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3)重要な引当金の計上基準

①貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

②賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額を計上しております。

③株式給付引当金

役員株式給付規程に基づく取締役等への当社株式等の給付に備えるため、当連結会計年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

(4)退職給付に係る会計処理の方法

①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

②数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（8年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理することとしております。

過去勤務費用は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（8年）による定額法により費用処理しております。

③小規模企業等における簡便法の採用

一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(5)重要な収益及び費用の計上基準

①チケット関連ビジネス

音楽・スポーツ・演劇・映画・各種イベント等のチケット販売を主な事業として行っており、興行主催者より委託されたチケットの購入者からの決済が完了した時点で履行義務が充足されると判断し、決済完了時点で収益を認識しております。また、財又はサービスの提供における代理人に該当するチケット販売等については、受け取る額から他の当事者に支払う額を控除した純額で収益を認識しております。

②メディア・プロモーション関連ビジネス

エンタテインメント・レジャー領域を中心とした出版物の刊行を主な事業として行っており、顧客との取引契約に基づいて出版物の引き渡し完了した時点で履行義務が充足されると判断し、引き渡し時点で収益を認識しております。返品されると見込まれる出版物については、一定期間の返品実績率等に基づき取引価格を算定し、販売時には収益を認識せず、当該出版物について受け取る対価の額で返金負債を認識しております。

(6)重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における非支配株主持分及び為替換算調整勘定に含めております。

(7)重要なヘッジ会計の方法

①ヘッジ会計の方法

金利スワップ取引について、特例処理の要件を満たすものについては、特例処理によっております。

②ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段…金利スワップ

ヘッジ対象…借入金利息

③ヘッジ方針

財務活動に係る金利リスクをヘッジする目的でデリバティブ取引を行う場合があります。

④ヘッジ有効性評価の方法

金利スワップ取引については、特例処理の要件に該当するかの判断をもって、ヘッジ有効性の評価に代えております。

(8)連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、要求払預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から満期日または償還日までの期間が3カ月以内の短期投資からなっております。

(重要な会計上の見積り)

会計上の見積りにより当連結会計年度に係る連結財務諸表にその額を計上した項目であって、翌連結会計年度に係る連結財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりであります。

繰延税金資産

1. 当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額

(単位：百万円)

	前連結会計年度	当連結会計年度
繰延税金資産	823	889

2. 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループは、企業会計上の資産・負債と税務上の資産・負債との差額である一時差異等について税効果会計を適用し、繰延税金資産及び繰延税金負債を計上しております。繰延税金資産の回収可能性については、将来の合理的な見積り可能期間内の課税所得の見積り額を限度として、当該期間内の一時差異等のスケジューリングの結果に基づき判断しております。

当社グループは、将来減算一時差異に係る繰延税金資産については、繰延税金資産の回収可能性に係る企業分類に基づき、将来の合理的な見積り可能期間の課税所得見積り額により、将来減算一時差異の解消見込年度及び解消見込額のスケジューリングを行い、回収が見込まれる金額を繰延税金資産として計上しております。

当社グループが事業基盤とする国内レジャー・集客エンタテインメント市場は、ライブ・イベント開催の活発な動きが加速し、大規模会場・大型興行の増加、動員数やチケット単価の上昇等により、コロナ禍前を大幅に上回る規模で好況に推移しております。当社グループの将来の課税所得の見積りは、過去の利益実績をもとに市場環境や事業戦略等を考慮し、最新の事業計画を基に当社グループの将来の利益を見込み、当該利益見込みに恒常的に発生する税務調整を反映し算出しております。

当社グループの経営環境の変化等による見積りの見直しが必要となった場合、翌連結会計年度において、回収が見込まれない繰延税金資産を取り崩す可能性があります。

(会計方針の変更)

(「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分(その他の包括利益に対する課税)に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日。以下「2022年改正適用指針」という。)第65-2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による連結財務諸表に与える影響はありません。

また、連結会社間における子会社株式等の売却に伴い生じた売却損益を税務上繰り延べる場合の連結財務諸表における取扱いの見直しに関連する改正については、2022年改正適用指針を当連結会計年度の期首から適用しております。なお、当該会計方針の変更による連結財務諸表に与える影響はありません。

(未適用の会計基準等)

- ・「リースに関する会計基準」(企業会計基準第34号 2024年9月13日 企業会計基準委員会)
- ・「リースに関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第33号 2024年9月13日 企業会計基準委員会) 等

(1) 概要

企業会計基準委員会において、日本基準を国際的に整合性のあるものとする取組みの一環として、借手の全てのリースについて資産及び負債を認識するリースに関する会計基準の開発に向けて、国際的な会計基準を踏まえた検討が行われ、基本的な方針として、IFRS第16号の単一の会計処理モデルを基礎とするものの、IFRS第16号の全ての定めを採り入れるのではなく、主要な定めのみを採り入れることにより、簡素で利便性が高く、かつ、IFRS第16号の定めを個別財務諸表に用いても、基本的に修正が不要となることを目指したリース会計基準等が公表されました。

借手の会計処理として、借手のリースの費用配分の方法については、IFRS第16号と同様に、リースがファイナンス・リースであるかオペレーティング・リースであるかにかかわらず、全てのリースについて使用権資産に係る減価償却費及びリース負債に係る利息相当額を計上する単一の会計処理モデルが適用されます。

(2) 適用予定日

2028年3月期の期首から適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「リースに関する会計基準」等の適用による連結財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

(表示方法の変更)

(連結キャッシュ・フロー計算書)

前連結会計年度において、「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」に含めていた「支払補償費」及び「補償費の支払額」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記することといたしました。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前連結会計年度の連結キャッシュ・フロー計算書において、「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」に表示していた17百万円は、「支払補償費」57百万円及び「補償費の支払額」△39百万円として組み替えております。

前連結会計年度において、独立掲記しておりました「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「前渡金の増減額」及び「立替金の増減額」は金額的重要性が乏しくなったため、当連結会計年度においては「その他」に含めて表示しております。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結キャッシュ・フロー計算書において、「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「前渡金の増減額」に表示していた△222百万円及び「立替金の増減額」に表示していた△406百万円は、「その他」として組み替えております。

前連結会計年度において、独立掲記しておりました「投資活動によるキャッシュ・フロー」の「長期前払費用の取得による支出」は金額的重要性が乏しくなったため、当連結会計年度においては「その他」に含めて表示しております。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結キャッシュ・フロー計算書において、「投資活動によるキャッシュ・フロー」の「長期前払費用の取得による支出」に表示していた△99百万円は、「その他」として組み替えております。

(追加情報)

(株式給付信託(BBT及びBBT-RS))

当社は、取締役（ただし、社外取締役を除きます。）、首席執行役員及び主席執行役員（以下「取締役等」といいます。）に対して当社株式等を信託を通じて給付する取引を行っております。

1. 取引の概要

当社は、取締役等の報酬と当社の業績及び株式価値との連動性をより明確にし、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることに加えて、議決権の行使や配当権利等を有することで、より株主に近い目線での価値共有を目的として、BBT-RS制度を導入しております。BBT-RS制度導入前のBBT制度でのポイント付与は2023年3月末日に終了した連結会計年度にて終了しております。

BBT及びBBT-RSは、当社が拠出する金銭を原資として、当社株式が信託を通じて取得され、取締役等に対して当社が定める役員株式給付規程に従って、当社株式等が信託を通じて給付される業績連動型の株式報酬制度であります。

なお、BBTの対象取締役等が当社株式等を受ける時期は、原則として取締役等の退任時であり、BBT-RSの対象取締役等が当社株式を受ける時期は、原則として毎年一定の時期としますが、取締役等が在任中に当社株式の給付を受ける場合、給付に先立ち当社との間で譲渡制限契約を締結することとします。

2. 信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額（付随費用の金額を除く。）により、純資産の部に自己株式として計上しております。前連結会計年度末における当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、1,062百万円及び326,600株であります。当連結会計年度末における当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、986百万円及び303,309株であります。

(連結貸借対照表関係)

※ 1 非連結子会社及び関連会社に対するものは、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)
投資有価証券(株式)	534百万円	567百万円
投資有価証券(出資金)	373	399

※ 2 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)
建物	10,188百万円	9,616百万円
計	10,188	9,616

担保付債務は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)
1年内返済予定の長期借入金	298百万円	298百万円
長期借入金	7,527	7,229
計	7,826	7,527

※ 3 棚卸資産

棚卸資産の内訳は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)
商品及び製品	78百万円	111百万円
仕掛品	5	0
原材料及び貯蔵品	6	7
計	91	119

4 当社グループは、運転資金の効率的な調達を行うため、貸出コミットメント契約を締結しております。この契約に基づく連結会計年度末における貸出コミットメントに係る借入未実行残高は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)
貸出コミットメントの総額	3,000百万円	3,000百万円
借入実行残高	—	—
差引額	3,000	3,000

※ 5 財務制限条項

前連結会計年度（2024年3月31日）

当社グループの長期借入金（1年内返済予定の長期借入金含む）14,301百万円について、以下の財務制限条項が付されております。

	借入金残高		財務制限条項
1	長期借入金（1年内返済予定含む）	6,475百万円	(1) 年度決算期末における連結貸借対照表の純資産の部の金額を、2022年3月期末又は直近年度決算期末(2023年3月期末以降)における連結貸借対照表の純資産の部の金額のいずれか大きい方の75%以上に維持すること。 (2) 2023年3月期末における連結損益計算書の営業損益の額が損失とならないこと。また、2023年3月期末以降の年度決算期末における連結損益計算書の営業損益の額が2期連続して損失とならないこと。 (3) 2023年3月期末以降の年度決算期末及び各四半期決算期末における連結貸借対照表の現金及び預金から実質運転資金(買掛金－売掛金)及び貸出コミットメントの個別貸付未払金の元本合計金額を差し引いた金額をかかえる四半期決算期末における比較対象借入金額(32.5億円－当該借入金の元本弁済合計金額)以上に維持すること。なお、比較対象借入金額が0円以下となって以降に到来する最初の四半期決算期末以降は、遵守する義務を負わない。
2	長期借入金（1年内返済予定含む）	867百万円	(1) 年度決算期末における連結貸借対照表の純資産の部の金額を、2021年3月期末及び直近年度決算期末(2022年3月期末以降)における連結貸借対照表の純資産の部の金額の75%以上に維持すること。 (2) 2023年3月期末における連結損益計算書の経常損益の額が損失とならないこと。また、2023年3月期末以降の年度決算期末における連結損益計算書の経常損益の額が2期連続して損失とならないこと。
3	長期借入金（1年内返済予定含む）	2,599百万円	(1) 年度決算期末における連結貸借対照表の純資産の部の金額を、2021年3月期末及び直近年度決算期末(2022年3月期末以降)における連結貸借対照表の純資産の部の金額の75%以上に維持すること。 (2) 年度決算期末における連結損益計算書の経常損益の額が2期連続して損失とならないこと。なお、2022年3月期末は除いて判定する(2023年3月期末の判定においては、2021年3月期末及び2023年3月期末の2期で判定する)。
4	長期借入金（1年内返済予定含む）	1,300百万円	(1) 年度決算期末における連結貸借対照表の純資産の部の金額を、直近年度決算期末における連結貸借対照表の純資産の部の金額の75%以上に維持すること。 (2) 年度決算期末における連結損益計算書の経常損益の額が2期連続して損失とならないこと。
5	長期借入金（1年内返済予定含む）	866百万円 (注)	(1) 年度決算期末における連結貸借対照表の純資産の部の金額を、2018年3月期末又は直近年度決算期末における連結貸借対照表の純資産の部の金額のいずれか大きい方の75%以上に維持すること。 (2) 年度決算期末における連結損益計算書の経常損益の額が2期連続して損失とならないこと。 但し、当該事項に抵触した場合でも、金利が変更される可能性があるのみで、期限の利益を喪失するものではない。
6	長期借入金（1年内返済予定含む）	2,192百万円	(1) 年度決算期末における連結貸借対照表の純資産の部の金額を、2021年3月期末又は直近年度決算期末における連結貸借対照表の純資産の部の金額のいずれか大きい方の75%以上に維持すること。 (2) 2023年3月期末における連結損益計算書の営業損益の額が損失とならないこと。また、2024年3月期末以降の年度決算期末における連結損益計算書の営業損益の額が2期連続して損失とならないこと。 但し、当該事項に抵触した場合でも、金利が変更される可能性があるのみで、期限の利益を喪失するものではない。

(注) 2021年3月期末における連結貸借対照表の純資産の部の金額が、直近年度決算期末(2020年3月期末)における連結貸借対照表の純資産の部の金額の75%を下回っていましたが、期限の利益を喪失するものではありません。

当連結会計年度（2025年3月31日）

当社グループの長期借入金（1年内返済予定の長期借入金含む）13,302百万円について、以下の財務制限条項が付されております。

	借入金残高		財務制限条項
1	長期借入金（1年内返済予定含む）	5,775百万円	(1) 年度決算期末における連結貸借対照表の純資産の部の金額を、2022年3月期末又は直近年度決算期末(2023年3月期末以降)における連結貸借対照表の純資産の部の金額のいずれか大きい方の75%以上に維持すること。 (2) 2023年3月期末における連結損益計算書の営業損益の額が損失とならないこと。また、2023年3月期末以降の年度決算期末における連結損益計算書の営業損益の額が2期連続して損失とならないこと。 (3) 2023年3月期末以降の年度決算期末及び各四半期決算期末における連結貸借対照表の現金及び預金から実質運転資金(買掛金－売掛金)及び貸出コミットメントの個別貸付未払金の元本合計金額を差し引いた金額をかかえる四半期決算期末における比較対象借入金額(32.5億円－当該借入金の元本弁済合計金額)以上に維持すること。なお、比較対象借入金額が0円以下となって以降に到来する最初の四半期決算期末以降は、遵守する義務を負わない。
2	長期借入金（1年内返済予定含む）	834百万円	(1) 年度決算期末における連結貸借対照表の純資産の部の金額を、2021年3月期末及び直近年度決算期末(2022年3月期末以降)における連結貸借対照表の純資産の部の金額の75%以上に維持すること。 (2) 2023年3月期末における連結損益計算書の経常損益の額が損失とならないこと。また、2023年3月期末以降の年度決算期末における連結損益計算書の経常損益の額が2期連続して損失とならないこと。
3	長期借入金（1年内返済予定含む）	2,499百万円	(1) 年度決算期末における連結貸借対照表の純資産の部の金額を、2021年3月期末及び直近年度決算期末(2022年3月期末以降)における連結貸借対照表の純資産の部の金額の75%以上に維持すること。 (2) 年度決算期末における連結損益計算書の経常損益の額が2期連続して損失とならないこと。なお、2022年3月期末は除いて判定する(2023年3月期末の判定においては、2021年3月期末及び2023年3月期末の2期で判定する)。
4	長期借入金（1年内返済予定含む）	1,250百万円	(1) 年度決算期末における連結貸借対照表の純資産の部の金額を、直近年度決算期末における連結貸借対照表の純資産の部の金額の75%以上に維持すること。 (2) 年度決算期末における連結損益計算書の経常損益の額が2期連続して損失とならないこと。
5	長期借入金（1年内返済予定含む）	833百万円 (注)	(1) 年度決算期末における連結貸借対照表の純資産の部の金額を、2018年3月期末又は直近年度決算期末における連結貸借対照表の純資産の部の金額のいずれか大きい方の75%以上に維持すること。 (2) 年度決算期末における連結損益計算書の経常損益の額が2期連続して損失とならないこと。 但し、当該事項に抵触した場合でも、金利が変更される可能性があるのみで、期限の利益を喪失するものではない。
6	長期借入金（1年内返済予定含む）	2,110百万円	(1) 年度決算期末における連結貸借対照表の純資産の部の金額を、2021年3月期末又は直近年度決算期末における連結貸借対照表の純資産の部の金額のいずれか大きい方の75%以上に維持すること。 (2) 2023年3月期末における連結損益計算書の営業損益の額が損失とならないこと。また、2024年3月期末以降の年度決算期末における連結損益計算書の営業損益の額が2期連続して損失とならないこと。 但し、当該事項に抵触した場合でも、金利が変更される可能性があるのみで、期限の利益を喪失するものではない。

(注) 2021年3月期末における連結貸借対照表の純資産の部の金額が、直近年度決算期末(2020年3月期末)における連結貸借対照表の純資産の部の金額の75%を下回っていましたが、期限の利益を喪失するものではありません。

(連結損益計算書関係)

※1 期末棚卸高は収益性の低下に伴う簿価切下後の金額であり、次の棚卸資産評価損が売上原価に含まれております。なお、以下の金額は戻入額を相殺した後のものであります。

	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
	4百万円	12百万円

※2 役員報酬及び、給料手当及び賞与には次の金額が含まれております。

	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
株式給付引当金繰入額	121百万円	98百万円

※3 減損損失

当社グループは以下の資産について減損損失を計上いたしました。

前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

場所	用途	種類	金額
東京都渋谷区	事業用資産	ソフトウェア	172百万円

当社グループは、事業用資産については事業を単位としてグルーピングを行っております。

事業用資産について、資産グループから得られる将来キャッシュ・フロー見積額が帳簿価額を下回ったため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上いたしました。なお、減損損失の測定における回収可能価額は使用価値を零として算定しております。

当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

場所	用途	種類	金額
東京都渋谷区	事業用資産	ソフトウェア 工具器具及び備品	52百万円
東京都渋谷区他	遊休資産	その他無形固定資産	35百万円

当社グループは、事業用資産については事業を単位としてグルーピングを行っております。また、処分予定の資産や事業の用に供していない遊休資産等については個別に取り扱っております。

事業用資産について、収益性の低下により投資額の回収が困難であると見込まれたため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上いたしました。なお、減損損失の測定における回収可能価額は使用価値を零として算定しております。

遊休資産については、将来の使用が見込まれなくなったことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を特別損失に計上いたしました。なお、減損損失の測定における回収可能価額は使用価値を零として算定しております。

(連結包括利益計算書関係)

※ その他の包括利益に係る組替調整額並びに法人税等及び税効果額

	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
その他有価証券評価差額金：		
当期発生額	27百万円	△38百万円
組替調整額	—	—
法人税等及び税効果調整前	27	△38
法人税等及び税効果額	△8	11
その他有価証券評価差額金	18	△26
退職給付に係る調整額：		
当期発生額	△16	△7
組替調整額	△4	△4
法人税等及び税効果調整前	△21	△11
法人税等及び税効果額	6	3
退職給付に係る調整額	△14	△7
持分法適用会社に対する持分相当額		
当期発生額	3	11
その他の包括利益合計	7	△23

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度 期首株式数(株)	当連結会計年度 増加株式数(株)	当連結会計年度 減少株式数(株)	当連結会計年度末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式(注) 1	15,358,813	282,600	—	15,641,413
合計	15,358,813	282,600	—	15,641,413
自己株式				
普通株式(注) 2、3	90,969	271,830	—	362,799
合計	90,969	271,830	—	362,799

(注) 1. 普通株式の発行済株式の総数の増加は、株式給付信託(BBT及びBBT-RS)への追加拠出に伴う第三者割当による新株式発行による増加262,500株及び譲渡制限付株式付与制度における新株式発行による増加20,100株であります。

2. 普通株式の自己株式の株式数には、株式給付信託(BBT及びBBT-RS)制度の信託財産として、株式給付信託(BBT及びBBT-RS)が所有する当社株式(当連結会計年度期首64,100株、当連結会計年度末326,600株)が含まれております。

3. 普通株式の自己株式の株式数の増加は、株式給付信託(BBT及びBBT-RS)が当社から取得した株式数262,500株、譲渡制限付株式付与制度における無償取得事由発生による増加9,281株及び単元未満株式の買取による増加49株であります。

2. 配当に関する事項

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度 期首株式数(株)	当連結会計年度 増加株式数(株)	当連結会計年度 減少株式数(株)	当連結会計年度末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式(注) 1	15,641,413	15,300	—	15,656,713
合計	15,641,413	15,300	—	15,656,713
自己株式				
普通株式(注) 2、3、4	362,799	3,828	23,291	343,336
合計	362,799	3,828	23,291	343,336

(注) 1. 普通株式の発行済株式の総数の増加は、譲渡制限付株式付与制度における新株式発行による増加15,300株であります。

2. 普通株式の自己株式の株式数には、株式給付信託(BBT及びBBT-RS)制度の信託財産として、株式給付信託(BBT及びBBT-RS)が所有する当社株式(当連結会計年度期首326,600株、当連結会計年度末303,309株)が含まれております。

3. 普通株式の自己株式の株式数の増加は、譲渡制限付株式付与制度における無償取得事由発生による増加3,827株及び単元未満株式の買取による増加1株であります。

4. 普通株式の自己株式の減少株式数は、当社が株式給付信託(BBT及びBBT-RS)より給付を行った株式数23,291株であります。

2. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
現金及び預金	33,919百万円	46,301百万円
現金及び現金同等物	33,919	46,301

(リース取引関係)

(借主側)

1. ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

(1) リース資産の内容

有形固定資産

工具、器具及び備品であります。

(2) リース資産の減価償却の方法

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4. 会計方針に関する事項 (2)重要な減価償却資産の減価償却の方法」に記載しております。

2. オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位:百万円)

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)
1年内	1,133	1,168
1年超	18,130	17,130
合計	19,264	18,299

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1)金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については預金等の安全性の高い金融資産で行い、また、資金調達については銀行借入による方針であります。デリバティブ取引は、借入金の金利変動リスクを回避するために利用し、ヘッジ目的以外には行わないものとしております。

(2)金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行う体制としております。

投資有価証券は、業務上の関係を有する企業等の株式であります。主に上場株式は、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、定期的に時価を把握する体制にしております。

営業債務である買掛金及び未払金は、ほぼ全てが6カ月以内の支払期日であります。

長期借入金は、主に設備投資に係る調達及び中長期にわたる運転資金であります。

また、これら営業債務及び長期借入金は、流動性リスクに晒されておりますが、月次資金繰り計画を作成する等の方法により管理しております。

デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限を定めた社内規程に従うこととしております。

(3)金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前連結会計年度（2024年3月31日）

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価（百万円）	差額（百万円）
投資有価証券 その他有価証券(*2)	15	15	—
資産計	15	15	—
長期借入金（1年内返済予定の長期 借入金含む）	18,634	18,482	△152
負債計	18,634	18,482	△152

当連結会計年度（2025年3月31日）

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価（百万円）	差額（百万円）
投資有価証券 その他有価証券(*2)	14	14	—
資産計	14	14	—
長期借入金（1年内返済予定の長期 借入金含む）	17,619	17,346	△273
負債計	17,619	17,346	△273

(*1) 「現金及び預金」、「売掛金」、「買掛金」、「短期借入金」及び「未払金」については、現金及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(*2) 市場価格のない株式等は、「投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は次のとおりであります。なお、下記の非上場株式には関係会社出資金を含めております。

区分	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)
非上場株式（百万円）	1,461	1,111

(*3) 連結貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合その他これに準ずる事業体への出資については記載を省略しております。当該出資の連結貸借対照表計上額は265百万円であります。

(注) 1. 金銭債権及び満期がある有価証券の連結決算日後の償還予定額

前連結会計年度 (2024年3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	33,919	—	—	—
売掛金	28,817	—	—	—
合計	62,737	—	—	—

当連結会計年度 (2025年3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	46,301	—	—	—
売掛金	27,774	—	—	—
合計	74,075	—	—	—

(注) 2. 借入金の連結決算日後の返済予定額

前連結会計年度 (2024年3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
長期借入金	1,015	1,415	998	998	998	13,208
合計	1,015	1,415	998	998	998	13,208

当連結会計年度 (2025年3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
長期借入金	1,018	1,025	1,025	1,025	1,359	12,167
合計	1,018	1,025	1,025	1,025	1,359	12,167

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1)時価で連結貸借対照表に計上している金融商品
前連結会計年度（2024年3月31日）

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券 其他有価証券 株式	15	—	—	15
資産計	15	—	—	15

当連結会計年度（2025年3月31日）

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券 其他有価証券 株式	14	—	—	14
資産計	14	—	—	14

(2)時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品
前連結会計年度（2024年3月31日）

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金（1年内返済予定の長期借入金含む）	—	18,482	—	18,482
負債計	—	18,482	—	18,482

当連結会計年度（2025年3月31日）

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金（1年内返済予定の長期借入金含む）	—	17,346	—	17,346
負債計	—	17,346	—	17,346

（注）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

長期借入金（1年内返済予定の長期借入金含む）

長期借入金の時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(有価証券関係)

1. その他有価証券

前連結会計年度(2024年3月31日)

	種類	連結貸借対照表 計上額(百万円)	取得原価(百万円)	差額(百万円)
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	株式	15	5	10
	小計	15	5	10
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	株式	—	—	—
	小計	—	—	—
合計		15	5	10

(注) 市場価格のない株式等(連結貸借対照表計上額553百万円)は上表には含めておりません。

当連結会計年度(2025年3月31日)

	種類	連結貸借対照表 計上額(百万円)	取得原価(百万円)	差額(百万円)
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	株式	14	5	9
	小計	14	5	9
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	株式	—	—	—
	小計	—	—	—
合計		14	5	9

(注) 市場価格のない株式等(連結貸借対照表計上額143百万円)は上表には含めておりません。

2. 売却したその他有価証券

前連結会計年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

種類	売却額(百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株式	196	146	—
合計	196	146	—

当連結会計年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

前連結会計年度(2024年3月31日)

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

該当事項はありません。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

(1)通貨関連

該当事項はありません。

(2)金利関連

該当事項はありません。

当連結会計年度(2025年3月31日)

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

該当事項はありません。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

(1)通貨関連

該当事項はありません。

(2)金利関連

該当事項はありません。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社グループは、確定給付企業年金制度及び確定拠出年金制度を採用しております。また、複数事業主制度の厚生年金基金に加入しておりますが、自社の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算できないため、確定拠出制度と同様に会計処理しております。

なお、一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表（(3)に掲げられた簡便法を適用した制度を除く）

	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
退職給付債務の期首残高	860百万円	837百万円
勤務費用	65	70
利息費用	5	5
数理計算上の差異の発生額	2	△3
退職給付の支払額	△96	△59
退職給付債務の期末残高	837	849

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表（(3)に掲げられた簡便法を適用した制度を除く）

	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
年金資産の期首残高	855百万円	817百万円
期待運用収益	8	8
数理計算上の差異の発生額	△14	△10
事業主からの拠出額	63	62
退職給付の支払額	△96	△59
年金資産の期末残高	817	817

(3) 簡便法を適用した制度の、退職給付に係る負債の期首残高と期末残高の調整表

	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
退職給付に係る負債の期首残高	55百万円	64百万円
退職給付費用	9	8
退職給付の支払額	-	△15
退職給付に係る負債の期末残高	64	56

(4) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産の調整表

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)
積立型制度の退職給付債務	837百万円	849百万円
年金資産	△817	△817
	19	32
非積立型制度の退職給付債務	64	56
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	84	88
退職給付に係る負債	84	88
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	84	88

(5) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
勤務費用	65百万円	70百万円
利息費用	5	5
期待運用収益	△8	△8
数理計算上の差異の費用処理額	△4	△4
簡便法で計算した退職給付費用	9	8
確定給付制度に係る退職給付費用	66	71

(6)退職給付に係る調整額

退職給付に係る調整額に計上した項目（法人税等及び税効果控除前）の内訳は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
数理計算上の差異	△21百万円	△11百万円
合 計	△21	△11

(7)退職給付に係る調整累計額

退職給付に係る調整累計額に計上した項目（法人税等及び税効果控除前）の内訳は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)
未認識数理計算上の差異	27百万円	16百万円
合 計	27	16

(8)年金資産に関する事項

①年金資産の主な内訳

	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
保険資産（一般勘定）	100%	100%
合 計	100	100

②長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(9)数理計算上の計算基礎に関する事項

当連結会計年度末における主要な数理計算上の計算基礎

	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
割引率	0.63%	0.63%
長期期待運用収益率	1.00	1.00
予想昇給率	3.98	4.01

3. 確定拠出制度

当社及び連結子会社の確定拠出制度への要拠出額は、前連結会計年度13百万円、当連結会計年度16百万円であります。

4. 複数事業主制度

確定拠出制度と同様に会計処理する、複数事業主制度の厚生年金基金制度への要拠出額は、前連結会計年度35百万円、当連結会計年度39百万円であります。

(1)複数事業主制度の積立状況に関する事項

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)
年金資産の額	43,014百万円	45,434百万円
年金財政計算上の数理債務の額と 最低責任準備金の額との合計額	41,521	41,807
差引額	1,492	3,626

(2)複数事業主制度の掛金に占める当社グループの割合

前連結会計年度	3.42%	(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
当連結会計年度	3.87%	(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

(3)補足説明

上記(1)の差引額の主な要因の内訳は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)
年金財政計算上の過去勤務債務残高	-百万円	-百万円
剰余金	3	1,095
合計	3	1,095

また、上記(2)の割合は当社グループの実際の負担割合とは一致しません。

なお、上記については、連結財務諸表作成日現在において入手可能な直近時点の情報に基づき作成しております。

(ストック・オプション等関係)

該当事項はありません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)
繰延税金資産		
未払金	381百万円	516百万円
資産除去債務	398	416
減価償却超過額	317	358
税務上の繰越欠損金(注)2	1,003	205
投資有価証券評価損	68	189
賞与引当金	70	180
株式給付引当金	102	134
貸倒引当金	122	129
譲渡制限付株式	83	104
その他	123	189
繰延税金資産小計	2,671	2,425
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額(注)2	△713	△196
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△823	△1,038
評価性引当額小計(注)1	△1,537	△1,235
繰延税金資産合計	1,134	1,190
繰延税金負債		
資産除去債務に対応する除去費用	△297	△298
その他	△13	△2
繰延税金負債合計	△310	△300
繰延税金資産の純額	823	889

(注) 1. 評価性引当額が301百万円減少しております。この減少の主な内訳は、税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額の減少によるものです。

(注) 2. 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

前連結会計年度(2024年3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)	合計 (百万円)
税務上の繰越欠損金(※1)	6	22	28	27	27	889	1,003
評価性引当額	△6	△22	△28	△27	△19	△608	△713
繰延税金資産	—	—	—	—	8	281	(※2) 289

(※1) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

(※2) 税務上の繰越欠損金に係る繰延税金資産について、税務上の繰越欠損金を有する各社の将来の収益力に基づく課税所得見込みを考慮した結果、回収可能と判断しております。

当連結会計年度(2025年3月31日)

税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額については、税務上の繰越欠損金の重要性が乏しいため記載を省略しております。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)
法定実効税率 (調整)	30.62%	30.62%
交際費等永久に損金に算入されない項目	10.31	5.25
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△0.08	△0.04
住民税均等割	2.33	1.10
評価性引当額の増減額	△74.91	△15.82
持分法による投資損益	4.99	△0.99
税額控除	-	△2.88
税率変更による影響額	-	△1.86
その他	2.23	1.24
税効果会計適用後の法人税等の負担率	△24.51	16.63

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（令和7年法律第13号）が2025年3月31日に国会で成立したことに伴い、2026年4月1日以後開始する連結会計年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。

これに伴い、2026年4月1日に開始する連結会計年度以降に解消が見込まれる一時差異に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を30.62%から31.52%に変更し計算しております。

この変更により、当連結会計年度の繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）は2百万円、法人税等調整額が2百万円、その他有価証券評価差額金が0百万円、それぞれ減少しております。

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの

(1)当該資産除去債務の概要

ぴあ株式会社（東京本社・ぴあアリーナMM・関西支社等）の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務であります。

(2)当該資産除去債務の金額の算定方法

東京本社の使用見込期間を使用開始から15年と見積り、割引率は1.634%を使用しております。

ぴあアリーナMMの使用見込期間を使用開始から30年と見積り、割引率は0.563%を使用しております。

関西支社等の使用見込期間を使用開始から4～10年と見積り、重要性の観点から割引を行っておりません。

(3)当該資産除去債務の総額の増減

	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
期首残高	1,281百万円	1,302百万円
有形固定資産の取得に伴う増加額	13	26
資産除去債務の履行による減少額	—	△15
時の経過による調整額	7	7
期末残高	1,302	1,320

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社グループは、レジャー・エンタテインメント関連事業を主要な事業としており、顧客との契約から生じる収益を分解した情報は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31 日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31 日)
チケット関連ビジネス	37,047百万円	42,550百万円
メディア・プロモーション関連ビジネス	2,083百万円	2,206百万円
その他	456百万円	606百万円
顧客との契約から生じる収益	39,587百万円	45,362百万円

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は「(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項) 4. 会計方針に関する事項 (5)重要な収益及び費用の計上基準」に記載しております。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 契約負債の残高等

	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31 日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31 日)
顧客との契約から生じた債権 (期首残高)	22,340百万円	29,534百万円
顧客との契約から生じた債権 (期末残高)	29,534百万円	29,707百万円
契約負債 (期首残高)	2,566百万円	3,629百万円
契約負債 (期末残高)	3,629百万円	6,282百万円

契約負債は、主にチケット関連ビジネスに係る顧客からの前受金に関連するものであります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループでは、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な契約がないため、実務上の便法を適用し、残存履行義務に配分した取引価格に関する記載を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社グループの報告セグメントは、「レジャー・エンタテインメント関連事業」を主要な事業としており、その他の事業セグメントの重要性が乏しいため、記載を省略しております。

【関連情報】

前連結会計年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

当連結会計年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

当社グループの報告セグメントは、「レジャー・エンタテインメント関連事業」を主要な事業としており、その他の事業セグメントの重要性が乏しいため、記載を省略しております。

当連結会計年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

当社グループの報告セグメントは、「レジャー・エンタテインメント関連事業」を主要な事業としており、その他の事業セグメントの重要性が乏しいため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前連結会計年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

前連結会計年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

(1) 連結財務諸表提出会社の非連結子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (百万円)	事業の内容又は 職業	議決権等の 所有（被所有）割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
関連会社	チケットぴあ 名古屋㈱	名古屋 市東区	100	興行チケット の仕入れ	(所有) 直接25.0	中部地方に おける興行 チケットの 仕入れ委託 役員の兼任	興行チケット の仕入れ (注)	11,188	買掛金	2,211

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

市場価格、総原価等を勘案して交渉により、一般取引と同様に決定しております。

(2) 連結財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (百万円)	事業の内容又は 職業	議決権等の 所有（被所有）割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
その他の 関係会社 の子会社	㈱セブンド リーム・ドッ トコム	東京都 千代田 区	450	EC分野にお ける商品・ サービス・情 報の企画、開 発、販売及び 運営	—	チケット販 売委託及び チケット代 金回収代行 等	販売手数料 等の支払 (注) 2	2,087	売掛金 (注) 1	11,390

(注) 1. 売掛金残高は、未入金のチケット代金（券面額）から、販売手数料等支払額を控除した金額であります。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

市場価格、総原価等を勘案して交渉により、一般取引と同様に決定しております。

当連結会計年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

(1) 連結財務諸表提出会社の非連結子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (百万円)	事業の内容又は 職業	議決権等の 所有（被所有）割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
関連会社	チケットぴあ 名古屋㈱	名古屋 市東区	100	興行チケット の仕入れ	(所有) 直接25.0	中部地方に おける興行 チケットの 仕入れ委託 役員の兼任	興行チケット の仕入れ (注)	12,499	買掛金	1,530

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

市場価格、総原価等を勘案して交渉により、一般取引と同様に決定しております。

(2) 連結財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (百万円)	事業の内容又は 職業	議決権等の 所有（被所有）割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
その他の 関係会社 の子会社	㈱セブンド リーム・ドッ トコム	東京都 千代田 区	450	EC分野にお ける商品・ サービス・情 報の企画、開 発、販売及び 運営	—	チケット販 売委託及び チケット代 金回収代行 等	販売手数料 等の支払 (注) 2	2,213	売掛金 (注) 1	7,939

(注) 1. 売掛金残高は、未入金のチケット代金（券面額）から、販売手数料等支払額を控除した金額であります。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

市場価格、総原価等を勘案して交渉により、一般取引と同様に決定しております。

(1株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
1株当たり純資産額	362円89銭	472円51銭
1株当たり当期純利益	73円23銭	104円03銭

- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載していません。
2. 株主資本において自己株式として計上されている株式給付信託(BBT及びBBT-RS)が保有する当社株式は、1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式に含めております(前連結会計年度326,600株、当連結会計年度303,309株)。また、1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております(前連結会計年度217,583株、当連結会計年度310,454株)。
3. 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
1株当たり当期純利益		
親会社株主に帰属する当期純利益(百万円)	1,118	1,591
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益(百万円)	1,118	1,591
期中平均株式数(株)	15,268,921	15,296,680

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

⑤【連結附属明細表】

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限
1年以内に返済予定の長期借入金	1,015	1,018	1.92	—
1年以内に返済予定のリース債務	6	2	2.86	—
長期借入金（1年以内に返済予定のものを除く。）	17,619	16,601	1.92	2026年～2050年
リース債務（1年以内に返済予定のものを除く。）	0	8	2.86	2026年～2029年
その他有利子負債	—	—	—	—
合 計	18,641	17,630	—	—

(注) 1.平均利率については、期末借入金残高に対する加重平均利率を記載しております。

2.長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)及びリース債務の連結決算日後5年間の返済予定額は以下のとおりであります。

	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
長期借入金	1,025	1,025	1,025	1,359
リース債務	2	2	2	1

【資産除去債務明細表】

本明細表に記載すべき事項が連結財務諸表規則第15条の23に規定する注記事項として記載されているため、資産除去債務明細表の記載を省略しております。

(2) 【その他】

当連結会計年度における半期情報等

	中間連結会計期間	当連結会計年度
売上高(百万円)	21,189	45,362
税金等調整前中間(当期)純利益(百万円)	744	1,908
親会社株主に帰属する中間(当期)純利益金額(百万円)	654	1,591
1株当たり中間(当期)純利益(円)	42.84	104.03

2 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

① 【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	28,789	40,000
売掛金	※ 3 28,662	※ 3 27,790
棚卸資産	※ 2 88	※ 2 119
前渡金	735	546
前払費用	1,215	1,283
未収入金	※ 3 914	※ 3 2,152
その他	981	1,341
貸倒引当金	△24	△29
流動資産合計	61,363	73,205
固定資産		
有形固定資産		
建物	※ 1 10,777	※ 1 10,225
構築物	81	64
工具、器具及び備品	519	510
土地	724	724
その他	55	57
有形固定資産合計	12,157	11,582
無形固定資産		
ソフトウェア	5,398	4,482
ソフトウェア仮勘定	359	1,311
その他	72	35
無形固定資産合計	5,831	5,829
投資その他の資産		
投資有価証券	569	157
関係会社株式	3,113	3,111
関係会社出資金	318	315
破産更生債権等	※ 3 661	※ 3 671
敷金及び保証金	2,385	2,450
繰延税金資産	801	865
その他	※ 3 1,510	※ 3 1,304
貸倒引当金	△684	△716
投資その他の資産合計	8,675	8,161
固定資産合計	26,665	25,573
資産合計	88,028	98,778

(単位：百万円)

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	※3 54,445	※3 59,240
1年内返済予定の長期借入金	※1,※5 1,015	※1,※5 1,015
未払金	※3 3,003	※3 4,850
未払費用	1,227	1,349
前受金	3,554	6,228
未払法人税等	98	356
賞与引当金	195	555
その他	※3 889	※3 1,114
流動負債合計	64,429	74,710
固定負債		
長期借入金	※1,※5 16,719	※1,※5 15,704
退職給付引当金	47	48
株式給付引当金	335	358
資産除去債務	1,289	1,307
その他	83	83
固定負債合計	18,474	17,501
負債合計	82,904	92,212
純資産の部		
株主資本		
資本金	6,444	6,468
資本剰余金		
資本準備金	2,205	2,228
その他資本剰余金	3	3
資本剰余金合計	2,208	2,232
利益剰余金		
利益準備金	149	149
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	△2,646	△1,301
利益剰余金合計	△2,497	△1,152
自己株式	△1,063	△987
株主資本合計	5,092	6,560
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	31	4
評価・換算差額等合計	31	4
純資産合計	5,124	6,565
負債純資産合計	88,028	98,778

②【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
売上高	※ 1 37,558	※ 1 43,382
売上原価	※ 1 25,023	※ 1 27,666
売上総利益	12,534	15,715
販売費及び一般管理費	※ 1, ※ 2 11,550	※ 1, ※ 2 13,386
営業利益	984	2,328
営業外収益		
受取利息	1	8
受取配当金	10	9
助成金収入	121	120
諸債務整理益	29	23
その他	5	14
営業外収益合計	168	177
営業外費用		
支払利息	162	256
支払補償費	57	173
その他	75	48
営業外費用合計	295	477
経常利益	857	2,027
特別利益		
投資有価証券売却益	146	—
特別利益合計	146	—
特別損失		
減損損失	172	88
関係会社株式評価損	405	—
投資有価証券評価損	—	377
その他	1	3
特別損失合計	579	469
税引前当期純利益	424	1,558
法人税、住民税及び事業税	20	266
法人税等調整額	△349	△53
法人税等合計	△328	213
当期純利益	752	1,345

【売上原価明細書】

		前事業年度 (自 2023年 4 月 1 日 至 2024年 3 月31日)		当事業年度 (自 2024年 4 月 1 日 至 2025年 3 月31日)		
区分	注記 番号	金額 (百万円)		構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)
I 期首商品、製品及び制作品棚卸高			66			75
II 当期商品仕入高			1,605			1,768
III 製造原価						
1 材料費		235		1.0	214	0.8
2 労務費		116		0.5	111	0.4
3 経費		23,080		98.5	25,602	98.7
当期総製造費用		23,432		100.0	25,929	100.0
期首仕掛品棚卸高		0			5	
計		23,433			25,934	
期末仕掛品棚卸高		5	23,427		0	25,934
合計			25,099			27,778
IV 期末商品、製品及び制作品棚卸高			75			111
売上原価			25,023			27,666

原価計算の方法

実際原価による個別原価計算制度を採用しております。

(注) ※経費の主な内訳

項目	前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
外注費 (百万円)	4,031	4,606
減価償却費 (百万円)	1,495	1,630
複写印刷費 (百万円)	1,929	2,459

③【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金	利益剰余金合計		
						繰越利益剰余金			
当期首残高	5,962	1,723	3	1,726	149	△3,399	△3,250	△166	4,272
当期変動額									
新株の発行	481	481		481					963
当期純利益						752	752		752
自己株式の取得								△896	△896
自己株式の処分									
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）									
当期変動額合計	481	481	－	481	－	752	752	△896	820
当期末残高	6,444	2,205	3	2,208	149	△2,646	△2,497	△1,063	5,092

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	12	12	4,284
当期変動額			
新株の発行			963
当期純利益			752
自己株式の取得			△896
自己株式の処分			
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	18	18	18
当期変動額合計	18	18	839
当期末残高	31	31	5,124

当事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

(単位：百万円)

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	6,444	2,205	3	2,208	149	△2,646	△2,497	△1,063	5,092
当期変動額									
新株の発行	23	23		23					47
当期純利益						1,345	1,345		1,345
自己株式の取得								△0	△0
自己株式の処分								75	75
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）									
当期変動額合計	23	23	－	23	－	1,345	1,345	75	1,468
当期末残高	6,468	2,228	3	2,232	149	△1,301	△1,152	△987	6,560

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	31	31	5,124
当期変動額			
新株の発行			47
当期純利益			1,345
自己株式の取得			△0
自己株式の処分			75
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△26	△26	△26
当期変動額合計	△26	△26	1,441
当期末残高	4	4	6,565

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1)子会社株式、関連会社株式及び関連会社出資金

移動平均法による原価法を採用しております。

(2)その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法

時価法を採用しております。

特例処理の要件を満たす金利スワップ契約については、時価評価せず、その金銭の受払の純額を金利変換の対価となる負債に係る利息に加減して処理します。

3. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

4. 固定資産の減価償却の方法

(1)有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 3～50年

工具、器具及び備品 3～15年

(2)無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

(3)リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

5. 引当金の計上基準

(1)貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2)賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額を計上しております。

(3)退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（8年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

過去勤務費用は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（8年）による定額法により費用処理しております。

(4)株式給付引当金

役員株式給付規程に基づく取締役等への当社株式等の給付に備えるため、当事業年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

6. 収益及び費用の計上基準

(1) チケット関連ビジネス

音楽・スポーツ・演劇・映画・各種イベント等のチケット販売を主な事業として行っており、興行主催者より委託されたチケットの購入者からの決済が完了した時点で履行義務が充足されると判断し、決済完了時点で収益を認識しております。また、財又はサービスの提供における代理人に該当するチケット販売等については、受け取る額から他の当事者に支払う額を控除した純額で収益を認識しております。

(2) メディア・プロモーション関連ビジネス

エンタテインメント・レジャー領域を中心とした出版物の刊行を主な事業として行っており、顧客との取引契約に基づいて出版物の引き渡し完了した時点で履行義務が充足されると判断し、引き渡し時点で収益を認識しております。返品されると見込まれる出版物については、一定期間の返品実績率等に基づき取引価格を算定し、販売時に収益を認識せず、当該出版物について受け取る対価の額で返金負債を認識しております。

7. ヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

金利スワップ取引について、特例処理の要件を満たすものについては、特例処理によっております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段…金利スワップ

ヘッジ対象…借入金利

(3) ヘッジ方針

財務活動に係る金利リスクをヘッジする目的でデリバティブ取引を行う場合があります。

(4) ヘッジ有効性評価の方法

金利スワップ取引については、特例処理の要件に該当するかの判断をもって、ヘッジ有効性の評価に代えております。

8. その他財務諸表作成のための基礎となる事項

退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の会計処理の方法は、連結財務諸表におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

(重要な会計上の見積り)

会計上の見積りにより当事業年度に係る財務諸表にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりであります。

繰延税金資産

1. 当事業年度の財務諸表に計上した金額

(単位：百万円)

	前事業年度	当事業年度
繰延税金資産	801	865

2. 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社は、企業会計上の資産・負債と税務上の資産・負債との差額である一時差異等について税効果会計を適用し、繰延税金資産及び繰延税金負債を計上しております。繰延税金資産の回収可能性については、将来の合理的な見積り可能期間内の課税所得の見積り額を限度として、当該期間内の一時差異等のスケジューリングの結果に基づき判断しております。

当社は、「税効果会計関係」の注記事項に記載のとおり、将来減算一時差異に係る繰延税金資産については、繰延税金資産の回収可能性に係る企業分類に基づき、将来の合理的な見積り可能期間の課税所得見積額により、将来減算一時差異の解消見込年度及び解消見込額のスケジューリングを行い、回収が見込まれる金額を繰延税金資産として計上しております。

当社が事業基盤とする国内レジャー・集客エンタテインメント市場は、ライブ・イベント開催の活発な動きが加速し、大規模会場・大型興行の増加、動員数やチケット単価の上昇等により、コロナ禍前を大幅に上回る規模で好況に推移しております。当社の将来の課税所得の見積りは、過去の利益実績をもとに市場環境や事業戦略等を考慮し、最新の事業計画を基に当社の将来の利益を見込み、当該利益見込みに恒常的に発生する税務調整を反映し算出しております。

当社の経営環境の変化等による見積りの見直しが必要となった場合、翌事業年度において、回収が見込まれない繰延税金資産を取り崩す可能性があります。

(会計方針の変更)

(「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書き定める経過的な取扱いに従っております。

なお、当該会計方針の変更による財務諸表に与える影響はありません。

(表示方法の変更)

(損益計算書)

前事業年度において、独立掲記しておりました「営業外費用」の「支払手数料」は金額的重要性が乏しくなったため、当事業年度においては「その他」に含めて表示しております。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の損益計算書において、「営業外費用」の「支払手数料」に表示していた31百万円は、「その他」として組み替えております。

(追加情報)

(株式給付信託(BBT及びBBT-RS))

「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1)連結財務諸表 注記事項(追加情報)」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(貸借対照表関係)

※ 1 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産は、次のとおりであります。

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
建物	10,188百万円	9,616百万円
計	10,188	9,616

担保付債務は、次のとおりであります。

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
1年内返済予定の長期借入金	298百万円	298百万円
長期借入金	7,527	7,229
計	7,826	7,527

※ 2 棚卸資産

棚卸資産の内訳は、次のとおりであります。

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
商品及び製品	75百万円	111百万円
仕掛品	5	0
原材料及び貯蔵品	6	6
計	88	119

※ 3 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
短期金銭債権	262百万円	344百万円
長期金銭債権	344	341
短期金銭債務	4,359	3,192

- 4 当社は、運転資金の効率的な調達を行うため、貸出コミットメント契約を締結しております。この契約に基づく事業年度末における貸出コミットメントに係る借入未実行残高は、次のとおりであります。

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
貸出コミットメントの総額	3,000百万円	3,000百万円
借入実行残高	—	—
差引額	3,000	3,000

※ 5 財務制限条項

「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1)連結財務諸表 注記事項(連結貸借対照表関係)」に同一の内容が記載されているため、記載を省略しております。

(損益計算書関係)

※ 1 関係会社との取引高

	前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
営業取引による取引高		
売上高	594百万円	946百万円
営業費用	21,524	24,960

※ 2 販売費に属する費用のおおよその割合は前事業年度7.5%、当事業年度6.8%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は前事業年度92.5%、当事業年度93.2%であります。

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
貸倒引当金繰入額	△2百万円	131百万円
役員報酬	469	536
(うち、株式給付引当金繰入額)	(109)	(92)
給料手当及び賞与	4,079	4,489
(うち、株式給付引当金繰入額)	(12)	(5)
賞与引当金繰入額	195	555
退職給付費用	102	112
業務委託費	2,639	3,072
減価償却費	70	58

(有価証券関係)

子会社株式、関連会社株式及び関係会社出資金

市場価格のない株式等の貸借対照表計上額

区分	前事業年度 (百万円)	当事業年度 (百万円)
子会社株式	2,890	2,917
関連会社株式	222	194
関係会社出資金	318	315

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
繰延税金資産		
未払金	381百万円	516百万円
資産除去債務	394	412
減価償却超過額	317	358
関係会社株式評価損	265	274
貸倒引当金	217	234
投資有価証券評価損	68	189
賞与引当金	59	169
株式給付引当金	102	134
譲渡制限付株式	77	98
税務上の繰越欠損金	805	-
その他	95	158
繰延税金資産小計	2,785	2,547
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△530	-
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△1,147	△1,384
評価性引当額	△1,677	△1,384
繰延税金資産合計	1,108	1,163
繰延税金負債		
資産除去債務に対応する除去費用	△293	△295
その他有価証券評価差額金	△13	△2
繰延税金負債合計	△306	△297
繰延税金資産の純額	801	865

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
法定実効税率	30.62%	30.62%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	21.16	6.21
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△0.89	△0.05
住民税均等割	4.47	1.08
評価性引当額の増減額	△133.77	△18.84
税額控除	-	△3.08
税率変更による影響額	-	△2.58
その他	1.09	0.33
税効果会計適用後の法人税等の負担率	△77.32	13.69

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(令和7年法律第13号)が2025年3月31日に国会で成立したことに伴い、2026年4月1日以後開始する事業年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。

これに伴い、2026年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を30.62%から31.52%に変更し計算しております。

この変更により、当事業年度の繰延税金資産の金額(繰延税金負債の金額を控除した金額)は2百万円、法人税等調整額が2百万円、その他有価証券評価差額金が0百万円、それぞれ減少しております。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等

(1)連結財務諸表 注記事項(収益認識関係)」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

④【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

(単位：百万円)

区分	資産の 種 類	当期首 残 高	当 期 増加額	当 期 減少額	当 期 償却額	当期末 残 高	減価償却 累計額
有形固定資産	建物	10,777	107	3	655	10,225	3,553
	構築物	81	—	—	16	64	89
	工具、器具及び備品	519	172	0 (0)	180	510	1,116
	土地	724	—	—	—	724	—
	その他	55	58	49	6	57	32
	計	12,157	338	54 (0)	860	11,582	4,791
無形固定資産	ソフトウェア	5,398	917	51 (51)	1,782	4,482	—
	ソフトウェア仮勘定	359	1,303	351	—	1,311	—
	その他	72	—	36 (35)	1	35	—
	計	5,831	2,221	439 (87)	1,783	5,829	—

(注) 1. 当期増加額のうち主なものは次のとおりであります。

工具、器具及び備品	全社ネットワーク機器	59百万円
	関西支社機器	52百万円
ソフトウェア	チケットティング関連システム	730百万円
	ファンサービス事業システム	153百万円
ソフトウェア仮勘定	チケットティング関連システム	1,300百万円

2. 「当期減少額」欄の()は内数で、当期の減損損失計上額であります。

【引当金明細表】

(百万円)

科目	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
貸倒引当金	708	162	125	745
賞与引当金	195	555	195	555
株式給付引当金	335	98	75	358

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで															
定時株主総会	毎事業年度終了後3ヶ月以内															
基準日	3月31日															
剰余金の配当の基準日	9月30日 3月31日															
1単元の株式数	100株															
単元未満株式の買取 (注) 1、2	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部 (特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目3番3号 みずほ信託銀行株式会社 本店証券代行部 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 — 株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額															
取扱場所																
株主名簿管理人																
取次所																
買取手数料																
公告掲載方法	電子公告により行う。ただし電子公告によることができない事故その他やむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して行う。 公告掲載URL http://corporate.pia.jp/															
株主に対する特典	2025年3月31日現在、100株以上保有している株主に対し以下の特典を実施。 ①優待品目 優待品目は、オリジナルシネマギフトカード、オリジナル図書カード、災害復興のためのぴっけろくまッピー募金の3品目を以下の優待区分の金額の範囲内で、自由にお選びいただくことができます。また、上記に加え、3月末の株主名簿に2期以上（1年超）継続保有が確認できる100株以上保有の株主を対象に、「ぴあ」（アプリ）の有料コンテンツ年6,000円分を無償でご利用いただけます。 ②優待内容 <table> <tr> <th colspan="2" rowspan="2"></th><th colspan="2">株式保有期間</th></tr> <tr> <th>2期未満（1年未満） 保有</th><th>2期以上（1年超） 継続保有</th></tr> <tr> <td rowspan="2">期末保有 株式数</td><td>1,000株以上</td><td>5,500円分</td><td>11,000円分 +「ぴあ」（アプリ） 有料コンテンツ （年6,000円分）</td></tr> <tr> <td>100株以上 1,000株未満</td><td>2,500円分</td><td>5,000円分 +「ぴあ」（アプリ） 有料コンテンツ （年6,000円分）</td></tr> </table>					株式保有期間		2期未満（1年未満） 保有	2期以上（1年超） 継続保有	期末保有 株式数	1,000株以上	5,500円分	11,000円分 +「ぴあ」（アプリ） 有料コンテンツ （年6,000円分）	100株以上 1,000株未満	2,500円分	5,000円分 +「ぴあ」（アプリ） 有料コンテンツ （年6,000円分）
		株式保有期間														
		2期未満（1年未満） 保有	2期以上（1年超） 継続保有													
期末保有 株式数	1,000株以上	5,500円分	11,000円分 +「ぴあ」（アプリ） 有料コンテンツ （年6,000円分）													
	100株以上 1,000株未満	2,500円分	5,000円分 +「ぴあ」（アプリ） 有料コンテンツ （年6,000円分）													

- (注) 1. 当社定款の定めにより、当会社の株主は、その有する単元未満株式について、会社法第189条第2項各号に掲げる権利、会社法第166条第1項の規定による請求をする権利、株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利以外の権利を有していません。
2. 「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」（平成16年 法律第88号）の施行に伴い、単元未満株式の買取・売渡を含む株式の取り扱いは、原則として、証券会社等の口座管理機関を経由して行うこととなっております。但し、特別口座に記録されている株式については特別口座の口座管理機関である、みずほ信託銀行株式会社が直接取り扱います。

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度（第51期）（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）2024年6月24日関東財務局長に提出

(2) 半期報告書及び確認書

（第52期中）（自 2024年4月1日 至 2024年9月30日）2024年11月14日関東財務局長に提出

(3) 臨時報告書

2024年6月27日関東財務局長に提出

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書であります。

2025年2月5日関東財務局長に提出

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号の規定に基づく臨時報告書であります。

2025年2月5日関東財務局長に提出

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号の規定に基づく臨時報告書であります。

2025年3月10日関東財務局長に提出

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号の規定に基づく臨時報告書であります。

(4) 内部統制報告書及びその添付書類

事業年度（第51期）（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）2024年6月24日関東財務局長に提出

(5) 有価証券報告書の訂正報告書及びその添付書類並びに確認書

2024年6月28日関東財務局長に提出

事業年度（第51期）（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）の有価証券報告書に係る訂正報告書及びその添付書類並びに確認書であります。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2025年6月18日

びあ株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 沼田 敦士

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 石川 慶

<連結財務諸表監査>

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているびあ株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、びあ株式会社及び連結子会社の2025年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、連結財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

びあ株式会社の繰延税金資産の回収可能性 監査上の主要な検討事項の 内容及び決定理由	監査上の対応
びあ株式会社（以下、「会社」という。）は、財務諸表の注記事項「税効果会計関係」に記載されているとおり、当連結会計年度末に、会社単体において、繰延税金資産（繰延税金負債との相殺前）を1,163百万円計上している。 また、財務諸表の注記事項「重要な会計上の見積り」に記載のとおり、会社は、将来減算一時差異の解消見込年度及び解消見込額のスケジューリングを行い、繰延税金資産の回収可能性に係る企業分類に基づく期間の課税所得見積額により、回収が見込まれる金額を繰延税金資産として計上している。 繰延税金資産の回収可能性の判断にあたり、特に重要な要素である将来の課税所得の見積りは、経営者が作成した将来の事業計画を基礎として行われている。当該事業計画の策定において、会社は、事業基盤とする国内レジャー・集客エンタテインメント市場における過去の利益実績をもとに市場環境や事業戦略等を考慮している。そして、その策定過程で利用される将来の仮定には経営者の主観が含まれており、不確実性を伴うことから、その判断が将来の課税所得の見積りに重要な影響を及ぼす。 このように、繰延税金資産の回収可能性の判断は、主に経営者による将来の課税所得の見積りに基づいており、その基礎となる将来の事業計画は、経営者の判断を伴う複数の重要な仮定により大きく影響を受けるものである。よって、当監査法人は当該事項を監査上の主要な検討事項と判断した。	当監査法人は、繰延税金資産の回収可能性に関する会社の判断の妥当性を確認するために、会社が構築した関連する内部統制の整備・運用状況の有効性を評価した上で、主に以下の監査手続を実施した。 （１）将来の課税所得の見積りの算定に当たって採用された重要な仮定の適切性を評価するため、その根拠について経営者に質問したほか、主に以下の手続を実施した。 ・将来の課税所得の見積りについて、取締役会に報告された将来の事業計画との整合性を確かめた。 ・事業計画の蓋然性を概括的に確認するため、事業計画作成プロセスを理解し、過年度の事業計画と実績を比較し検討した。 ・国内レジャー・集客エンタテインメント市場における、市場規模の予測を重要な仮定と識別し、外部機関が公表している過去の実績と将来の市場予測に関するレポート等と比較して合理性を検討した。 （２）経営者が決定した企業分類が、会計基準が定める要件に当てはめ、適切に判定されているか、各要件の該当性を、過去の課税所得の発生状況等を踏まえて検討した。 （３）将来減算一時差異の解消見込年度及び解消見込額のスケジューリングについて、経営者への質問、議事録や証憑の閲覧等により検討した。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結財務諸表に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結財務諸表の監査を計画し実施する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当連結会計年度の連結財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

<内部統制監査>

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、ぴあ株式会社の2025年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、ぴあ株式会社が2025年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

内部統制報告書に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・ 財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、内部統制の監査を計画し実施する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

<報酬関連情報>

当監査法人及び当監査法人と同一のネットワークに属する者に対する、会社及び子会社の監査証明業務に基づく報酬及び非監査業務に基づく報酬の額は、「提出会社の状況」に含まれるコーポレート・ガバナンスの状況等(3)【監査の状況】に記載されている。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は監査報告書原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. XBR Lデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2025年6月18日

ぴあ株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 沼田 敦士

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 石川 慶

<財務諸表監査>

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているぴあ株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第52期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ぴあ株式会社の2025年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

繰延税金資産の回収可能性

ぴあ株式会社は、財務諸表の注記事項「税効果会計関係」に記載されているとおり、当事業年度末において、繰延税金資産（繰延税金負債との相殺前）を1,163百万円計上している。監査上の主要な検討事項の内容、決定理由及び監査上の対応については、連結財務諸表の監査報告書に記載されている監査上の主要な検討事項（ぴあ株式会社の繰延税金資産の回収可能性）と同一内容であるため、記載を省略している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

<報酬関連情報>

報酬関連情報は、連結財務諸表の監査報告書に記載されている。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は監査報告書原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。